



甲府市緑の基本計画

人と自然と歴史がきらめく、
緑あふれる ふるさと甲府



はじめに



甲府市は、甲府盆地の中央を南北に縦断し、北に八ヶ岳、南に世界文化遺産の富士山、西に南アルプス連峰の山々に囲まれ、市内には秩父多摩甲斐国立公園の金峰山を源流とする荒川が流れ、その上流に国内屈指の渓谷美を誇る御岳昇仙峡を有するなど、美しく豊かな自然に恵まれた魅力あふれるまちであります。

さらに歴史も古く、永正16年（1519年）武田信玄の父信虎が、つつじが崎に館を築いてから、平成31年に開府500年を迎え、重層的な歴史とともに、山梨の政治、経済、交通、文化の中心として発展してまいりました。

この恵まれた自然豊かな環境や本市固有の歴史などの地域資源を最大限活かすには、より一層魅力あふれるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、近年、便利で快適な暮らしに伴い、これに起因する環境問題が顕在化するなか、市民の環境に対する関心が高まってきており、緑豊かで潤いのある生活環境の形成が求められております。

このようなことから、本市における緑のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するため、その指針となります「甲府市緑の基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「人と自然と歴史がきらめく、緑あふれる ふるさと甲府」を基本理念に掲げ、受け継がれた緑を大切な財産として守りながら、新たな緑の歴史を紡ぎだし、効果的な緑のネットワークを図るなかで、ふるさとを誇りに語れることのできる緑づくりの取り組みを市民・事業者・行政が力を合わせて共に進めて行くことを目指しています。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました甲府市緑の基本計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成26年3月

甲府市長 宮島 雅展

目 次

第1章 甲府市 緑の基本計画の策定にあたって	1
1. 策定の目的	2
2. 緑の基本計画とは	2
3. 緑の基本計画の位置づけ	3
4. 計画の構成	3
(1) 計画の構成	3
(2) 計画対象区域	4
(3) 目標年次	4
5. 本計画で対象とする緑について	4
(1) 緑の役割	4
(2) 計画の対象となる緑	4
第2章 甲府市の緑の特性	5
1. 甲府市の概況と緑の構造	6
(1) 位置と地勢	6
(2) 気候	6
(3) 緑の構造	7
(4) 市の木と花	8
2. 緑の現況	8
(1) 緑被地の現況	8
(2) 森林の現況	8
(3) 農地の状況	9
(4) 市街地の緑	9
(5) 法制度による緑の保全	10
3. 身近な愛着を感じる緑	10
(1) 都市公園等	10
(2) まちの杜	10
(3) 街路樹	11
(4) 都市河川	11
(5) レクリエーション施設	11
4. 身近な安全につながる緑	11
(1) 火災から市民を守る道路等の緑	11
(2) 避難場所としての公園や教育施設の緑	11
5. 歴史を感じる緑	12
6. 緑づくりの活動	12
(1) 緑のまちづくりに向けた条例	12
(2) 主な緑のまちづくりの活動	12
(3) 緑に関わるイベント	16

第3章 緑のまちづくりに向けた課題	17
1. 緑に関する広域計画の位置付けと課題	18
(1) 甲府都市計画区域 緑のマスタープラン(平成5年3月策定)	
東八代(現 笛吹川) 都市計画区域 緑のマスタープラン(平成6年3月策定)	18
(2) 甲府盆地7都市計画	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成23年3月策定)	19
(3) 課題の整理	19
2. 緑の役割からみた課題	20
(1) 解析・評価の視点	20
(2) 系統別の解析・評価	21
(3) 系統別の課題	22
3. 総合的な課題	25
(1) 緑の保全と活用の観点から	25
(2) 甲府ならではのもてなしの緑づくりの観点から	25
(3) 市街地の緑づくりの観点から	26
(4) 緑のネットワークの観点から	26
(5) 緑のまちづくりを担う人づくりと仕組みづくりの観点から	26
第4章 計画の基本理念と目標	27
1. 計画の基本理念	28
2. 緑の将来像	29
3. 緑の将来構造	31
4. 緑の配置	32
5. 総合的な配置	42
6. 緑の基本目標及び基本方針	45
7. 緑地の保全及び緑化の推進目標	47
(1) 目標の設定にあたって	47
(2) 計画フレーム	47
(3) 緑の目標水準	48
8. 都市公園の整備方針	51
第5章 緑の推進施策の方針	53
<緑の基本計画 施策体系図>	54
1. 「緑を守る」における推進施策の方針	55
2. 「緑でもてなす」における推進施策の方針	62
3. 「緑をつくる」における推進施策の方針	66
4. 「緑で育てる」における推進施策の方針	72

第6章 緑の基本計画を効果的に運用するにあたって	79
1. 戦略的・計画的な緑のまちづくりの推進	80
(1) 緑の重点施策の推進	80
(2) 緑のまちづくりに向けた体制の充実	84
(3) 周辺都市や県・国・民間組織との連携による計画の推進	84
(4) 計画の進行を管理評価する仕組みづくり	84
2. 行動計画	84
(1) 緑の基本計画・推進プログラムに基づく計画の推進	84
(2) 計画推進のための財源確保	84
<参考資料>	89
1. 用語の解説	90
2. 樹木の特徴	95
3. 策定の経過	99
4. 甲府市緑の基本計画の策定メンバー	100

第 1 章

甲府市 緑の基本計画の策定にあたって

第1章 甲府市 緑の基本計画の策定にあたって

1. 策定の目的

「緑の基本計画」は、本市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、地域における緑づくりの課題を抽出し、総合計画、都市計画マスタープランなどの上位計画及び関連計画との整合を図りつつ、緑の保全、活用に向けた方針と対策及び実現化への方策や、都市公園の整備方針等について、甲府市緑の基本計画として定めるものです。

この基本計画により、地域の個性や独自性を十分に考慮しながら、緑地の保全、公園緑地の整備、その他公共施設や民有地の緑化など、まちの緑全般を対象として、甲府市が目指す緑の将来像とそれを実現するための施策を示します。

2. 緑の基本計画とは

法律（都市緑地法）に根拠をおく計画です

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。また、計画の記載事項には「都市公園の整備の方針等」が盛り込まれ、その他、民地での緑化を進めるための区域設定や条例による義務付けなどが出来るようになります。

緑のまちづくりに関する総合的な計画です

「緑の基本計画」は、都市公園の整備や地域制緑地の指定などの都市計画による事業・制度のみならず、河川等の水辺や緑地の保全、道路や学校等の公共公益施設の緑化の推進、市民や事業者の活動による緑地の保全や緑化の推進、さらには緑化意識の普及啓発等ソフト面の事項も含めた都市の緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

市民・事業者・行政が協働で進める計画です

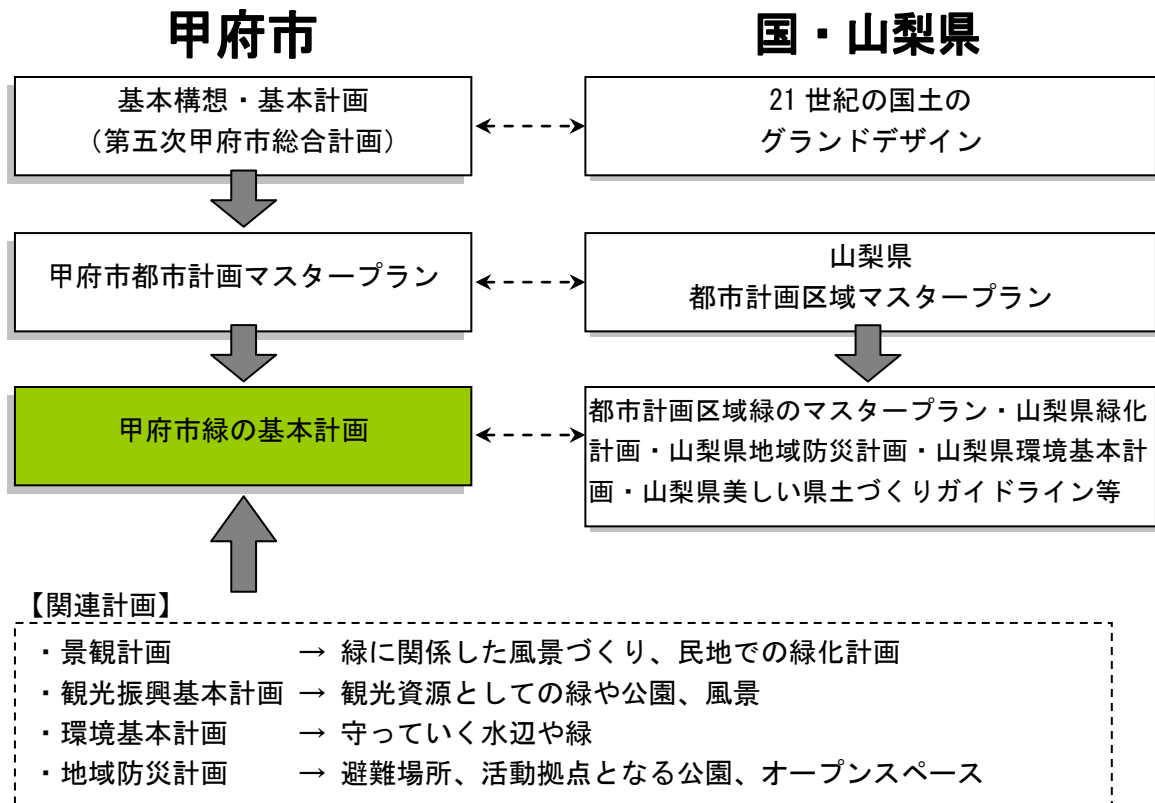
「緑の基本計画」を実行性のあるものにするため、都市の緑の保全及び創出には、各公共公益施設の管理者だけでなく、市民、事業者などの積極的な協力と連携が不可欠です。

市内では、生け垣の緑化や花壇の設置、森林での植樹活動など市民や事業者による緑化活動が行われており、今後もこれらの取り組みの輪を広げていくことで、出来るだけ多くの人々を巻き込み大きな取り組みへとつなげていくことが必要です。

緑のまちづくりに向けて、多くの人の理解と協力を得ながら市民・事業者・行政が協働で取り組むための施策を中心とした計画です。

3. 緑の基本計画の位置づけ

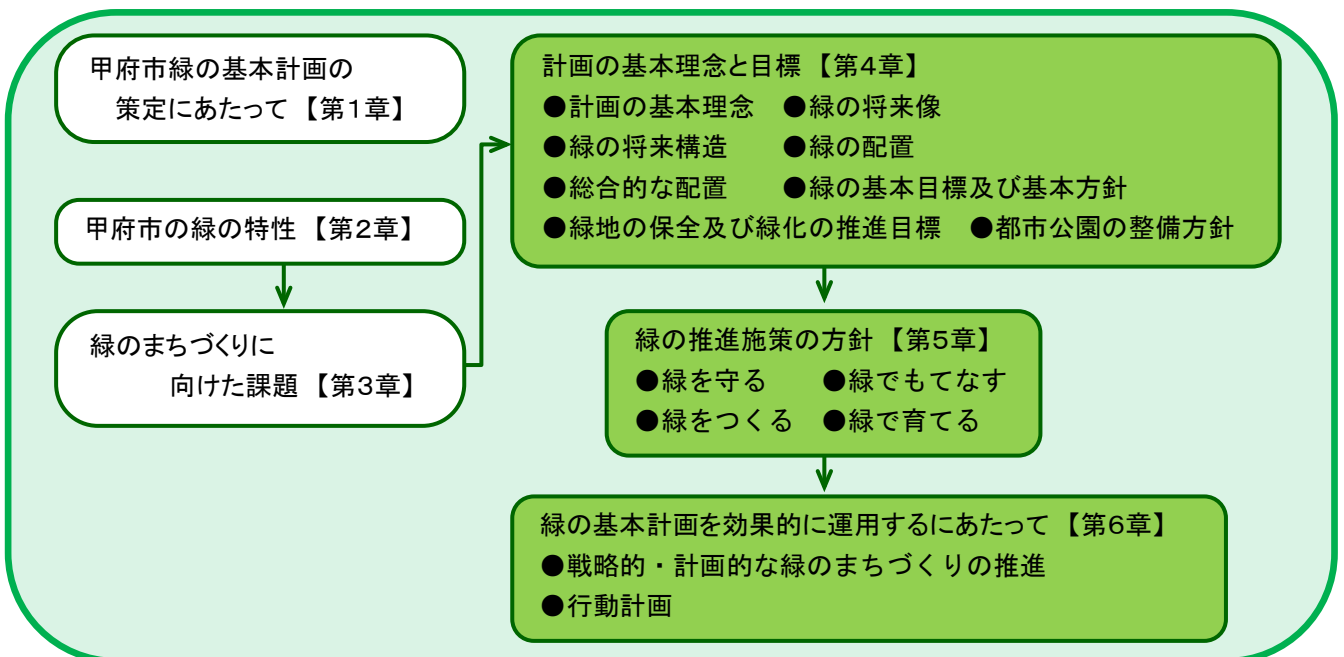
緑の基本計画は、緑やオープンスペースの全てに関する総合的な計画となります。関係する諸計画と整合を図りつつ策定します。



4. 計画の構成

(1) 計画の構成

本計画は、以下のような内容で構成されています。



(2) 計画対象区域

本市の緑については、市街地を取り囲む山岳、丘陵地の樹林地、樹園地、農地などが特徴となっています。

そこで、市街地部分だけでなく、本市全体の緑づくりの方向性を示していくため、行政区画(212.41平方km)を計画対象区域として設定します。

(3) 目標年次

本計画の計画期間は、概ね20年間とし、目標年次は平成42年(西暦2030年)とします。

なお、本計画は今後の社会経済情勢、市民ニーズの変化や時代の要請などにより、必要に応じて計画内容の見直しや充実を図ります。



5. 本計画で対象とする緑について

(1) 緑の役割

緑は様々な働きを持っており、私たちの生活に深く関わっています。

緑が持つ機能を再認識しながら、適正な保全、整備、管理を行うことで、本市の緑を活かしていくことが重要です。

【緑の働き】

- 環境保全機能：様々な生き物の生息環境、気温の緩和、大気の洗浄など自然生態系や都市環境を維持、改善する働きがあります
- レクリエーション機能：自然とのふれあいなど心安らぐ余暇空間としての働きがあります
- 防災機能：災害から人やまちを守る働きがあります
- 景観構成機能：多様性や四季の変化など心を育み潤いある故郷の美しい景観をつくっています
- 歴史風土機能：甲府の風土や歴史を感じさせる働きがあります

(2) 計画の対象となる緑

緑とは、樹林地や草地・農地、水辺、河川、道路の街路樹、公園・緑地などの公共施設等の樹木や花、植物やそれらを含む周辺の土地や空間、及び緑化された個人の空間を示します。

また、単に樹木、花、水を示すだけでなく、緑の保全や創出に係わる取り組みや、緑に係わる人々すべてを含めます。

このため、本計画においては、公園・緑地などの公共施設としての緑だけでなく、民間を含む空間や取り組み、緑に係わる人・もの全てを緑の対象とします。

第2章

甲府市の緑の特性

第2章 甲府市の緑の特性

1. 甲府市の概況と緑の構造

(1) 位置と地勢

本市は、山梨県のほぼ中央、東経 138 度 35 分、北緯 35 度 40 分の位置にあり、市域は東西 15.3km、南北 41.5km、面積は 212.41 平方 km です。

市の最北の山岳地域には金峰山、朝日岳 2,000m を超える峰々が連なり、南には三方分山、王岳があります。

市街地は、甲府盆地の中心に位置し、おおむね平坦ですが、北に高く南に低く傾斜しています。市内からは北に八ヶ岳、南に富士山、西に南アルプス連峰を望むこともできます。

市内を秩父多摩甲斐国立公園の主峰を源とする荒川が流れ、また国内屈指の渓谷美を誇る御岳昇仙峡（平成 20 年に「平成の名水百選」認定）や芦川渓谷といった豊かな自然に恵まれた土地柄です。

(2) 気候

本市は、盆地のため内陸気候で寒暖の差が激しく、夏は非常に暑く、冬は厳しい寒さとなる特徴があります。

気候は中央高地式気候に区分されていますが、夏季には日本有数の酷暑となり、たびたび猛暑日に見舞われ、2013 年（平成 25 年）8 月 10 日に甲府地方気象台で観測された 40.7℃ は日本の気象観測史上で、日最高気温歴代 5 位です。

一方、冬季は厳しい冷え込みとなり、同気象台で 1921 年（大正 10 年）1 月 16 日に観測された氷点下 19.5℃ が甲府での最低気温ですが、大局的には太平洋側気候であるため雪が積もることは少なく、年間降水量も日本の中では少ない方で、全体としては穏やかで住みやすい気候となっています。

平成 24 年の平均気温は 14.8 度で、年間降水量は 1,003.5mm でした。（甲府地方気象台観測）



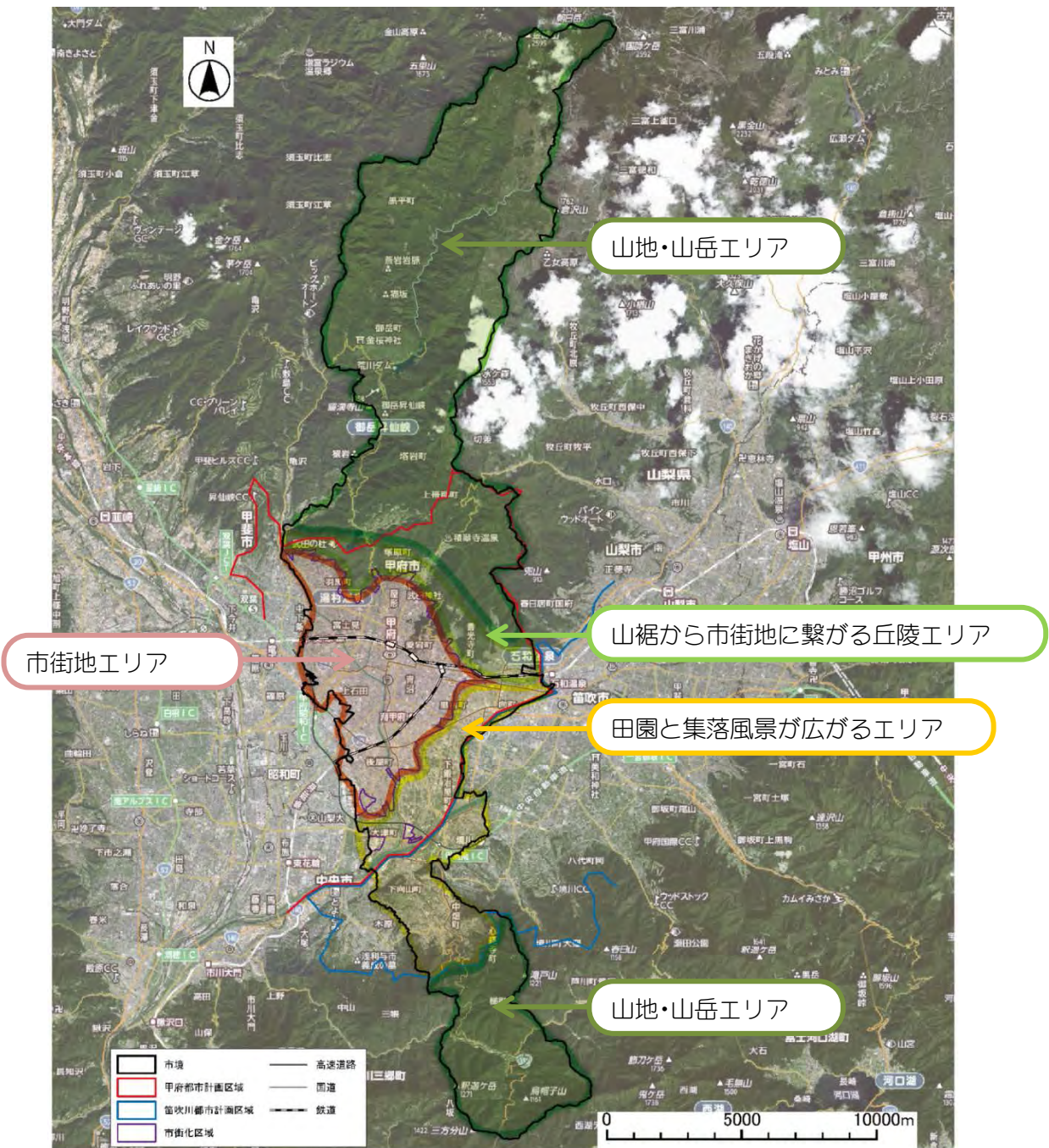
(3) 緑の構造

山梨県中央部に位置する甲府盆地は、本市や周辺市町などの都市を含み、やや東西に長い逆三角形の形状をしています。

本市の市街地は甲府盆地の中心部に位置します。

市街地南部を日本三大急流の富士川水系の一級河川である笛吹川が東西に流れ、その支流である荒川が南北を流れています。

また、市街地を取り囲むように水田が広がり、北側の山岳に繋がる丘陵地のすそ野には果樹園が広がり、樹林地が点在しています。北部には秩父多摩甲斐国立公園に位置する金峰山、また要害山などの山並みの眺望景観が広がり、南部では、滝戸山、烏帽子山、奥には王岳、三方分山、そしてその奥には富士山の眺望が広がっています。



【緑の現況構造】

(4) 市の木と花



市の木は「カシ」です。カシは、ブナ科の常緑高木で本市に数多く自生しています。材質はとても堅く、樹形は天に向かい雄大に伸びます。空に向かって伸びる樹形は市の将来を象徴するのにふさわしいと選ばれました。



市の花は「ナadeshiko」です。ナadeshikoは世界に広く分布し、とても育てやすい花です。本市の暑さや寒さにも耐えて咲くたくましさ、美しさは甲府を象徴するのにふさわしいと選ばれました。

2. 緑の現況

(1) 緑被地の現況

市街地や市街地周辺には、開墾時の面影を残す雑木林が点在しており、現在も当時の面影を残しています。

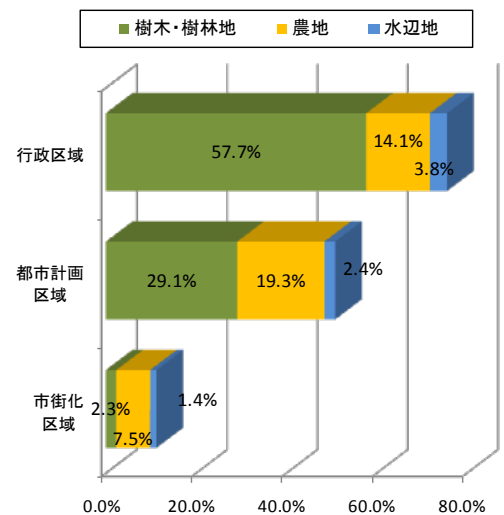
市街地では、神社や公共施設周辺にまとまった樹林地が形成され豊かな自然を感じることができる空間もありますが、緑被は低い状況です。

果樹園などの農地は、市街地を取り囲むように広がり、その周りは山岳に囲まれ本市を特徴づける景観の一つとなっています。

また、荒川や笛吹川、濁川などが流れ、北部には湖や池沼が点在しています。

緑被率については、行政区域で 75.6%、市街化区域で 11.2%、市街化調整区域で 71.4%となっており、市街化区域は低い割合を示しています。

市街化区域の緑被を種類別にみると、樹木・樹林地 (2.3%)、農地 (7.5%)、水辺 (1.4%) であり、農地が多い状況となっています。



【緑被地の割合】
平成 20 年 12 月

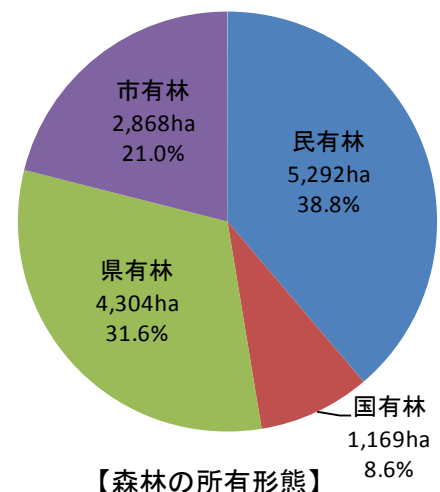
(2) 森林の現況

1) 森林の現況

本市の森林面積は、平成 23 年度現在で、13,633ha であり、行政面積の約 64%を占めています。

森林の所有形態は、民有林 5,292ha (38.8%)、国有林 1,169ha (8.6%)、県有林 4,304ha (31.6%)、市有林 2,868ha (21.0%) です。

国有林を除く人工林の面積は 5,555ha であり、人工林率は約 45%となっています。樹種別の内訳はスギ 5%、ヒノキ 21%、アカマツ 23%、カラマツ 42%、その他 9%です。



【森林の所有形態】

また、公有林の一部では、森林公園武田の杜（面積 2,500ha）として利用されており、年間約 8 万人の利用者がいます。

さらに、本市では甲府市森林整備計画（計画期間：平成 24 年度～平成 34 年度）に基づき、森林の保全、整備・活用に向けた取り組みを推進しています。

2) 緑に関係する主要な事業・プロジェクト等の進捗状況

地域の里山林としては、湯村山、愛宕山などがあり、多くの市民が森林散策等を利用し余暇を楽しんでおり、さらに市街地北部の山の麓には学校林等の施設があり、学校林整備や森の教室等の展開を図っています。

(3) 農地の現況

本市では、地域の特性を活かしながら、生産性の向上や農地の有効利用を促進するため、必要な基盤整備、生産・流通及び従事者の生活環境の改善や集团的優良農地の保全策などを推進しています。

また、生産組織や認定農業者を中心に担い手を育成するとともに、農作物の品質向上と安定生産に向けて、特色ある農業の振興を図っています。

しかし、近年の急激な都市化の進展や社会経済情勢の変化に伴い、農業人口の減少、農業従事者の高齢化などによって、農業後継者の不足とともに農地転用が進み農地が減少しています。

さらに、集団化されていない小規模農地を中心に耕作放棄地が増加しています。

農地の保全や活用については、以下の事業が実施されています。

1) 農業経営基盤強化促進対策事業

2) 甲府市耕作放棄地再生 5 ヶ年計画

3) 市民農園整備事業

4) 農業振興地域管理事業

5) 緑地等の保全に繋がる優良農地の確保

- ◆ 農地転用の厳格化
- ◆ 農地銀行による農地の有効活用
- ◆ 遊休農地・耕作放棄地対策と農地利用実態調査



丘陵地に広がる農地

(4) 市街地の緑

本市の市街化区域内における樹木緑被率は 2.3%、農地や水辺を含んだ緑被地は 11.2%であり、平成 20 年 11 月に策定された甲府市中心市街地活性化基本計画においては、全国の市街化区域の樹木緑被率に比して低い状況であることが指摘されています。

甲府市中心市街地活性化基本計画においては、本市の目指す中心市街地の実現に向け、3 つの基本方針を定めています。

方針の一つとして、「定住の場所として選ばれる中心市街地の再生」を目標に掲げ、緑に関する具体的事業として、「まちの杜推進事業」を位置づけていますが、中心市街地区域内にまちの杜を設置できるスペースがないことや、フラワーポットの設置については、歩道が狭いこと、また、商店街での管理は難しいことから、進捗率は低調です。

今後は、低未利用地の有効活用を含め、緑を通して中心市街地にいかに憩いの場を創造していくかが課題となっています。

(5) 法制度による緑の保全

市内の優れた自然環境は、法律や条例に基づいて指定することにより緑の保全を図っています。

1) 保安林等の保全

保安林指定地域（保安林の種類は17種類）では、その保全と適切な施業の実施による保安機能の確保のため、森林所有者に作為、不作為の義務が課せられている一方で、私権制限の程度に応じて租税の減免などの措置が講じられています。

2) 農地の保全

良好な農地を保全するために農業振興地域内に農用地区域が指定されています。

3) 風致地区

風致地区は、都市で失われつつある良好な自然環境を維持し、調和のとれた都市計画の保全及び形成を図るために指定します。

本市では、6地区、面積644.2haが歴史的風土・景観及び水辺地の保存のために指定されており、市条例により、建築物の建築、土地の形質変更、木竹の伐採等風致を維持するために制限を定めています。



北部山岳地域



愛宕山風致地区

3. 身近な愛着を感じる緑

(1) 都市公園等

既定の都市計画公園・緑地は、将来にわたり良好な都市環境を確保するために必要な施設として、都市計画決定されており整備促進を図る必要があります。

本市の都市計画公園については、現在40箇所が計画決定され、その内、36箇所が開設されており、本市全体としての一人当たりの公園面積は約12.6㎡で国が示す標準である10㎡を満たしています。

未開設都市計画公園は、4公園（住吉区画整理1号公園（街区）、羽黒公園（近隣）、西下条公園（近隣）、北西公園（地区））ありますが、2公園（住吉区画整理1号公園、西下条公園）は整備中です。



朝気ふれあい公園（街区公園）

(2) まちの杜

開発行為に伴い設置された緑地・公園を利用して、まちの杜を整備しています。地域住民のコミュニケーション及び憩いの場として潤いとやすらぎの場を提供し、併せて都市の景観の向上を図るため、除草清掃並びに整枝・剪定などの管理を行う事業を実施しています。

平成23年4月現在では、81箇所1.5haのまちの杜が設置され、年々増加しています。

しかし、開発行為が行われるたびに3%緑地・公園が増え続ければ、維持管理について対応しきれなくなります。

近年の開発行為については、除草管理は入居住民が行い、剪定・害虫駆除は市で行うという協働型管理を実施していますが、このまま増え続けて行けば対応もできなくなるということが課題となっています。

(3) 街路樹

本市では、主要幹線道路を中心として、ケヤキ、ハナミズキ、シラカシ（市の木：カシ）、トウカエデ（県の木：カエデ）、イチョウなどの街路樹が整備され、市街地に潤いと季節の彩りを与えています。



ハナミズキ(住吉四丁目善光寺線)

(4) 都市河川

本市には、笛吹川や荒川をはじめとして多くの一級河川、普通河川が流れており、市民生活や様々な活動に利用されています。

河川空間は、流域に広がる田園・果樹園とともに、本市の貴重な自然景観を創出しています。荒川には都市緑地が整備され、荒川や笛吹川にはサイクリングロードが整備されており、市民の身近な憩いの場として活用されています。

また、相川上流では、相川地区においてホテルを守る会が河川の清掃や幼虫の放流などの活動を行っています。



荒川サイクリングロード

(5) レクリエーション施設

本市には、野球場、テニス場といったスポーツ施設や、自然遊歩道、キャンプ場といった自然を楽しむレクリエーション施設が整備されています。

また、日常的な憩いの場として利用できる、ゆったりとしたオープンスペースを有する広場なども整備されています。



テニスコート(緑が丘スポーツ公園)

4. 身近な安全につながる緑**(1) 火災から市民を守る道路等の緑**

市内の幹線道路においては、連続して街路樹が整備されている区間があり、火災時の延焼防止機能を有しています。

また、災害時などの緊急避難路としての役割も果たしています。

さらに、市内を流れる荒川、濁川などは火災時の延焼防止等の機能を有する貴重な空間となっています。



平和通りの街路樹

(2) 避難場所としての公園や教育施設の緑

緑が丘スポーツ公園・小瀬スポーツ公園・千塚公園などの都市公園や小・中学校、高校、大学等の学校教育施設は、「甲府市地域防災計画」で、避難場所として位置づけられています。

これらの緑やオープンスペースは地震や水害など、市民が被る様々な被害の危険性を低減し、災害に強い都市を形成する貴重な空間となっています。



指定避難場所(北部：千塚公園)

5. 歴史を感じる緑

市内には、古くから人々の生活が営まれていたことを示す遺跡などが分布しています。歴史・文化資源と一体となった社寺林などの緑の一部には自然林として残っているものもみられます。

天然記念物として指定されているものには、金櫻神社のスギ群などがあり、史跡には古墳や城跡がみられます。



金櫻神社のスギ群

6. 緑づくりの活動

(1) 緑のまちづくりに向けた条例

本市では、市と市民が一体となって緑豊かな都市環境を形成することを目的とし、昭和53年3月に「甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例」が制定されています。

条例施行規則では、公共施設や事業所等における緑化基準が示されています。

(2) 主な緑のまちづくりの活動

■各家庭等への花や樹木の配布・支援

1) 各種記念樹の配布

市内の小学校に入学する児童が行う新入学記念樹（学校希望樹）や、市内に住居を新築したり、新築の住居を取得した方への新築記念樹（キンモクセイ）の配布を行っています。

2) 家庭緑化の推進

市民の緑化意識の高揚と啓発を図るため、市民緑化教室を年5回開催しています。

3) 花いっぱい緑いっぱい運動の推進

各地区自治会及び公共施設などへ、花苗・花の種子・用土等の供給を行っています。また、武田通り、山の手通りに180基のフラワーポットを設置し、年間を通じて草花を植栽して環境美化に努めています。



菜の花のフラワーポット(武田通り)

4) 緑のカーテンづくり運動

本市では、「甲府市地球温暖化対策地域協議会」との協働により、平成20年度から「緑のカーテンづくり運動」を推進しています。

具体的な取り組みとしては、毎年セミナーを開催し、ゴーヤの苗をモニターへ配布するなどして、普及啓発活動を行っています。

「緑のカーテン」は、陽の当たる窓際にツル性の植物（ゴーヤ）を這わせて日よけにし、夏場の熱気を和らげ、エアコンの使用を削減しようとする省エネ・温暖化防止対策のひとつですが、ヒートアイランドの緩和、都市の緑化など副次的な効果もあります。



緑のカーテンづくり

5) 生け垣設置及び事業所等の緑化

本市では、安全でみどり豊かなまちづくりを推進するため、生け垣づくりを奨励し、道路に面した部分でブロック塀などを生け垣に改造する市民、及び新たに生け垣を設置する市民に対して経費の一部を助成する制度を設けています。

また事業所等緑化助成事業もあわせて実施しています。



住宅地の緑化

6) 落葉の堆肥化

本市では、二酸化炭素の発生抑制による環境負荷の軽減などを目的として、公園の樹木、街路樹及び一般家庭から出る落葉を堆肥化することによる有効活用を図っています。

市民や自治会など地域団体、事業者の方々に協力を呼びかけ、簡易堆肥キット・堆肥化容器による独自処理や落葉用ボランティア袋の回収による処理等落葉の堆肥化を実施しています。

モニター参加を募り、取り組み状況のフォローアップ調査を行うなど、減量効果や堆肥化の状況の検証を引きつづき行い普及拡大を図ります。



落葉の堆肥化（農業センター集積所）

■花いっぱいづくりの活動

7) ナデシコ群生地管理

本市の総合的な都市緑化のうち、花による緑化を強力に推進するため、地域ごと特色ある花のまちづくりを展開しているもので、平成5年3月に策定された甲府市フラワータウン基本計画を基に、ナデシコ群生地4カ所を設定し管理を行っています。

8) フラワーロード設置事業

荒川河川敷サイクリングロード沿道にフラワーロード花壇を設置し、市民自ら参加して地域ごとに特色ある花のまちづくりを推進しています。



ナデシコ群生地（荒川）

9) 圃場管理事業

樹木の供給及び配布に伴う花苗の生産及び樹木の管理を行っています。

- ・ 落合圃場（1,376 m²）…主として自治会、公共施設等への配布用花苗の生産
- ・ 小曲圃場（5,118 m²）…主として公共施設、街路に植栽される樹木の管理

■森林を守る活動

10) 森林ボランティア団体等によるボランティアの森の維持管理活動

山梨県では、県有林において、自主的な森づくり（森林ボランティア活動）を行おうとする「森林ボランティア団体等」に、活動の場「ボランティアの森」を提供し、森林の造成を通じて森林の役割や重要性についての普及啓発を図るための活動を実施しています。

甲府市内では、羽黒町字片山（3.31ha）、岩窪町字躑躅ヶ崎（1.03ha）の2箇所の県有林がボランティアの森に指定されており、森林ボランティア団体などが、植栽・下刈・剪定等を実施しています。



ボランティアによる植樹活動

11) 企業・団体による森林整備活動

企業や団体のCSR活動としての森づくりへの関心の高まりを背景に、山梨県内では多くの企業・団体の森において取り組みが行われています。

山梨県は、平成18年度に企業の森推進事業、平成19年度からはやまなし森づくり委員会の活動支援などにより企業・団体の森を推進しています。

甲府市内では、6箇所、23.1haの企業・団体の森において取り組みが行われています。

12) やまなしどんぐりクラブによる活動

山梨県は、毎年、秋に「やまなしどんぐりクラブ」を開設しています。次代を担う児童など（小学生以下）を対象に、山でどんぐりを拾い、育て、植樹する活動を通して、緑に親しみ、森林を慈しむ心を育てています。

- ・どんぐりを拾ってきた児童等の登録と会員証の発行
- ・山で集めてきたどんぐりの苗木養成等
- ・どんぐりの数に応じた苗木等の贈呈 等

13) 学校林の取り組み

学校林を所有する学校は、相川小、里垣小、北中、北東中の計4校です。

甲府市における学校林の取り組みは1943年まで遡り、1960年代には取り組みが一時衰退しましたが、2000年代になると、総合学習の導入などにより、環境学習の場としての活用が見直されています。



学校林活動（相川小学校）

■山梨県の緑に関わる団体等

14) やまなし森づくり委員会

森林ボランティアグループ、環境関係団体、森林・林業関係団体などと山梨県で構成する任意団体です。活動内容は次のとおりです。

- ・企業や団体、ボランティアの森づくりに関する相談窓口
- ・企業・団体・学校等との連絡調整・情報交換、活動フィールドの紹介等
- ・森づくり活動の具体的指導、作業用具の貸し出し、指導者の紹介
- ・森づくり活動の移手段や宿泊先の確保、地域イベントとの連携
- ・森林組合等への委託のアドバイス
- ・活動フィールドにおける森づくりの企画、シンポジウムや講演会、研修会等の開催
- ・先駆的・先導的な森づくり活動の促進と普及等



森づくり活動(植樹イベント)

15) 公益財団法人山梨県緑化推進機構

緑化事業の推進と緑化思想の高揚を図り、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)第2条第2項に規定する緑の募金を推進することにより、緑豊かな県土づくりと国際緑化に寄与することを目的として設立されました。

主な事業は、以下のとおりです。

- ・緑化活動普及啓発事業
- ・青少年等緑化推進事業
- ・森林整備公募事業
- ・緑化推進公募事業
- ・市町村緑化推進組織活動事業
- ・「みどり通信」の発刊・配布
- ・緑の募金顕彰



青少年等緑化推進事業
(緑化ポスターコンクール)

16) 公益財団法人やまなし環境財団

山梨県が、民間の篤志家からの寄附をもとに、民間団体の自発的な環境保全への取り組みを支援することを目的に、平成9年11月20日に設立されました。

主な事業は以下のとおりです。

- ・「緑のカーテン ガイドブック」の配布
- ・民間団体の環境保全活動への助成
- ・「若宮賞」表彰事業
- ・やまなし環境活動推進ネットワークフォーラムの開催
- ・情報提供事業

17) 公益財団法人山梨県林業公社

山梨県内の森林資源の造成、整備を図るとともに、森林・林業に関する普及啓発及び林業の担い手の確保・育成を行い、県土の緑化・保全並びに農山村経済の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とし、昭和40年に民法第34条の規定に基づき設立されました。

主な事業は以下のとおりです。

- ・分収造林事業
- ・分収育林(緑のオーナー制度)事業
- ・森の教室(山梨県からの受託事業)
- ・山梨県林業労働センター事業

18) 山梨県緑化センター

昭和49年4月「緑を通じて県民の生活・環境保全等を確保し、快適な生活環境を実現すること」を目的に、県の緑化施策の推進機関として設立されました。

センター内には、小庭園見本・樹木見本・駐車場緑化見本など各種緑化見本コーナーが設置されています。また、緑化相談や各種の緑化教室・研修など各種事業を通して、県民に対して緑化知識・技術の普及と緑化思想の高揚を図り、緑の総合窓口として機能しています。

平成18年4月より、山梨県造園建設業協同組合が指定管理者の指定を受け、管理、運営しています。主な事業は以下のとおりです。

- ・緑の教室
- ・親子緑の集い
- ・樹木医講演会派遣
- ・子ども樹木博士
- ・緑サポーター
- ・学校等研修会
- ・緑化相談

■甲府市の各地区の取り組み

19) 各地域における緑に関する取り組み

本市では、各地域における緑に関する取り組みとして、各自治会の特色を活かした活動が行われています。「花いっぱい運動」など、季節の花や「緑のカーテン」による緑による地球温暖化対策への取り組みも行われています。(平成23年度)

地区名	事業名称	地区名	事業名称
琢美	花いっぱい運動	国母	環境美化運動(花いっぱい運動・河川公園の清掃)
東	地区内美化・清掃活動及び環境学習会	大国	ふるさと発見ウォーク
里垣	河川浄化とほたるの里作り	住吉	甲府市公園の愛護会による自主的な美化活動事業
甲運	花いっぱい運動・環境美化清掃活動	中道	花いっぱい活動
穴切	緑のカーテン作り	北新	緑が丘船出公園周辺の美化清掃活動
貢川	貢川右岸桜並木路維持管理事業	相川	地域のオアシスづくり事業(並木景観・花畑づくり)
石田	菊づくり教室、菊花展開催	羽黒	花いっぱい運動
池田	花いっぱい運動	千代田	美しい里山づくりと地域の活性化事業
新田	環境美化運動(池田公園)・地区の木「さざんか」補植事業	新紺屋	環境美化事業(花きを植栽し緑と花いっぱいの美意識高揚)
湯田	フラワーロード安らぎ潤いの創造活動	朝日	花いっぱい運動
伊勢	綺麗なまちづくり運動(花づくり)	春日	親子料理教室環境美化活動

※出典：地域環境に関する各地区の緑に関する取り組み・21世紀まちづくり協議会の緑に関する取り組み

20) その他の取り組み

本市では、その他地域公共施設の緑化、甲府市保存樹木などの指定、公共施設緑化、緑化ポスターコンクールの実施等や、まちづくり景観住民協定の締結による景観まちづくり活動等が行われています。

(3) 緑に関わるイベント

本市では、歴史あるお祭りが多く、緑に関するイベントも多数開催されています。緑化まつりでは、植木・花木の即売コーナーや、甲府市の花「ナデシコ」の無料配布、園芸相談など緑に関わる取り組みを行っています。



緑化まつり

第3章

緑のまちづくりに向けた課題

第3章 緑のまちづくりに向けた課題

1. 緑に関する広域計画の位置付けと課題

(1) 甲府都市計画区域 緑のマスタープラン(平成5年3月策定)

東八代(現 笛吹川)都市計画区域 緑のマスタープラン(平成6年3月策定)

山梨県では、長期的な視点に立ち、都市計画区域全体の緑地の総合的な整備や保全について、緑のマスタープランを作成しています。このうち、本市では、「甲府都市計画区域 緑のマスタープラン」「東八代(現 笛吹川)都市計画区域 緑のマスタープラン(旧中道町)」が対象となります。

同計画における、緑地の配置方針、都市計画公園緑地の整備目標及び配置方針、運動・広場・墓園その他の公共空地の整備目標及び配置方針、緑地保全地区等の指定目標および配置方針について、以下に整理します。

【緑のマスタープラン 緑地保全地区等の指定目標および配置方針】

項目	甲府都市計画区域緑のマスタープラン (甲府市)	東八代都市計画区域 緑のマスタープラン(旧中道町)
緑地の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・北部山間部の一部は都市林として整備する。 ・JR 甲府駅はランドマークであり、それに続く平和通りの植栽、街路樹の緑化を推進する。 ・幹線道路や工業団地の周辺に点在する農地は、緩衝緑地として担保する。 ・道路施設や工業施設の緑化を進める。 ・都市計画道路の重点的整備及び既存道路の歩道緑化、歩行者専用道路の整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南部の山岳地及び米倉山、東山等の山林が骨格を形成しており、その間の平坦地に集落が形成されているため、重要な役割がある。特に東山周辺は重要である。 ・既存のレクリエーション施設を活用して配置し、<u>笛吹川、滝戸川の親水機能</u>を利用した緑道の整備を推進する。
都市計画公園緑地の整備目標及び配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・H22の整備目標量は、<u>公園緑地で20.66㎡/人、住区基幹公園で5.00㎡</u>とする。 ・住区基幹公園は、各住区に<u>街区公園を概ね3~4箇所、近隣公園を概ね1箇所、地区公園は住区ブロックに概ね1箇所</u>を整備する。 ・緑地は、<u>荒川の整備拡張</u>を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H22の整備目標量は、<u>公園緑地で137.94㎡/人、住区基幹公園で21.85㎡</u>とする。 ・住区基幹公園は、住区毎に<u>街区公園を概ね3~4箇所、近隣公園を概ね1箇所、地区公園は人口規模を勘案して配置</u>する。
運動・広場・墓園その他の公共空地の整備目標及び配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・H22の整備目標量は、<u>2.79㎡/人</u>とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H22の整備目標量は、<u>5.68㎡/人</u>とする。
緑地保全地区等の指定目標および配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区は現在6箇所、約644haが指定されているが、今回は<u>風致地区の変更は行わないものとするが、今後とも必要な修景施設の整備を推進</u>する。 ・生産緑地については、将来的に、市街地内で残存する良好な農地は、第二種生産緑地としての指定を検討する。 ・<u>荒川、釜無川、笛吹川の河川及び水辺地</u>は、環境保全、都市景観の形成、レクリエーション機能の向上を目的として保全する。 ・<u>甲府市北部に位置する樹林地</u>は、都市環境の改善、景観形成などの観点からも重要な緑地として保全されるべきものであるが、一部は保安林として指定されており、その他の条例等により担保される緑地として位置づける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内に位置する<u>良好な自然景観を有する山林</u>については、<u>条例等により保全</u>する。 ・<u>河川水域</u>について、環境保全、レクリエーション機能の向上を目的とし、<u>条例等により保全</u>する。

- (2) 甲府盆地7都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成23年3月策定)
 甲府盆地7都市計画 都市計画区域の整備開発及び保全の方針(平成23年3月24日策定)
 では、「自然的環境の整備または保全に関する都市計画決定の方針」として、以下の基本方針を挙げています。

◆地域固有の景観の保全・活用

地域固有の優れた景観が多く存在し、維持されている。今後も積極的に保全し、後世へと伝えていくとともに、観光資源として活用する。

◆市街地内の親水空間と緑化の推進

市街地では、親水空間の創出、道路の街路樹等による緑化や民有地での沿道緑化を推進する。

◆レクリエーション機能のための公園・緑地の充実

広域的なレクリエーション拠点となる公園・緑地等については、地域特性や地域の歴史文化資源・自然資源を活かした個性あるエリアとして充実を図っていく。

◆都市の防災機能向上に資する公園・緑地の充実

地震などの自然災害が発生した際、広域公園等の大規模公園においては、自衛隊等の応援部隊の宿营地や生活物資等の集積及び配送等の支援の活動拠点としての機能、住区基幹公園においては、避難場所、食料等の配給拠点、地域情報の提供の場としての機能等の充実を図る。

◆地域制緑地指定の検討

市街地内や都市近郊にある貴重な自然的景観や歴史・文化的価値を有する緑地などを保全するため、風致地区や緑地保全地区等の制度の活用を検討する。

◆都市計画公園の見直し

長期にわたり未整備となっている都市計画公園については、将来都市構造やまちづくりとの整合性を図り、より効果的・効率的な整備を行うため、計画の変更・廃止を含めて市町村と連携しながら検討を行う。

(3) 課題の整理

上位計画からの課題については、以下が挙げられます。

- 樹林地や農地、市街地内の緑地については、都市緑地法の改正に伴って緑を担保する制度が拡充されたことから、保全や活用の手法について見直しを図る必要があります。
- 地域固有の優れた自然を形成する緑や水辺については、保全し後世へ伝えるだけでなく、活用について検討する必要があります。
- 都市公園の整備計画については、住民のニーズや土地利用の現状と合わなくなっていることから、公園やその他の緑地、レクリエーション施設などの整備や配置状況を勘案しながら、計画の変更・廃止を含めて検討する必要があります。

2. 緑の役割からみた課題

(1) 解析・評価の視点

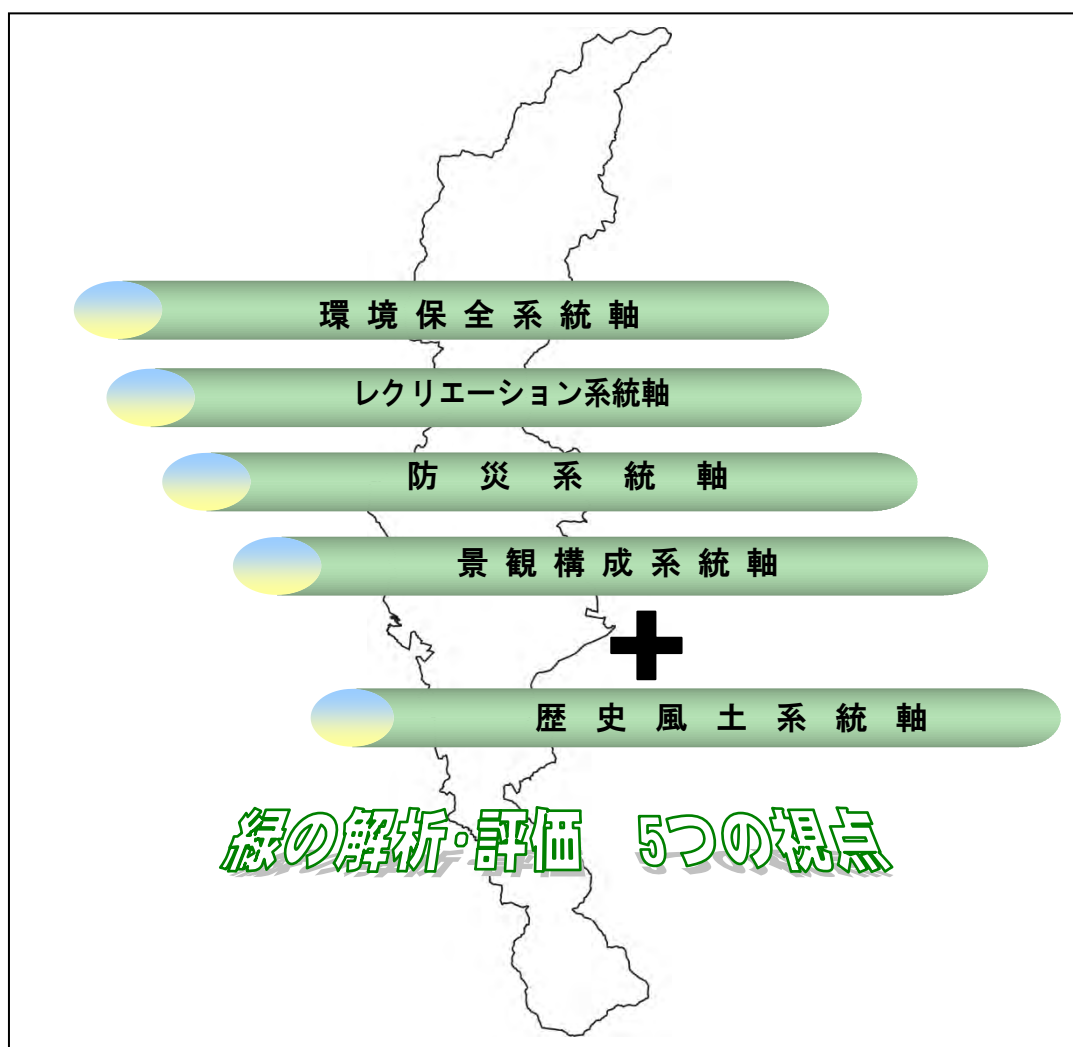
「緑」とは、地域の豊かさや人々の心の豊かさを象徴するものであり、緑を育むことは、都市における歴史を育むことにつながります。

本市の歴史は古く、縄文時代から中道地区及び市域北部の肥沃な土地に集落が栄えていました。中世（戦国時代）には、武田氏館跡を中心に城下町が形成され、近世（江戸時代）には甲府城を中心に城下町が形成されました。近代（明治時代）には、中央本線甲府駅の開設により駅前の市街化が一層進み、藤村式と呼ばれる洋風な建築物が増え、「文化のしみとおったハイカラなまち（太宰治 作品中にて）」と表現されています。

このように、歴史の変遷の中で、街並みはその姿を大きく変えており、歴史を紐解くことは、今後の緑づくりを計画する上で重要な要素となります。

一般的に、緑が都市において果たす役割としては、『環境保全系統軸』、『レクリエーション系統軸』、『防災系統軸』、『景観構成系統軸』の4つ軸が挙げられています。

本市においては、さらに『歴史風土系統軸』を追加し、それぞれの視点から緑の解析・評価を行います。



【解析・評価の視点】

(2) 系統別の解析・評価

A：環境保全系統軸

本市は、甲府盆地のほぼ中央部に位置し、都市の広域的な環境を守る役割が求められています。また、市民は、地球環境を構成する大きな一員であることを意識し、都市の環境を守る緑を地球環境の改善に役立つ緑として保全・整備していくことが求められます。

地球環境問題への関心の高まりのなかで、快適でうるおいある都市環境の創造、生物多様性（貴重な動植物の生息空間の保全）、都市の温暖化の抑制など、自然との共生や環境への負荷の低減に資するような緑を守り育てていくことが必要です。

都市の環境を保全していくための必要な緑の資源について、解析・評価を行います。

B：レクリエーション系統軸

緑の機能として、疲れや精神を癒す効果は、市民の健康の維持・増進や回復に役立ち、公園緑地などのオープンスペースは、スポーツ・レクリエーションの場としての役割が期待されます。また、多様化するレクリエーション需要に応え、生活に豊かさを与えていく役割が求められます。

生活に豊かさを与え、さまざまなレクリエーション活動に役立つ緑について、解析・評価を行います。

C：防災系統軸

地震・水害・風害・火災などの災害から都市や市民を守る緑の機能を有効に発揮させるため、本市の緑の骨格となっている河川周辺に緑を確保することや、市街地内において公園・緑地等のオープンスペースや街路樹の整備を進めることが求められています。

小学校・中学校や公民館、公園・広場などは避難場所として指定され、この他にも公園や公共施設等のオープンスペースが延焼防止・避難地として被災者を守る役割が期待されています。

しかし、道路幅員が狭く家屋が密集している地区もみられることから、避難経路を含めた総合的な防災対策が望まれています。

安心、安全な都市づくりに不可欠な防災面から、緑のもつ機能の解析・評価を行います。

D：景観構成系統軸

緑の与える視覚的な効果は、本市のイメージを伝える重要な要素であり、甲府らしい郷土の景観を形成している要素には緑を伴うものが多くあります。

本市には、歴史深い遺跡や史跡、大木などが各所にみられるとともに、田園や山並みの風景や季節の風景等、様々な景観があります。

今後は、地域を代表する景観ポイントづくりや、市街地における新たな都市景観の整備が望まれることから、都市のイメージに関わる景観的な要素について、緑のもつ機能の解析・評価を行います。

E：歴史風土系統軸

本市では、旧石器時代から人々の移動や生活の場となっており、多くの遺跡が存在します。古代には河川沿いの肥沃な地に集落が形成され、中世や近世には、武田氏館跡や甲府城、甲府駅前を中心として市街地が形成され、賑わいの場所となりました。

歴史の変遷の中で消えた緑もありますが、歴史を伝える緑を後世に残していくことはとても重要です。

歴史の記憶を残していくために必要な緑の資源について解析・評価を行います。

(3) 系統別の課題

各系統別の解析・評価の内容を踏まえて課題を整理します。

【A：環境保全系統の課題】

①良好な緑や風致の担保が望まれます

優れた自然をつくる緑

地域特性を感じさせる優れた自然があります。

雑木林や山林、里山など身近な樹林地があります。しかし、民有林も含まれることから、風致地区や緑地保全地域などの法的な規制により、良好な緑・風致を担保することが望まれます。また、市内の銘木、巨木を保全する仕組みづくりも望まれます。



②多様な生き物の生息を育む緑の保全と活用が望まれます

多様な生き物の生息を育む緑

河川や街路樹など骨格となる緑があります。

本市には南北に流れる荒川や東西に流れる笛吹川などの河川や湖沼、湧き水、温泉等、豊かな水資源に恵まれています。生き物の生息・生育に適した場所を保全・創出するとともに、相互を回廊として結び、ネットワークを形成していくことが望まれます。

また、緑空間として農地を保全するために、農業基盤の整備とともに市民農園の設置や農地銀行制度を活用し、農地の有効活用を図ることが望まれます。



③市民との環境保全への取り組みが望まれます

都市の環境を改善する緑

都市の気象を緩和してくれる緑を育てる取り組みが行われています。

本市では、温暖化対策の一環として、緑のカーテンづくり運動を推進しており、市民が参加しやすい緑づくりを行っています。

また、落ち葉などを回収し堆肥化する資源循環型の取り組みも行っており、今後もさまざまな取り組みの拡大を目指し、市民との協働による緑地の保全や緑化の推進を図ることが望まれます。



【B：レクリエーション系統の課題】

①自然とふれあう場が望まれます

暮らしに潤いや安らぎを与え多様な活動の場となる緑

市民ニーズに応じていくため、緑を介したコミュニケーションや体験・学習の場として活かしていくことができる緑があります。

公園や緑地などを自然観察や森林・農業体験の場、歴史・文化を含めた環境学習の場として積極的に活用し、ソフト面を含めた利用や活用が望まれます。

また、自然にふれあう場として森林や農地の活用が望まれます。



②利用したくなる身近なレクリエーション施設が望まれます

身近なレクリエーション空間となる緑

日常の楽しさや安らぎ感をもたらす身近な緑やオープンスペースがあります。

市内には身近なレクリエーション施設として都市公園やちびっこ広場、まちの杜が整備されています。未開設公園が存在することから、現状の配置状況を勘案しながら、市民のニーズに合った利用したくなる魅力的な公園やレクリエーション施設の整備をはじめ、機能を補完する小規模緑地の整備・活用を進めていくことが望まれます。

さらに、市民が公園づくりや整備に参加できる取り組みを増やすことで、多くの人に愛される公園をつくることが望まれます。



③緑のネットワーク形成が望まれます

緑にふれあうレクリエーション・ネットワークを形成する緑 緑やオープンスペースをつなぐ緑があります。

既成市街地では、緑地スペースの確保が難しく緑のネットワーク形成において多くの課題があります。

まちなかの河川や街路樹、遊歩道、サイクリングロードは、緑のネットワークを構成する重要な要素であるため、安全で快適な緑豊かなネットワークの形成や、河川の豊かな水系を利用した線的な親水空間の整備が望まれます。



【C：防災システムの課題】

①災害に強いまちづくりが望まれます

災害に強い都市をつくる緑

被災の拡大を防止する豊かな自然環境や都市の緑があります。

公園や公共施設などが避難地として指定され、避難圏域は概ね網羅されていますが、既成市街地においては、住宅の密集度合いが高いことから、身近な避難場所として、市街地内の社寺林等の保全・活用によるオープンスペースの確保が望まれます。

また、災害時の延焼遮断帯となり、騒音や大気汚染、木造密集市街地などの都市防災を防ぐ緑として、市街地内の道路緑化の促進、河川沿いの緑の保全、市街地内農地の保全と活用等に積極的に取り組むことが望まれます。



②災害に強い緑づくりが望まれます

防災拠点や避難路となる緑

被災の拡大を防止する緑やオープンスペースがあります。

都市の防災力を総合的に向上させるため、都市公園や公共施設内の緑化、民有地の緑化など、都市全体での緑化を進めると共に、災害に強い樹木の選定や、避難地としての農地の解放、生け垣化の推進等、防災性を高める取り組みを進めることが望まれます。

また、災害時の延焼を遮断や被災拡大を抑制するため、緑道や河川緑化による緑の帯づくりを進めることが望まれます。



【D：景観構成系統の課題】

①地域を代表するふるさと景観を守り活かすことが望まれます**地域を代表するふるさと景観をつくり出す緑**

甲府盆地特有の眺望景観や豊かな自然景観があります。

原風景である山並みや田園、果樹園風景を残していくことが望まれます。

また、保存樹木については、適切に管理し守り育てていくことが望まれます。

**②魅力ある都市景観をつくりだす緑が望まれます****シンボルとなる景観をつくり出す緑**

甲府のシンボルとなり甲府をイメージづける歴史・文化的な景観があります。

魅力ある都市景観をつくり出す緑

玄関口での印象的な景観づくりや身近な景観づくりが行われています。



魅力ある都市景観を創出するため、本市の顔となる玄関口である甲府駅周辺や高速道路のインターチェンジ周辺、人が多く集まる商店街や観光施設、学校教育施設において、甲府らしいイメージを感じる景観形成が望まれます。

また、市街地内の緑のネットワークを形成する道路沿いの緑については、ケヤキ・ハナミズキ・イチョウなど、道路ごとに特徴ある植栽が進められており、緑を有機的にネットワークしていくためにも、道路整備と併せた街路樹整備を進めるとともに、沿道民有地での生け垣や壁面緑化の奨励等により、身近な花や緑を活かした街並み形成を推進することが望まれます。



【E：歴史風土系統の課題】

①残された歴史や自然を大切に守っていくことが望まれます**優れた歴史風土を感じさせるポイント**

地域の歴史を感じさせる古墳や史跡があり、地域の緑と共に息づいています。

地域の歴史を感じさせるポイントとして、古墳や神社仏閣の大木、史跡などが各所に見られます。また、点在した樹林地は、集落地の鮮やかな緑の中で色濃く浮かび上がり、緑のコントラストや原風景を感じさせる貴重な風景です。

これらは、本市の歴史を伝える重要な要素であり、昔ながらの甲府らしさを感じる財産として大切に保全していくことが望まれます。



②歴史の流れを活かしたイメージづくりが望まれます

歴史の変遷を感じさせる緑

歴史の流れのなかで、緑の風景を変化させたポイント地点や出来事があります。

本市における緑の歴史を感じるポイントとしては、古墳群、武田氏館跡の周辺、甲府城及び甲府駅の周辺が挙げられ、これらを拠点として、市街地が形成されてきた歴史があります。

今後の緑づくりにおいては、人の目に触れたり訪れる人の多い昔ながらのポイントを活かしながら花や緑づくりを進めることが望まれます。



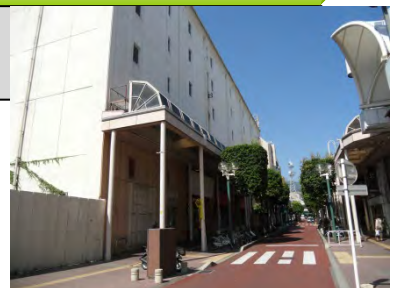
③市街地の整備に配慮した緑空間が望まれます

今後の都市形成において配慮すべき緑

風景に大きな影響を与える開発事業が計画されています。

市街地部において、緑が少ないことは以前からの懸案事項であり、市民・事業者・行政による協働の取り組みにより、改善していくべき事項です。

また、今後再開発事業などが想定される中心市街地については、計画的に緑地やオープンスペースを確保していくことが望まれます。



3. 総合的な課題

本市の緑の現状や解析・評価などから、今後の緑のまちづくりに向けた主な課題を整理します。

(1) 緑の保全と活用の観点から

甲府盆地の中央部に位置する本市は、盆地特有の形状に市街地の背後に広がる田園・果樹園、山裾の丘陵地、山並の眺望など豊かな自然環境に恵まれています。

しかし、都市化の進展、農林業の従事者の高齢化や人手不足などを背景に、森林や里山の荒廃、耕作放棄地の増加、身近な雑木林やオープンスペースの減少、生き物の生息環境の悪化等、故郷の原風景を構成する美しい緑が減少しています。

これらの緑については、緑の持つ機能や役割の重要性を再認識するとともに、緑との関わりを見つめなおしながら自然とふれあう機会を増やし、愛着を育む取り組みを進めることが求められます。



(2) 甲府ならではのもてなしの緑づくりの観点から

本市は、多くの史跡や古墳群、天然記念物、神社仏閣などが多く分布するとともに、歴史を伝える貴重な花や緑の風景が残されており、風格ある街並みを形成しています。また、市街地の河川沿いには、市民とともに植え育てた桜並木などが連なり、季節の花の景観を楽しみに訪れる来訪者も多くみかけられます。

このような来訪者へのおもてなしを感じさせる花と緑の風景を、市民や事業者と協働により守り育てていくことが求められます。



(3) 市街地の緑づくりの観点から

本市は、豊かな自然に囲まれています。市街地部の緑地が少ないことが課題となっています。しかし、市内では遺跡などの文化財と一体となった花や緑、市民ボランティアとの協働による花壇づくり、事業者による花壇や緑地・ポケットパークの整備等、多くの人の目を楽しませています。

自然や緑と共生する豊かな暮らしの実現に向けて、地域の創意工夫により、市民が自分たちの庭のように愛着を持ち、次世代につながる新たな緑をつくり育てていくことが求められます。



(4) 緑のネットワークの観点から

市内では、道路や河川などを利用しながら、水と緑のネットワークが形成されていますが、途切れている箇所もあります。緑をつなげることにより緑の機能や効果を十分に発揮させるよう、全市的な緑のネットワークの形成が求められます。



(5) 緑のまちづくりを担う人づくりと仕組みづくりの観点から

花と緑のまちづくりを進めるためには、市民・事業者・行政が皆で力を合わせて守り育てていくことが必要です。また、活動を長く続けていくためには、老若男女を問わず個人や団体が楽しみながら続けていくことができる環境をつくり出すことが必要です。

そのためには、市民や事業者などに対する緑の普及・啓発、市民活動への支援、人材育成、緑づくりの体制づくり等、緑を育てる機会と人の仕組みづくりが求められます。



第4章

計画の基本理念と目標

第4章 計画の基本理念と目標

1. 計画の基本理念

本市の歴史をひも解くと、旧石器時代にまで遡り、肥沃で豊かな生活の場として多くの人々が暮らしていました。甲府城周辺や甲府駅周辺に市街地が形成され、多くの人・もの・文化が集い交わる都市として栄え、地域の中核都市としての役割を担ってきました。

多くの人でにぎわうまちづくりを進めながら、歴史の美しさやまちの魅力を感じさせる緑が多く残されています。特に、歴史の変遷において育まれてきた、人の手の暖かさを感じる美が沢山みられます。

このように、先人達が、自然の恵みとともに作り上げてきた本市の足跡を継承しながら、新たな緑の歴史をつくり上げることは、現在、生きている人達やこれから生きていく人達にとっても、極めて大切なことです。

そこで、先人たちへの畏敬の念を抱きながら、自然と共に生きてきた緑を受け継ぎ、森林や里山・農地の保全やまちの緑化など、多彩な緑づくり活動を進め、次の世代にわたり新たな美しい緑づくりの歴史を紡いでいきます。

そのためには、行政はもちろん、市民、事業者が一緒になって、緑を守り、つくり、育てていくことが重要です。

市民一人ひとりが身近な緑づくりに関わることで、緑を通じた良好なコミュニティが形成され、甲府市を元気にしていくことにつながります。

いくつもの世代に渡る緑づくりの活動が語り継がれ、一人ひとりが緑づくりの主人公となり、新たな緑の歴史がつくられる甲府市を目指します。

そこで、緑の基本計画では、

人と自然と歴史がきらめく、

緑あふれる ふるさと甲府

甲府の資産である「人」「自然」「歴史」が煌めき輝くまちにしたいという気持ちを込めています。

美しい緑によって魅力あふれるふるさとをつくるイメージです。

を基本理念として、過去から受け継がれた緑を大切な財産として守りながら、新たな緑の歴史を紡ぎだし、ふるさとについて誇りを持って語ることのできる取り組みを市民、事業者、行政が共に進めます。

2. 緑の将来像

緑のまちづくりは、市民・事業者・行政の連携と協働によって実現できるものであり、そのためにも目指すべき方向性としての「緑の将来像」を共有することが必要です。

基本理念を実現するための「緑の将来像」について示します。

◆甲府の原風景を形成する緑が受け継がれるまち ～ふるさとを語る緑～

甲府盆地の中央部に位置する本市は、市街地の背後に広がる田園風景、山裾の丘陵地の果樹園、その奥には山並みの眺望が広がり、集落地と相まって豊かな原風景が残されています。

本市の骨格となる森林は、自然災害から市民の暮らしを守るとともに、甲府の風景を特徴づける存在であり、多様な生き物の生息場所となっています。

森林では、適切な森林施業を進めるとともに、企業の森などの活動を通じ企業や市民による保護活動が盛んです。

人の手の入った里山では、トレイルランニングレースや森林コンサートの開催、森林セラピーの取り組みが行われ、緑の癒しを求めて週末には多くの方が訪れています。また、子どもたちは、環境教育や学校林の取り組みを通じて自然の大切さやふるさとの美しさを学んでいます。

市街地周辺に広がる田園や果樹園には、季節ごとに豊かな農産物が実り、私たちの目も舌も楽しませてくれます。季節の食を楽しむに訪れる人も多く、企業と地元との協働による商品開発や交流の取り組みが行われています。

これらの緑については、その重要性を再認識し、ふるさとを語る緑として保全するとともに愛着を育む取り組みを進めていきます。



◆歴史を伝える緑が映えるまち ～甲府ならではのもてなしの緑～

市内には、多くの史跡や古墳群、神社仏閣と一体になった緑や天然記念物など、歴史を伝える貴重な緑が多く残されており、風格ある街並みを形成しています。桜やアジサイ、フジなど四季折々に咲く花も魅力的であり、来訪者を楽しませています。

また、貢川や荒川などでは、市民とともに植え育てた桜並木やナデシコ群生地が広がります。

季節ごとの見所がそこかしこに見られる本市では、季節の花の景観を楽しみに訪れる観光客が増えています。

これらの長い歴史の中でつくりだされた緑については、地域に根差した景観スポットや地域の歴史や風土を感じる緑の空間を、もてなしの緑として守り育てていきます。



◆郷土を誇る身近な美しい花と緑のあるまち ～新しい歴史を紡ぎだす緑～

本市は、日照時間が長く緑づくりに適した気候ということもあり、まちなかには花や緑のうらおいを感じることでできるポイントが多くみられます。

市街地では、公園・街路樹・河川の水辺・樹林地などの多様な緑が身近にあり、散策しながら訪れることができます。緑陰の街路樹を抜けると、ゆっくりできる公園やオープンスペースがあります。公園は、地元の人たちと一緒に使いやすくなるように再整備されたものです。市と協力しながら地元で管理されており、みんなの庭として慕われています。

また、各家庭や商店街、事業所などでは、庭や道路に面した空間に花や緑が植えられ、通りを歩く人の目を楽しませています。

日々の生活のなかで、市民が自分たちの庭のように愛着を持ち、行政と協働の取り組みにより新たにつくりだされた、次世代につながる新しい歴史の緑として育てていきます。



◆緑が結びついているまち ～つながる緑～

市内では、比較的ゆとりのある道路や主要な河川などを利用しながら、水と緑のネットワークが形成されています。

都市計画道路や荒川緑地などの都市基盤が整備され、これらの既存ストックを活用して緑をつなげることで、緑の持つ機能（環境保全、まちの魅力向上、防災、生き物の生息場所等）を十分に発揮させることができます。

公園や緑地、公共施設や小・中学校などの緑の多い場所を、街路樹や河川沿いの緑で計画的に結びながら、まち全体で様々な生き物を育むと共に、緑を介したコミュニティを築いていきます。



◆一人ひとりが進める花と緑のまちづくり ～楽しみながら育てる緑～

本市では、地域の風景に対する市民の想いが強く、花や緑に関わる草根的な取り組みが盛んです。

日常的に花や緑のふれあいに通じ、いつでも案内できる名所や、季節・時間による特別な名所、自分が関わり育てている名所など、それぞれに特別な花と緑の名所があり、ふるさとを愛する心が育っています。

学校教育では緑づくりや環境保全の取り組みが幅広く行われ、PTAや地域を巻き込みながら花や緑づくりが身近に行われています。こうふ緑のサポーターによるまちなかの花壇づくり、緑のカーテンづくりなどが自主的に行われ、心のこもった活動を展開しています。

また、事業所においても緑づくりリーダーが中心となり、独自の花や緑づくりが展開されています。

花と緑づくりに通じることで、私たちが自然のつながりのなかの一部であることを考え直し、豊かな暮らしをもたらす身近な緑を再認識し、楽しみながら緑のまちづくりを進めていきます。



3. 緑の将来構造

基本理念や緑の将来像を踏まえ、緑づくりの基盤となる「緑の将来構造」を示します。

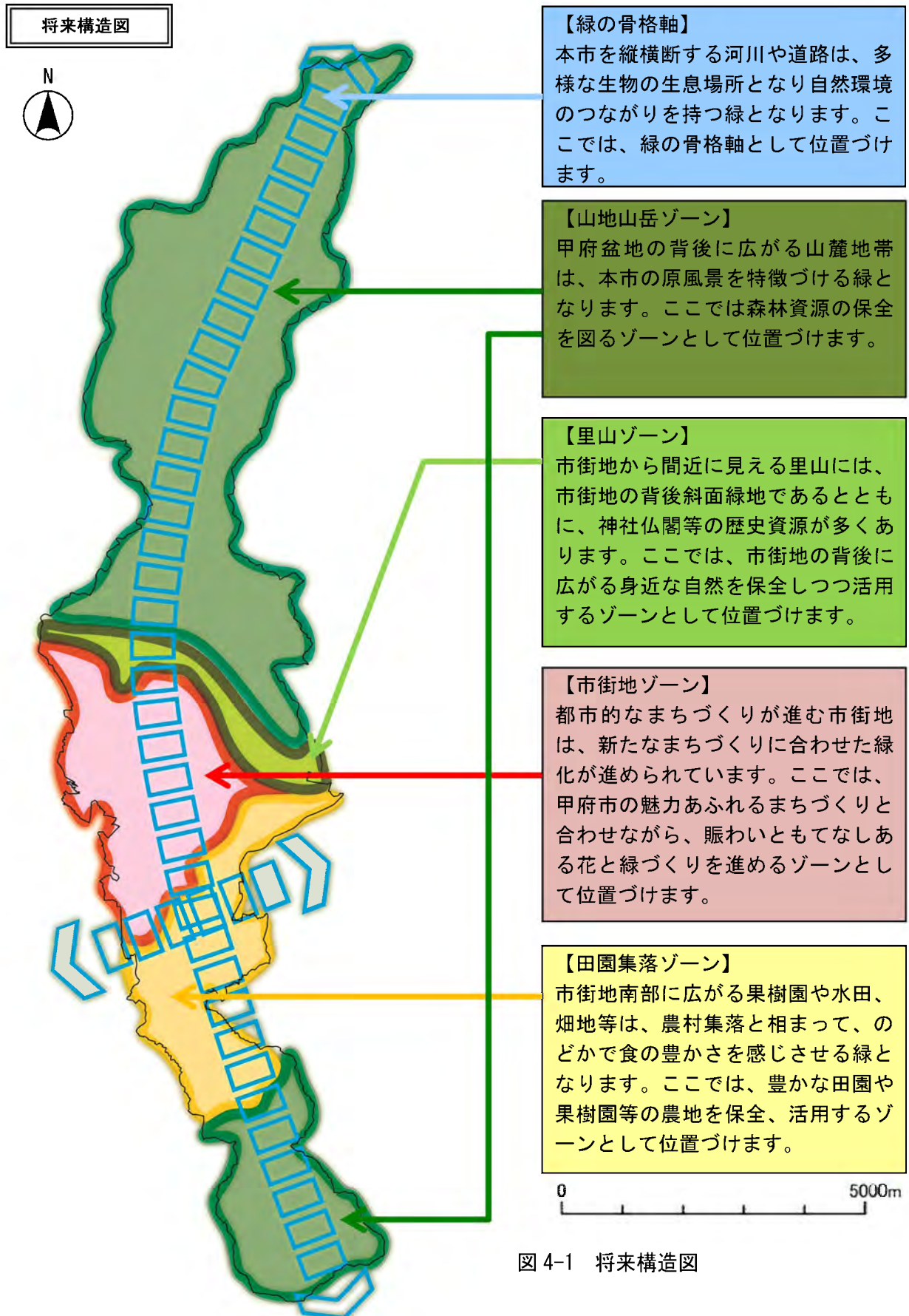


図 4-1 将来構造図

4. 緑の配置

基本理念や緑の将来像を具現化し、本市の緑が有する大きな機能である「環境保全系統」「レクリエーション系統」「防災系統」「景観構成系統」「歴史風土系統」の5つの機能別に配置方針と緑地の種類を抽出し、配置方針図を示します。

緑の役割からみた配置

A：環境保全系統の配置方針

● 方針1：優れた自然をつくる緑を守り活かす

◇本市を取り囲み優れた自然を形成する森林や里山、樹林地、水辺を保全するとともに、自然とふれあう拠点を位置づけます。



- 市街地を取り囲む森林や里山の保全
- 市街地に位置する樹林地、社寺林等の保全
- 秩父多摩甲斐国立公園の適正な保全と活用
- 生物多様性を図るエリア内での自然環境の保全
- 自然とのふれあい拠点となる武田の杜（健康の森）、御岳昇仙峡等での自然環境の保全と活用
- 湖沼の保全

● 方針2：都市の骨格を形成する緑を守り活かす

◇都市の骨格を形成する緑地として、荒川、貢川、笛吹川などの主要河川を位置づけます。

◇市街地に緑のうるおいを与える街路樹やシンボルロードなどを位置づけます

- 荒川、貢川、笛吹川等の自然環境の保全、粗放的管理区域の設定
- 平和通り、武田通り等でのシンボルロードでの緑化の継続と促進
- 主要道路の緑化や安全に歩ける遊歩道の整備推進



● 方針3：都市の環境負荷を軽減する緑化の推進

◇市北側の里山には、まとまった樹林地や樹園地が広がっており、都市の環境負荷を軽減する緑として保全します。

◇市街地の庭木や生け垣・社寺林は、市街地の環境負荷を軽減しうるおいをもたらす緑地として、保全や更なる緑化推進の取り組みを進めます。

◇甲府市地球温暖化対策地域推進協議会と連携しながら、公共施設や事業敷地、個人住宅における緑のカーテンづくり運動を推進し、ヒートアイランド現象の緩和やうるおいをもたらす環境整備に努めます。



- 市街地の樹林地、社寺林等の保全
- 市街地の開発区域（甲府駅周辺土地区画整理事業等）での緑化推進
- 主要な公共施設等での環境整備

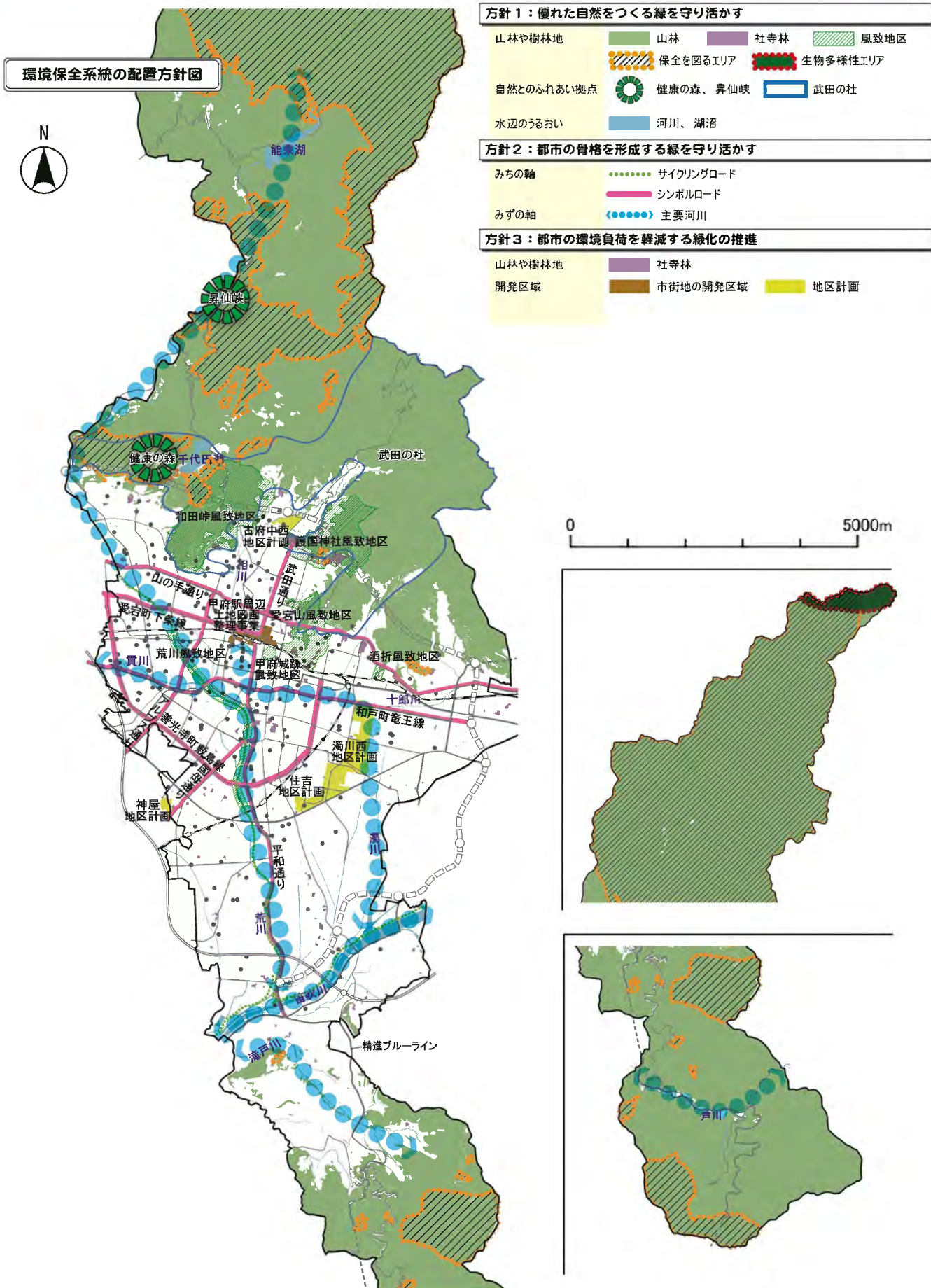


図 4-2 環境保全システムの配置方針図

B：レクリエーション系統の配置方針

●方針1：多様な活動の場となるレクリエーション施設の活用

☆公園やレクリエーション施設をレクリエーション拠点として位置づけ、整備や活用の促進及び適切な維持管理を図ります。

- 歴史的な史跡を活かし歴史を伝える公園…舞鶴城公園、甲府市歴史公園、史跡武田氏館跡
- 広域的な交流を生み出す公園…愛宕山広域公園、曾根丘陵公園
- 市民の健康に役立つ公園…小瀬スポーツ公園、緑が丘スポーツ公園
- 美術や文学に触れ四季折々の花の風景を楽しめる公園…芸術の森公園
- 自然と親しむ拠点…御岳昇仙峡、マウントピア黒平、右左口の里、寺川グリーン公園
- 土や作物植物とふれあう機会として、耕作放棄地の活用による市民農園の整備推進
- 武田の杜（健康の森、鳥獣センター）や里山における自然学習の取り組みの推進
- 荒川緑地や親水公園の活用推進



●方針2：身近なレクリエーション空間となる場の整備、確保

☆公園緑地の整備や管理については、以下の点に留意します。

◎【公園緑地の整備方針】

- 街区公園やチビッコ広場、まちの杜における施設・設備等の老朽化対応や機能充実の推進
- 民間施設・既存の公共施設の活用推進

◎【公園緑地の維持管理等】

- 公園緑地の管理における市民ボランティアの活用推進
- 市民参加による既存公園の再整備の推進

●方針3：自然にふれあうレクリエーション・ネットワークの形成

☆河川などの水辺空間や散策路を活用して、緑のネットワークを形成します。

- 都市計画道路等の整備と併せた緑のネットワーク形成の促進
- 荒川沿いの遊歩道・サイクリングロードや貢川の桜並木等における自然とふれあうネットワーク軸として機能拡充
- 史跡や名所を散策するコース、健康づくりコース、ハイキングコース等の設定による沿道での花と緑づくりの推進



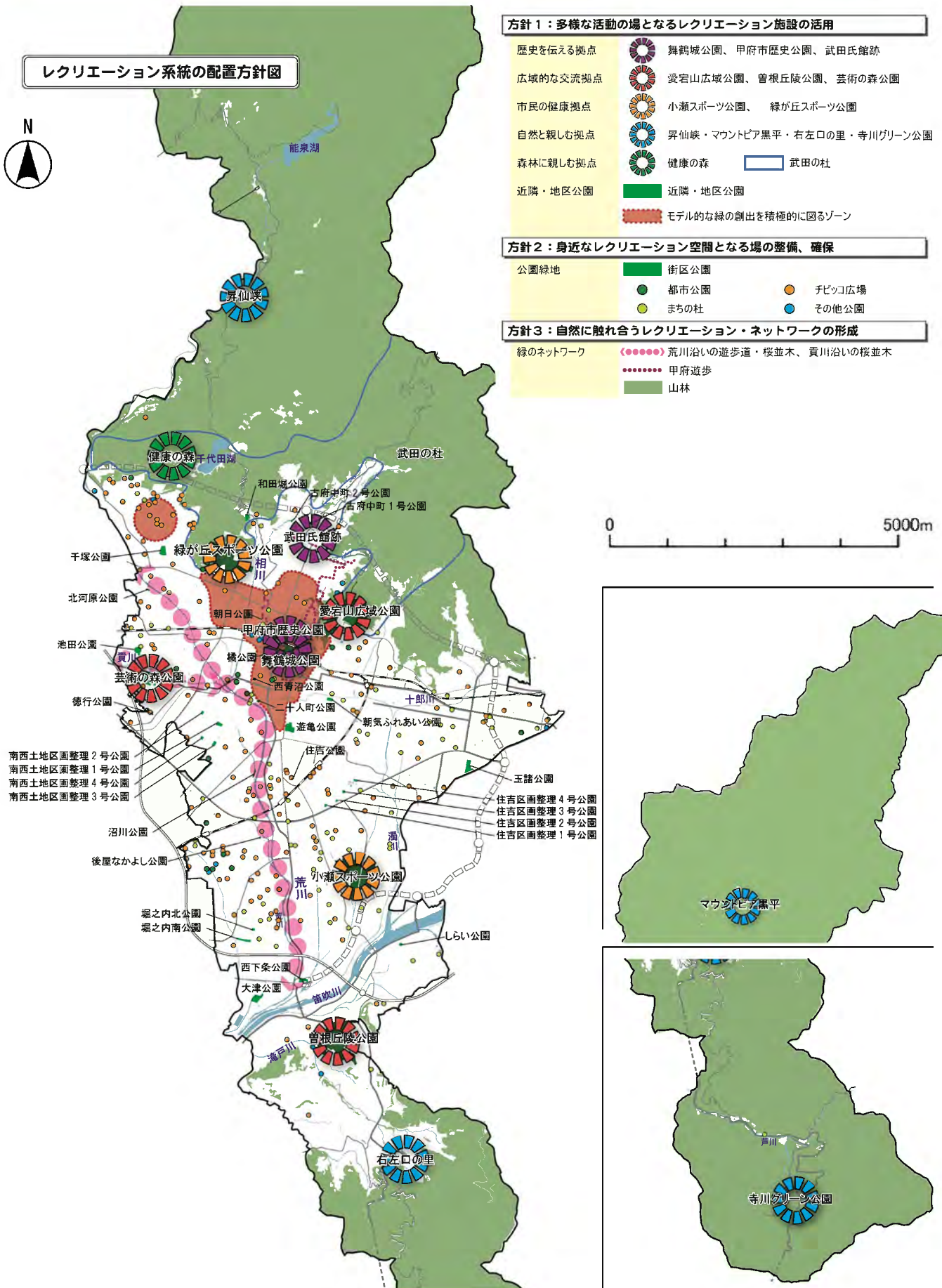


図 4-3 レクリエーションシステムの配置方針図

C：防災システムの配置方針

方針1：安全な避難場所や防災拠点の整備

- ◇各地区のコミュニティ防災センター（西部、南東部、北部）については、地域防災拠点として位置づけ、防災機能の強化やオープンスペースの確保、緑化の推進を図ります。
- ◇広域防災拠点に指定されている小瀬スポーツ公園、緑が丘スポーツ公園までの安全な避難路を確保します。
- ◇住宅密集地については、指定避難地以外に都市公園やちびっこ広場、まちの杜、公共施設などを身近な避難地としてオープンスペースの確保に努めます。

- 防災拠点の整備や機能拡充（新庁舎、コミュニティ防災センター、小瀬スポーツ公園、緑が丘スポーツ公園）
- 身近な避難場所や防災拠点となる公園・緑地の適切な配置（都市公園等）
- 密集地におけるオープンスペースの確保と活用

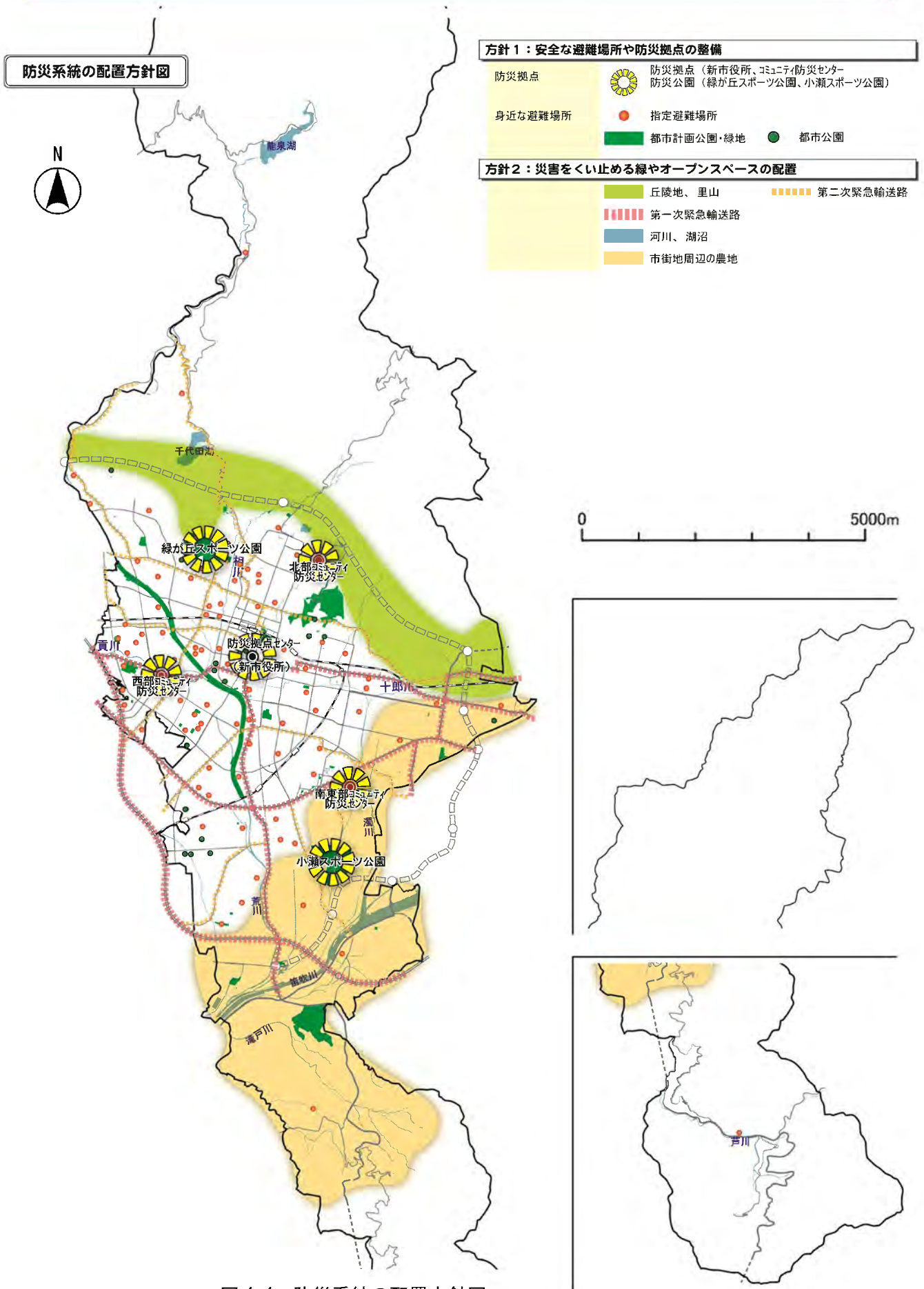


方針2：災害をくい止める緑やオープンスペースの配置

- ◇里山の斜面緑地は、土砂の流出や斜面の崩壊などを防ぐ重要な役割を担っていることから保全に努めます。
- ◇主要な避難路である国道20号・国道52号・国道358号・都市計画道路などにおいて、植栽等により災害に強い道づくりを推進します。
- ◇災害防止機能を有する緑地として、荒川、貢川、笛吹川、濁川などの主要河川や用水路・湖沼、農地を位置づけ保全を図ります。
- ◇住宅密集地においては、ブロック塀の生け垣化や庭の緑化、燃えにくい樹種での緑化など住宅地における個々人の緑づくりを進めます。
- ◇農地などについては、災害時等の非常時におけるオープンスペースとして保全します。



- 集落部に近接する里山の斜面緑地
- 主要幹線道路の緑化推進
- 第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路での緑化等による安全性の確保
- 防災拠点であるコミュニティ防災センターや指定避難所までの緑化等による安全性の確保
- 河川、用水路、池沼の緑の保全と緑化推進（荒川、貢川、笛吹川、濁川 等）
- 非常時におけるオープンスペースとしての農地等の保全
- 市街地における民有地での緑づくりの促進



D：景観構成システムの配置方針

方針1：甲府を象徴する風格と華のある景観づくり

◇甲府市景観計画において、位置づけられている景観特性ゾーン、景観軸については、周辺の修景整備と併せて水と緑のうるおいが感じられる取り組みを進めます。

【景観特性ゾーン】

- 都心ゾーン、市街地ゾーン、田園集落ゾーン、山裾ゾーン、山地・山岳ゾーン（北部、南部）

【景観軸】

- 平和通りの豊かで風格ある街路樹の継続的な保全や維持管理の促進
- 官公庁施設の集積地での緑化等による心のやすらぎの創出
- 荒川、相川、濁川等の主要河川
- 武田通り沿道
- 主要な国道及びアルプス通り、山の手通り、国母通り等の山並みへの眺望に繋がる路線
- 笛吹川での水辺空間の保全と修景整備



方針2：郷土の原風景や歴史を感じる景観づくり

◇歴史の中で形成された、風格のある景観や郷土の原風景を守り育てます。



- 山並みの眺望
- 市街地周辺の果樹園や水田等の農地
- 丘陵地（和田峠風致地区及び護国神社風致地区と連続する丘陵地）
- 歴史を感じる雑木林や社寺林・大木、古墳・史跡・遺跡の保全
- うるおいを感じる荒川、貢川、笛吹川、滝戸川、濁川、芦川や湖沼の保全緑化の推進

方針3：魅力ある景観づくり

◇新たな開発事業においては、新しい顔となり風格と気品ある甲府を代表する景観誘導を図ります。

◇観光拠点では、来訪者をもてなす自然・眺望景観の保全・活用を図ります。

◇公共施設については、市街地における緑化推進のモデル的な役割を果たす場所とします。

【新たな開発事業での景観形成】

- 新たな市街地が形成される市街地再開発事業や土地区画整理事業等における景観形成の推進

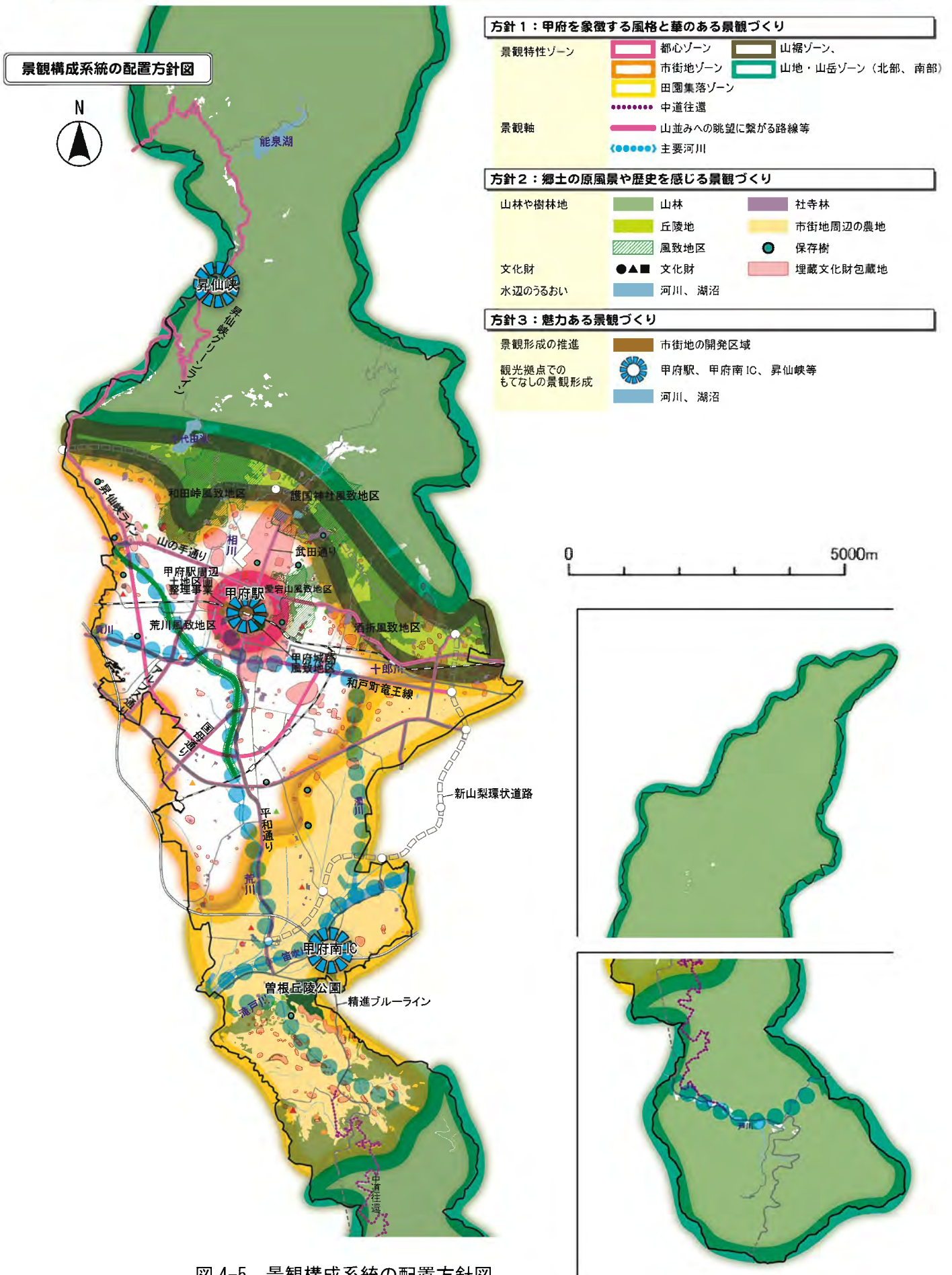
【観光拠点におけるもてなしの景観形成】

- もてなしの場（甲府駅周辺、中央自動車道甲府南IC周辺、リニア駅周辺等）における来訪者を意識した景観形成の推進
- 御岳昇仙峡における継続的な景観保全
- 観光拠点周辺や、昇仙峡ライン、昇仙峡グリーンライン、精進ブルーライン等の沿道における自然環境に配慮した景観誘導
- 千代田湖、能泉湖等の水辺空間の保全と観光拠点としての修景整備

【公共施設でのモデルとなる緑化の推進】

- 新庁舎、山梨県立図書館、山梨県防災新館等における緑化の推進






E：歴史風土系統の配置方針

● 方針1：優れた歴史風土を感じさせるポイントを守り活かす

☆歴史の面影を残す史跡や古墳、天然記念物などと一体となり保全されている緑については、引き続き保全を図ります。



- 史跡、天然記念物
- 古墳群（中道地区の古墳群）
- 保存樹木
- 神社仏閣（甲斐善光寺、東光寺、円光院、長禅寺、能成寺、法泉寺、積翠寺、大泉寺、入明寺、塩澤寺、金櫻神社、夫婦木神社、酒折宮 等）

● 方針2：歴史の過程における重要な拠点において新たな緑の創出を図る

☆長い歴史のなかで、本市の街が形成される際の重要な拠点があります。これらの拠点については、歴史形成において育まれた自然や風景を保全するとともに、新たな緑の創出を図ります。

- 史跡（甲府城跡（舞鶴城公園）及び甲府市歴史公園周辺）
- 武田神社
- 史跡武田氏館跡








● 方針3：今後の都市形成において配慮すべき地域における花と緑づくり

☆甲府駅周辺の再開発事業については、花と緑の創出を進めます。

- 新たな市街地が形成される市街地再開発事業や土地区画整理事業等における新たな緑づくりの推進
- 新たに整備される公共施設（新庁舎、山梨県立図書館、山梨県防災新館）での緑化や集いの場における協働による活用



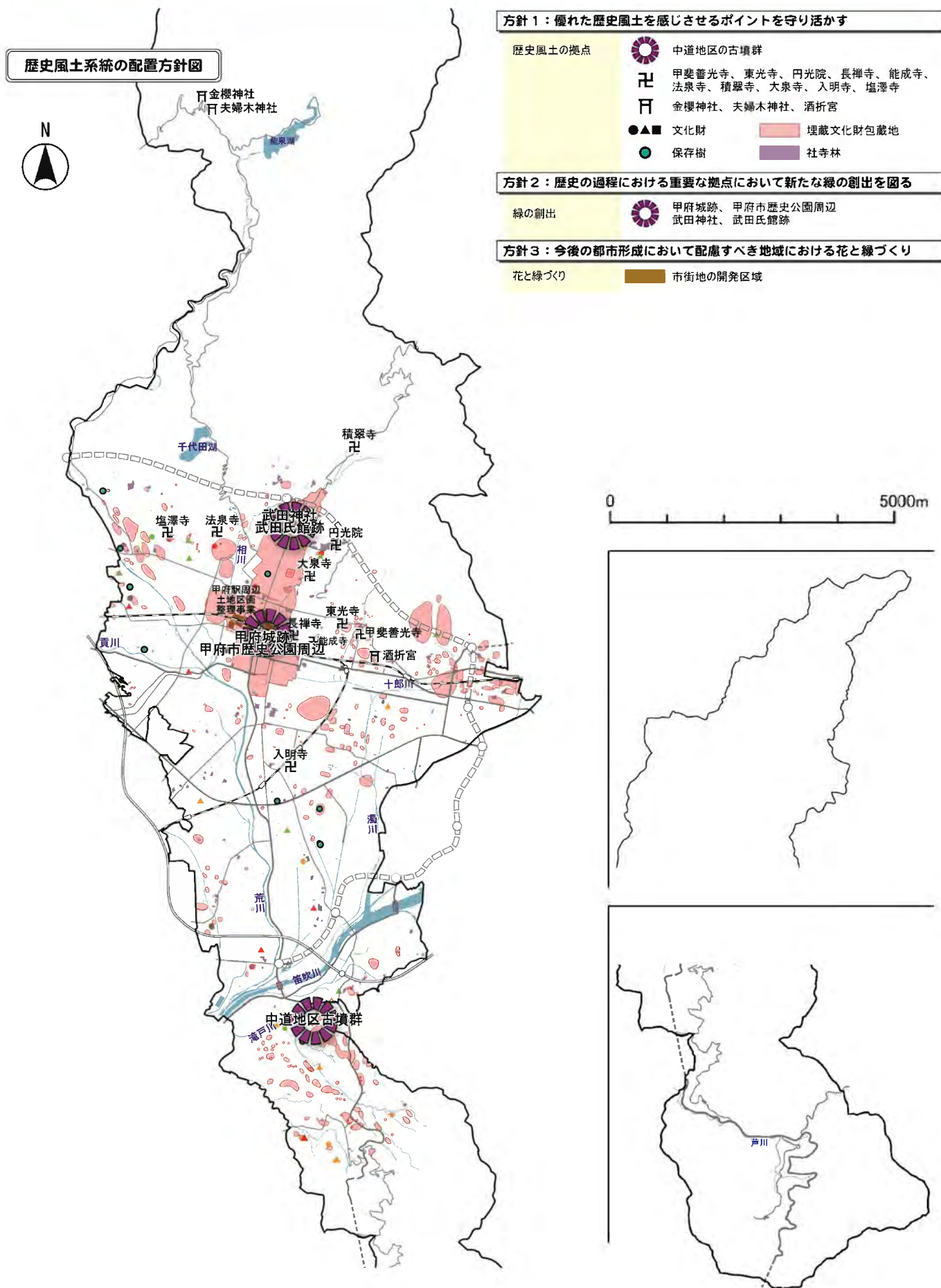


図4-6 歴史風土システムの配置方針図

5. 総合的な配置

系統別の緑の配置を踏まえ、総合的な配置を示します。

【緑の基盤（骨格）】

ふるさとの原風景を感じさせ骨格を形成する緑を「緑の基盤」として位置づけます。

●山地山岳ゾーン

甲府盆地の背後に広がる山麓地帯は、本市の原風景を特徴づける緑です。

御岳昇仙峡や千代田湖、能泉湖などでの観光拠点における整備や、学校林や企業の森等の森林資源を守る取り組みを進めていきます。



●里山ゾーン

市街地から間近に見える里山には、武田神社や甲斐善光寺などの歴史資源や神社仏閣が位置し、その多くが風致地区に指定され保全されています。

今後も継続的に保全を図るとともに、健康の森や愛宕山広域公園などにおいて、身近に自然を体感できる場としての活用を進めます。



●市街地ゾーン

甲府駅を中心とする市街地は、開発事業が進行し、都市的なまちづくりが進められています。

甲府駅周辺をはじめ既成市街地では、緑化の推進に努め、新たなまちづくりに合わせて、賑わいともてなしある花と緑づくりを進めます。



●田園集落ゾーン

市街地周辺に広がる田園や棚田は、農村集落と相まって食の豊かさを感じさせる緑です。

耕作放棄地の解消に努めながら農地としての活用を推進し、優良な農地を保全します。



【緑のエリア】

緑の特性や現状及び将来の土地利用などから、緑の創出と保全を図る区域を「緑のエリア」として位置づけます。

●保全を図るエリア

後世にわたって守るべき森林、樹林地を位置づけます。

- ・風致地区、保安林、生物多様性エリア（森林整備計画）

●モデル的な緑の創出を積極的に図るエリア

まちづくりの転換期にある地区においては、まちづくりと併せた緑づくりをモデル的に進めるエリアに位置づけます。

- ・甲府駅周辺地区（中央ブロック）、羽黒地区

●緑化を重点的に推進するエリア（市街化区域）

市街化区域全域を位置づけます。



【緑の拠点】

本市のまちづくりにとって重要な拠点であり、活動の中心となる緑のオープンスペースや、甲府の歴史を伝える上で重要となる場、または安全・安心なまちづくりに必要な機能を持つ緑の核となる場などを「緑の拠点」として位置づけます。

●花と緑の拠点

本市の玄関口や地域の拠点となる施設を、花と緑の拠点として位置づけます。

- ・ 甲府駅周辺・市役所及び各支所周辺

●緑の歴史・文化拠点

ふるさとの歴史や文化を継承する施設を、緑の拠点として位置づけます。

- ・ 史跡、文化財（甲府城跡（舞鶴城公園）、甲府市歴史公園周辺、史跡武田氏館跡）
- ・ 中道地区の古墳群（銚子塚古墳、丸山塚古墳 等）

●公園レクリエーション拠点

広域的な交流を生み出す公園を、緑の拠点として位置づけます。

- ・ 愛宕山広域公園、曾根丘陵公園、小瀬スポーツ公園、緑が丘スポーツ公園、芸術の森公園、健康の森

●自然レクリエーション拠点

本市の代表的な自然観光の場を、緑の拠点として位置づけます。

- ・ 御岳昇仙峡・湖沼群（能泉湖、千代田湖 等）、武田の杜（健康の森）マウントピア黒平、右左口の里、寺川グリーン公園



【水と緑の軸】

本市を通る河川や道路は、甲府盆地を縦横断する緑の骨格となることから、これらを「水と緑の軸」と位置づけます。

●水と緑の骨格軸：主要河川を中心とした水と緑の軸

- 荒川… 甲府市フラワータウン基本計画に基づきナデシコ群生地事業やフラワーロード設置事業などが展開され、河川敷では、遊歩道から花の風景を望むことができる集いの空間となっています。
- 貢川… 市民による桜の植栽が進められ、桜の名所として親しまれています。
- 笛吹川… 本市を東西に通る甲府盆地の各都市をつないでいます。河川敷は、広大な緑の空間や、多様な生物の生息場所になる重要な自然環境が残されています。
- 濁川… 市街地を流れる河川です。一部で遊歩道や桜並木、親水空間が整備されています。
- 滝戸川・芦川… 市内南部を流れる河川です。



●緑のシンボル軸：広域的な交流やにぎわいを担う緑の軸

- 平和通り、武田通り… 甲府駅から伸びるシンボリックな道路を位置づけます。
- アルプス通り、山の手通り、国母通り、※和戸町竜王線、※愛宕町下条線、※善光寺町敷島線… 山並みへの眺望に繋がる主要な道路を位置づけます。 (※都市計画道路名)

緑の将来図



【緑の基盤】

- 山地山岳ゾーン
- 里山ゾーン
- 市街地ゾーン
- 田園集落ゾーン

【緑のエリア】

- 保全を図るエリア
- 保全を図るエリア（生物多様性エリア）
- モデル的な緑の創出を積極的に図るエリア
- 緑化を重点的に推進するエリア

【緑の拠点】

- 花と緑の拠点（甲府駅周辺、市役所等）
- 緑の歴史・文化拠点
史跡、文化財（甲府城跡、甲府市歴史公園周辺、史跡武田氏館跡）
中道地区の古墳群（銚子塚古墳、丸山塚古墳等）
- 公園レクリエーション拠点
（愛宕山広域公園、曾根丘陵公園、小瀬スポーツ公園、
緑が丘スポーツ公園、芸術の森公園、健康の森）
- 自然レクリエーション拠点
界仙峡、湖沼群（能泉湖、千代田湖等）、マウントヒア黒平、右左口の里
寺川グリーン公園
- 武田の杜（健康の森）

【水と緑の軸】

- 水と緑の骨格軸
（荒川、真川、笛吹川、濁川、滝戸川、芦川）
- 緑のシンボル軸
（平和通り、武田通り、アルプス通り、山の手通り、国母通り、
和戸町竜王線、愛宕町下条線、善光寺町敷島線）

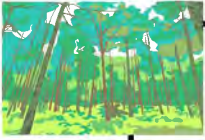


図 4-7 緑の将来図

6. 緑の基本目標及び基本方針

基本理念や緑の将来像、緑の将来構造を実現するため、4つの基本目標と各目標を達成するための基本方針を掲げます。

(なお、この基本方針は施策体系を構成する要素となります。)



緑を守る

～ふるさとの緑を守り伝えます～

市街地を囲む森林、河川の豊かな自然資源と、田園・果樹園風景を創出する農地の緑、社寺林や屋敷林、点在する史跡や文化財など歴史を伝える緑、保存樹木等優れた自然環境や歴史を感じる緑があります。

これらの緑については、保全しつつ、市民が自然とふれあえる場として育て、後世にふるさとの緑を伝えていきます。

基本方針 1：ふるさとを感じる緑を守り活かします

基本方針 2：水と緑が調和する環境を守り活かします

基本方針 3：歴史・文化を伝える緑を守り伝えます



緑でもてなす

～花と緑のもてなしの名所をつくります～

本市は、長い歴史のなかで、戦国時代の武田氏館跡周辺の中世城下町（古府中）と江戸時代の甲府城周辺の近世城下町（新府中）という異なる二つのまちづくりが行われ、歴史、経済、交通、文化の中心として発展し、多くの庶民が集まる生活や行楽の地となりました。

こうした歴史を踏まえ、多くの人が集う観光拠点や道路・河川沿いなどでは、来訪者をもてなす花と緑の名所をつくります。

基本方針 4：ふれあいを感じる花と緑をつくります

基本方針 5：もてなしの水と花と緑のネットワークをつくります



緑をつくる

～やすらぎや甲府らしさを感じる身近な緑をつくります～

いつでも緑を身近に感じ、緑にふれあうことができる環境づくりを進めるため、公園や公共施設などの緑の拠点や、道路・河川等の緑の軸を充実させるとともに、民有地において緑の積極的な創出に努め、効果的な緑のネットワークを構築します。

また、地域を特徴づける景観を活かし、甲府らしい魅力ある風景をつくります。

基本方針 6：愛される公園緑地をつくります

基本方針 7：やすらぎのある身近な緑をつくります



緑で育てる

～緑を愛する心を育てます～

一人ひとりが甲府の緑づくりを担っているという誇りを感じながら、水と花と緑に対する関心や愛着を高めるため、緑に関わる活動や支援を一層進め、楽しみながら水と花と緑を育てる仕組みを構築します。

また、緑づくりについては、市民だけでなく全国に呼びかけ、甲府の緑を育てる資金や人材確保に努めます。

基本方針 8：緑の知識を育てます

基本方針 9：市民参加の仕組みを育てます

基本方針 10：市民の自主的な活動を支える仕組みを育てます

7. 緑地の保全及び緑化の推進目標

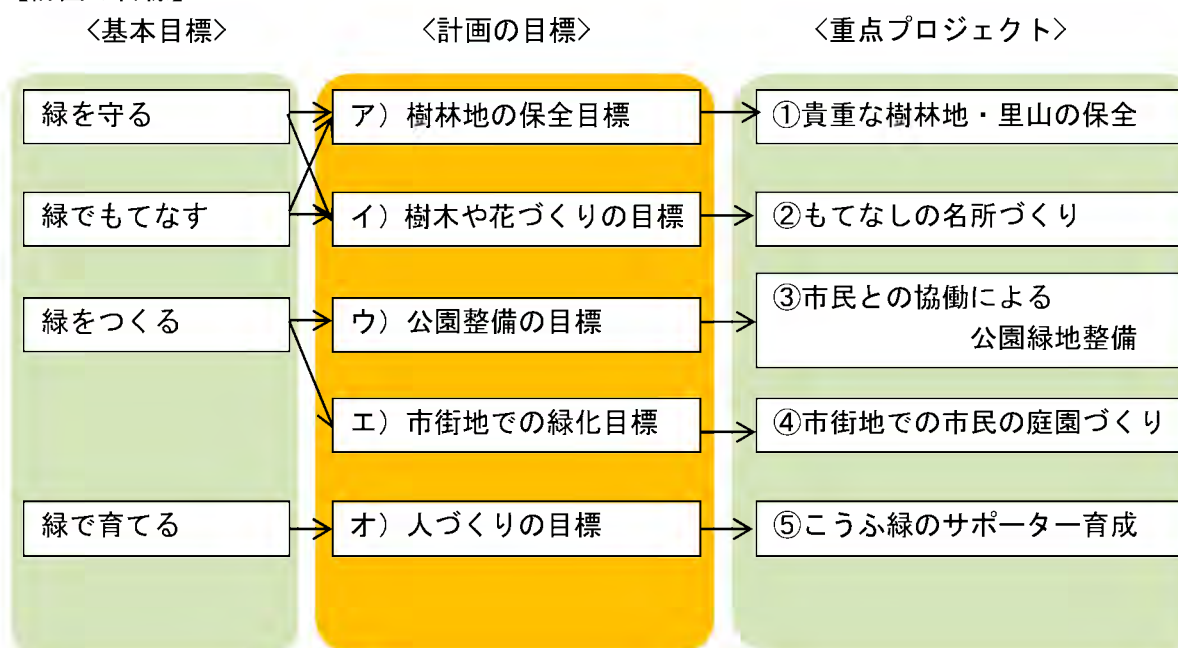
(1) 目標の設定にあたって

ここでは、緑の基本計画に基づく施策や活動を推進するための目標を、市民・事業者・行政など緑づくりに関わる全ての方にとって、分りやすく共有するために設定します。

基本理念や緑の将来像に示す通り、原風景を保全してだけでなく、緑の存在と大切さを実感しながら、市民とともに愛される質の高い緑を増やし、やすらぎのある空間を増やしていくことを目指して緑地の保全及び緑化の推進などについて計画の目標を設定します。

計画の目標については、基本目標から次の5つの目標を設定します。これによる重点プロジェクトにおいて確実に緑づくりを推進していきます。

【計画の目標】



(2) 計画フレーム

計画フレームについては、過去の人口の趨勢を踏まえて推計された数値とします。

【計画フレーム】

計画対象区域	甲府市全域 21,241ha		
年次	現況 (平成23年)	中間年次 (平成32年)	目標年次 (平成42年)
人口	197,460	185,537	170,968

(3) 緑の目標水準

目標年次における目標水準を設定します。

ア) 樹林地の保全目標

① 持続性のある緑地を確保します

本市は、周辺を豊かな山林に囲まれています。すべてが将来にわたって守られるとは限りません。

将来も、このような緑と水辺に囲まれたうまいまちを維持していくために、自然公園法や森林法、都市緑地法などの制度の活用等により、全市の約 50%の山林や樹林地を確保することを目指します。



イ) 樹木や花づくりの目標

② 地域で親しまれている巨木を守ります（保存樹、景観重要樹木の指定）

地域のシンボルとして親しまれ、優れた景観を形成している樹木について、指定を行い、広く公開し、守っていく取り組みを進めます。

	現況 (平成23年)	目標 (平成42年)
保存樹木	13 箇所	13 箇所
景観重要樹木	0 箇所	5 箇所以上



③ なでしこネットワークを広げます（荒川河川敷のナデシコ等の植栽）

荒川河川敷では、ナデシコ群生地や、フラワーロード設置など、花の景観づくりが進められています。今後も地域住民とともに河川敷での花づくりを広げていきます。

また、現在、市の圃場で行われている花苗の生産についても、なでしこボランティアを募り、各家庭や事業所、公共施設などでの花苗づくりを進めます。

	現況 (平成23年)	目標 (平成42年)
箇所数	4 箇所	6 箇所以上

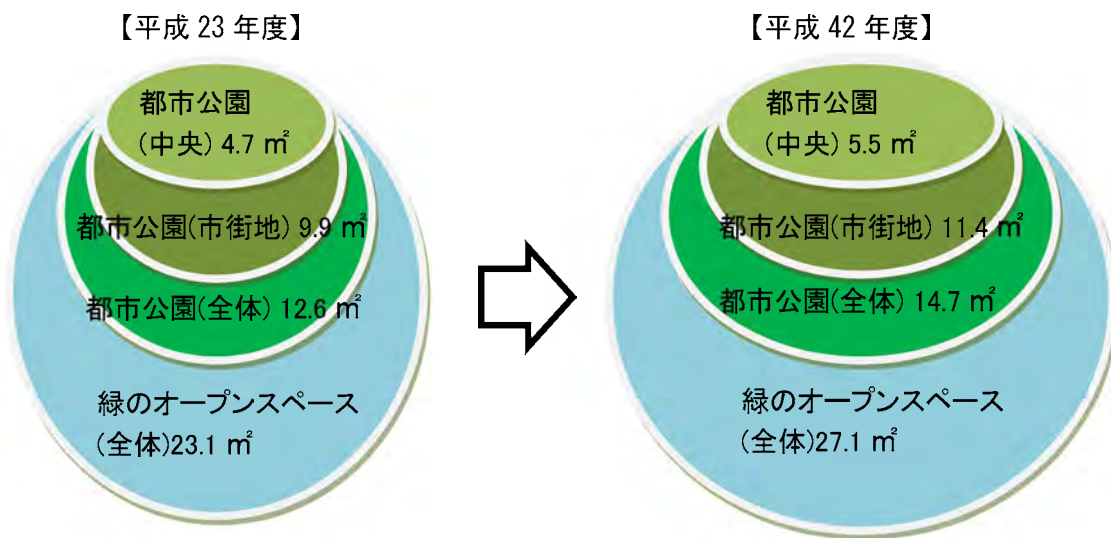


ウ) 公園整備の目標

④身近な緑のオープンスペースを確保することを目指します

本市では、量的には都市公園の一人当たりの面積は満たされているため、既存ストックの活用や整備手法の転換を図りつつ身近な緑の確保に向けた取り組みを進めます。

市内における適正な都市公園の配置とその他公園緑地、まちの杜、ちびっこ広場、市民農園などの緑のオープンスペースの確保に努めます。



⑤暮らしの中において公園等の緑の満足度を高めます

市民アンケートでは、公園・広場・遊び場の整備状況に満足、やや満足している市民の割合は、現状で 17.6%ですが、将来的には 60%を目指します。

エ) 市街地での緑化目標

⑥通りから見える私有地の緑づくりを進めます

本市では、緑豊かなまちづくりを推進するため、生け垣づくりを奨励しており、経費の一部を助成する制度を設けています。

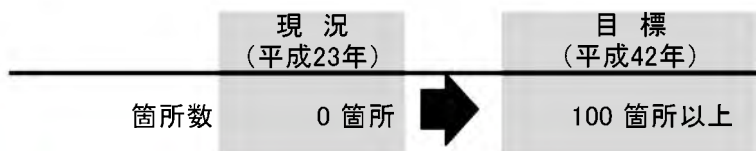
ブロック塀から生け垣への改造や新たな生け垣の設置の推進を図り、目標年次には総延長 9,300mを目指します。

	現況 (平成23年)	目標 (平成42年)
総延長:	5,300m	9,300m
単年度平均:		200m



⑦通りから見える民有地の緑づくりを公開します（オープンガーデンの実施）

民有地での緑化や花づくりを進めるため、丹精込めて育てた個人や事業者の庭や玄関先の花を公開し、お互いに見せあうことで、緑化への取り組みを広げるオープンガーデニングの取り組みを進めます。



⑧暮らしの中において緑や自然への満足度を高めます

市民アンケートでは、緑や自然の豊かさに満足・やや満足している市民の割合は、現状で41.6%ですが、将来的には60%を目指します。

オ) 人づくりの目標

⑨市民と協働で管理する公園数を増やします

本市では、民間との協力によって公園を維持管理し、公共物を大切にする意識の啓発と公園を安全に利用することを目的として、公園愛護会やアダプト制度の合意団体による管理が一部の街区公園・近隣公園・緑地やまちの杜で行われています。

将来は、身近な公園である全ての街区公園においては、市民と協働で管理していくことを目指します。



8. 都市公園の整備方針

本市の都市計画公園については、現在 40 箇所が計画決定され、その内、36 箇所が開設されています。一人当たりの公園面積は約 12.6 ㎡であり、都市公園法施行令に示されている一人当たり 10 ㎡以上を満たしており、可住地の多くでは歩いて行ける範囲に身近な公園が配置されています。

今後、急激な人口増加が見込めない状況を考えると、量的には満たされている状況と考えられます。

しかし、本市の公園整備においては、大きく 3 つの課題があります。

①中心部（中央ブロック）の一人当たりの開設公園面積が低い

市内の市街地の拡大は一段落し、都市の再構築に向け、中心市街地での再整備が行われ、多くの人が集まる場所に効果的な投資が行われており、併せて緑地やオープンスペースの整備が進められています。しかし、中央ブロックの一人当たりの開設公園面積は 4.7 ㎡と他地区に比べて低い状況にあります。

②長期未整備の都市計画公園がある

未開設の公園（4 箇所）のうち、羽黒地区に位置する 2 箇所の公園は、30 年以上も未整備の状態が続き、計画区域内では宅地化が進んでいる状況にあります。計画当初からは社会情勢など様々な要因が変化しており、地区の現状を的確に捉えた見直しが求められます。

③市民の不満足が高い

居住環境のアンケートによると、「公園・広場・遊び場の整備状況」については、不満足が高い状況にあります。

公園などの整備を取り巻く状況は、整備費や維持管理費の増大を背景に厳しい状況であり、すべての地区に計画当初からの全国的に画一された都市公園の設置基準、一律的な公園の配置や整備は、厳しい状況にあります。

社会経済情勢の変化や上位計画の見直しなど将来都市構造との整合性を図り、より効果的かつ効率的な整備について総合的な検討を行います。

既存の公園や緑地を活かしつつ、地域住民と協力しながら、既存の都市公園の再整備を進めるとともに、新たな都市公園の整備によらない質の高い緑やオープンスペースを確保し、本市の恵まれた歴史や文化、自然を活かした水と緑のうるおいを感じる快適なまちづくりを目指します。

◆市の核となる公園整備の考え方

緑の将来構造に基づき、「緑の歴史・文化拠点」「公園レクリエーション拠点」「自然レクリエーション拠点」に位置づけられている公園については、優先的に整備もしくは機能の拡充を図ります。

【緑の歴史・文化拠点】

- 史跡と文化財（甲府城跡（舞鶴城公園）、甲府市歴史公園周辺、史跡武田氏館跡）

【公園レクリエーション拠点】

- 広域的な交流を生み出す公園（愛宕山広域公園、曾根丘陵公園、小瀬スポーツ公園、緑が丘スポーツ公園、芸術の森公園）

【自然レクリエーション拠点】

- 自然観光の場（御岳昇仙峡・湖沼群（能泉湖、千代田湖 等）、武田の杜（健康の森）マウントピア黒平、右左口の里、寺川グリーン公園）

◆地域の核となる公園の整備の考え方

地域の核となる公園（地区公園、近隣公園）については、以下の方針に基づいて整備もしくは機能の拡充を図ります。

- 歩いて行ける公園や、緑の拠点となる公園に近接した配置にならないよう留意します。
- 緑やオープンスペースとして将来的な担保が見込まれる緑地や、公共施設のオープンスペース、学校やレクリエーション施設のグラウンドなどと重複しないように考慮します。
- 宅地化が進行している長期末整備の都市計画公園については、その周辺での都市施設の整備状況、公園や緑地の配置及び既存の公共施設の有効活用などを勘案した上で、地域住民の合意形成を図りながら、廃止や縮小等見直しについて総合的に検討します。また、見直しに伴い、必要に応じて適切な施策を検討します。
- 既存の公園についても、時代のニーズや利用状況に照らし合わせて、使いやすく市民に愛される公園となるよう、地域住民との協働による再整備を進めます。

◆歩いて行ける身近な公園の考え方

歩いて行ける身近な公園の整備については、その公園の圏域とされている半径 250m程度を考慮し、都市公園だけではなく、安定的な利用が可能なまちの杜・広場の整備や、公共施設の活用を進めます。

さらに、拠点となる公園や地域の核となる公園の誘致圏域（※）を考慮したうえで、公園が必要とされる地域については、公園整備を検討します。

- ※ ・市の核となる公園の誘致圏：半径 1km
- ・地域の核となる公園の誘致圏：地区公園半径 1km、近隣公園等半径 500m
- ・身近な公園の誘致圏：半径 250m（街区公園等）
- ・その他の公園の誘致圏：半径 100m（ちびっこ広場、まちの杜、その他公園）

第5章

緑の推進施策の方針

第5章 緑の推進施策の方針

計画の基本理念及び将来像を実現するため、緑の基本計画の具体的な施策を展開します。施策の体系について以下に示します。

〈緑の基本計画 施策体系図〉



1. 「緑を守る」における推進施策の方針

緑の推進施策について整理します。

基本方針	施策(大項目)	重点施策	施策(小項目)	具体的な施策	現状の取り組み	
(1)ふるさとを感じる緑を守り活かせます	施策1 森林の保全と活用	●	ア) 森林環境の保全・再生を図ります	* 森林施業との連携	* 保安林の指定(山梨県) * 地域森林計画対象民有林(山梨県) * 地域の里山林、学校林	
				* 緑のボランティアの活動促進	* 緑のボランティア	
		イ) 県立公園の機能の拡充、整備を県に要請する等、森林文化の創造を進めます	* 山梨県への機能拡充の要請			
		●	ウ) 森林資源の保全と活用を図ります	* やまなし森づくりコミッションとの連携(企業の森)	* 企業の森(やまなし森づくりコミッション)	
			* グリーンツーリズムの取り組み	* 武田の杜でのイベント(山梨県) * 山岳観光地美化活動		
	施策2 農地の保全と活用	ア) 優良農地を保全します		* 農地の基盤整備の促進	* 優良農地の保全、耕作放棄地対策	
				* 優良農地の保全	* 優良農地の保全、耕作放棄地対策	
				* 耕作放棄地再生計画の推進	* 優良農地の保全、耕作放棄地対策	
		イ) 耕作放棄地の解消と有効活用に努めます		* 農地銀行の活用促進 * 耕作放棄地対策の推進	* 優良農地の保全、耕作放棄地対策	
				* 企業の農園づくり	* 企業の農園づくり(山梨県)	
ウ) 農業に親しむ機会を増やします		* 市民農園の拡充整備	* 市民農園整備事業			
	* 食育教育、環境教育の場としての活用	* 物産施設でのキッズキッチン等				
(2)水と緑が調和する環境を守り活かせます	施策3 水辺の保全と活用	●	ア) 荒川での花と緑の景観づくりを推進します	* 親水空間や桜並木、遊歩道の整備促進		
					* 市民との協働によるナデシコ群生地拡大、維持管理	* ナデシコ群生地
					* 市民との協働によるフラワーロード設置事業の拡大、維持管理	* フラワーロード事業(ボランティア・直営)
					* 景観条例や風致地区条例等の運用による河川景観に配慮したまちづくりの推進	
	イ) 水辺環境の維持保全に努めます	* 親水空間の整備、拡充及び維持管理 * 湯村温泉での親水空間の整備	* 親水空間の整備(山梨県) * 湯村温泉 魅力づくりの取り組み			
	ウ) 湖沼の保全と親水空間の整備を推進します	* 景観に配慮したサイン等の整備				
	(3)歴史・文化を伝える緑を守り伝えます	施策4 歴史・文化を伝える緑の保全・育成	●	ア) 保存樹木の保全と景観重要樹木の指定を推進します	* 維持管理の助成制度の推進 * 保存樹木の維持管理の促進 * 景観重要樹木の指定推進 * 市民への公開制度の推進 * 銘木の紹介やPRの推進	* 保存樹木の指定、管理 * 景観重要樹木の公募
イ) 歴史を伝える遺跡や史跡等の緑を保全します				* 遺跡等を活用した周辺の修景整備	* 史跡武田氏館跡の整備 * 歴史公園の整備	
施策5 風土や動植物の生息環境の保全・活用		ア) 身近な樹林地の保全と活用を推進します(市民緑地制度の活用)	* 市民緑地制度を活用した土地所有者との契約締結、維持管理の支援			
		イ) 周辺の森林や里山を守ります(保全配慮地区制度の活用)	* 保全配慮地区の指定			
施策6 自然に親しみながら緑を学ぶ環境づくり		ア) 自然と親しむ場の維持・保全と活用を図ります	* 休憩施設、眺望スポット、散策路の整備 * ニューツーリズムの取り組み検討	* 武田の杜森林セラピーの認定に向けた取り組み(山梨県) * ニューツーリズム		
		イ) 緑の環境教育を充実します	* 環境学習(太陽エネルギー体験教室、キッズISO) * 学校林 * やまなし森づくりコミッションによる森林体験 * 食育教育(キッズキッチン)	* 環境学習 * 学校林(緑化推進会議) * 緑の少年隊活動 * 自然観察会の実施(やまなし森の教室)(山梨県) * 森林・林業体験の実施(やまなし森の教室)(山梨県) * 食育の取り組み		

網掛けは重点施策

基本目標	緑を守る
基本方針	(1) ふるさとを感じる緑を守り活かします
施策1	森林の保全と活用

本市は、甲府盆地の中央部に位置し、北と南の森林に囲まれています。この森林は、緑のダムとして下流に安定的に水を流す仕組みを持ち、水害や土砂災害、山崩れを防ぐとともに、野生動物の保護、大気浄化など暮らしに重要な役割を果たしています。

将来にわたり、森林の保全を永続的に続けるために、制度拡充を検討します。

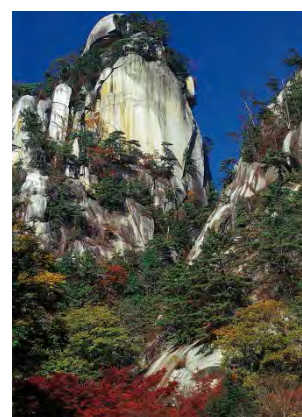
ア) 森林環境の保全・再生を図ります

本市を取り囲む森林は、水害や土砂災害、山崩れを防ぎ、雨水を蓄え清流を生み出す水源涵養機能など、私たちの生活にとって重要な役割を担っています。

荒川流域を抱える北部に連なる森林や、その多くが水源林に指定されている南部の森林については、今後も森林法に基づく保安林や地域森林計画対象民有林の指定継続による維持保全を図るとともに、森林整備の方針に沿って適正な管理や森林施業を行い、森林機能の維持回復に努めます。

また、御岳昇仙峡一帯の秩父多摩甲斐国立公園の指定区域については、国立公園管理計画に基づいて行う保護や利用の管理に協力し、生物多様性機能を担う森林の保護に努めます。

さらに、森林観光の拠点である昇仙峡周辺では、森林の美しさが映える景観形成を図ります。



国の特別名勝 御岳昇仙峡

イ) 県立公園の機能の拡充、整備を県に要請する等、森林文化の創造を進めます

市街地を取り囲む森林や里山では、自然観察や森林レクリエーションに親しむ場として、武田の杜などを自然レクリエーション拠点として機能拡充を山梨県に要請します。



武田の杜（健康の森）

ウ) 森林資源の保全と活用を図ります

本市では、やまなし森づくりコミッションによる森林整備協定の取り組みをはじめ、民間企業の植林事業（企業の森）や、植林活動などが進められています。

また、学校林や環境教育など、緑や自然環境への理解を深める取り組みが進められています。

公益森林（水源かん養林）の整備促進を図り、水源確保のため、手入れのいき届かない民有林については、やまなし森づくりコミッションと連携し、「企業の森」などの誘致を推進するとともに、森林の重要性を認識する啓発活動や、フォレストサポーター制度等のボランティア活動の促進を図ります。

また、市民や観光客が森林の自然に親しむことができるようグリーンツーリズムの取り組みを進めます。



善光寺の森での植樹活動

基本方針	(1) ふるさとを感じる緑を守り活かします
施策2	農地の保全と活用

農地は、作物の供給だけでなく、本市の原風景を形づくる田園や果樹園風景としての役割も担うとともに、生き物の生息空間や保水機能・遊水機能による水害の防止、文化の継承など様々な機能を持っています。

本市では、農地存続や再生のために様々な施策を展開していることから、今後ともこれらの取り組みを進め、農地の保全と活用を図ります。

ア) 優良農地を保全します

本市の集約的農地は、市街地をコの字型に取り囲む形で分布しており、特に南部平坦地に広がる野菜畑をはじめ、東部山付きのブドウ畑や北部の水田、南部丘陵地帯のモモ・スモモ畑は傾斜地を巧みに利用し、景観豊かな緑地帯としての機能を保っています。

農地は、生産基盤だけでなく、郷土景観を構成する要素であり、保水性の確保や多様な生物の生息など、環境保全を含めた多面的な機能を持つ身近な自然です。

緑地及び生産の場としての役割を持つ優良な農地を保全するため、甲府市農業振興計画に基づき、生産環境整備や担い手育成、耕作放棄地対策などを推進し、優良農地の計画的な保全に努めます。



優良な景観を形成する農地

イ) 耕作放棄地の解消と有効活用に努めます

本市では、農地銀行や担い手対策などによる耕作放棄地解消の取り組みを進めており、平成 21～23 年には 50ha 以上の耕作放棄地を解消しました。

今後も、関連部局と連携し人づくりや農業基盤整備を進め、引き続き耕作放棄地の解消に努めます。

また、山梨県が実施する「企業の農園づくり」により、帯那地区の菜の花プロジェクトや、民間企業による農業系アイドルの活用など、企業と農村との連携・交流を深め、農業を通じて地域を元気にする取り組みを進めます。



菜の花プロジェクト

ウ) 農業に親しむ機会を増やします

市民が農業に親しむ場として、様々な団体が主体となる市民農園の拡充を進めます。特定農地貸付法に基づき市が開設する市民農園については、貸付契約終了に合わせ、個人などにより開設する市民農園に移行すべく、地主等への指導・支援を行います。

また、小曲市民農園については、従来を目的を継承しつつ、新たな役割（例えば新規就農支援など）を担う形の市民農園として引き続き開設運営を行います。

さらに、市内の南部地域では地元の農産物を使った料理教室や農業体験・収穫体験などを行っており、地産地消や食育、スローフード等の志向の高まりを踏まえ、これらの取り組みを支援します。



風土記の丘 農業体験

基本方針	(2) 水と緑が調和する環境を守り活かせます
施策3	水辺の保全と活用

本市では、森林からの清流や湧水、大小の河川や水路など多様な水辺が見られます。特に荒川は、水と緑にふれあえる場の整備と活用が進んでおり、遊歩道やサイクリングロードが整備され、フラワーロード設置事業やナデシコ群生地の取り組みなど、本市における花と緑づくりの拠点となっています。

今後も地域住民との協働により、これらの取り組みを進めます。

ア) 荒川での花と緑の景観づくりを推進します

本市を縦断する荒川は、市街地に身近な水辺空間として、散策やサイクリング・グラウンドゴルフなどの市民のレクリエーションの場となっています。

今後も、多様なレクリエーション需要に応え、計画的な整備や活用の見直しを図ります。

また、桜並木やナデシコ群生地など花と緑づくりが進められており、今後も市民との協働による花の景観づくりを進めながら、その周辺地域においても荒川の景観に配慮したまちづくりを推進します。



多様なレクリエーションの場である荒川

イ) 水辺環境の維持保全に努めます

市街地を貫流する濁川、貢川などの主要河川では、水害防災の観点から多くがコンクリートで覆われているため、流水の地下浸透機能が低下しており、水量の急増による都市洪水や、水辺空間から人や生き物を遠ざけることが懸念されます。

河川の自然な護岸や水域を保全するため、多自然型工法による改修を関係機関に要請し、生態系にとって貴重な水辺の生息空間を確保します。

また、河川改修に併せた親水空間の整備を進め、身近に水辺と接することのできる環境整備や、観光面での活用を図ります。

さらに、ホテルなどの生息が確認される相川等の河川については、生息域の維持保全の取り組みに努めるとともに、一部、粗放的管理を行うことで、魚や植物・鳥の住める環境に配慮し、豊かな自然を残す水辺の保全に努めます。



自然が残る相川

ウ) 湖沼の保全と親水空間の整備を推進します

本市の観光地である千代田湖、能泉湖、芦川溪谷などでは、山並みや水辺景観に配慮しながら、標識・看板、建造物の築造、ゴミの不法投棄の防止を進め美しい景観の保全を図ります。



豊かな緑と水辺景観の能泉湖

基本方針	(3) 歴史・文化を伝える緑を守り伝えます
施策4	歴史・文化を伝える緑の保全・育成

本市には、古くから人々が暮らしてきた息吹を感じることのできる遺跡や史跡が点在し、神社仏閣も多く存在します。これらの資源は大切な財産です。

これらと一体となった緑については、甲府の歴史と文化を伝える緑として保全と活用を図ります。

ア) 保存樹木の保全と景観重要樹木の指定を推進します

ふるさとの名木として、甲府の長い歴史と文化の中で生き続け、健全でかつ樹容が景観上特に優れている樹木である「保存樹木」は、市民と協力しながら保全に努めています。しかし、枯死などにより樹木が減少していることから、土地所有者の理解と協力を得ながら、樹木の保全を積極的に図るための制度の充実を検討します。

また、健全で樹容が優れている樹木だけではなく、地域のシンボルとして親しまれている樹木や優れた景観を形成している樹木について、「景観重要樹木」としての指定を推進します。

保存樹木や景観重要樹木は、市民の財産であることのPRや市民への公開を進めます。



市の木「カシ」

イ) 歴史を伝える遺跡や史跡等の緑を保全します

市内では、古墳などの遺跡や甲府城跡等の全国的に有名な史跡や、甲府五山、甲斐善光寺等の神社仏閣が多く分布しています。

また、塩部寿のフジ、玄法院のイチョウ、岩窪のヤブサウメなど植物の天然記念物も多く分布しています。

これらの緑に関わる文化財の指定を継続するとともに、維持管理に関わる補助制度などを活用しながら市民との協働による維持管理の充実を図ります。

また、歴史を伝える地域に埋もれた資源を活用し、公園利用や特徴ある景観スポットとしての活用を検討します。

戦国大名居館と城下町の遺構が良好な状態で残っている史跡武田氏館跡とその周辺一帯については、生きた歴史に触れ、遺跡を含む自然環境を守っていくため、史跡武田氏館跡整備基本構想・整備基本計画との整合性を図りながら、学校教育や生涯学習の場として、さらには散策憩いの場としての整備・活用を検討します。



塩部寿のフジ



史跡武田氏館跡（イメージ図）

基本方針	(3) 歴史・文化を伝える緑を守り伝えます
施策5	風土や動植物の生息環境の保全・活用

市街地の周辺に残る樹林地や里山は、人の手で作り出された身近に自然を感じさせる貴重な緑であり、自然の豊かさを演出する景観要素となっています。また、市街地やその周辺の平地では、屋敷林などのまとまりある樹林地が点在しています。

しかし、土地利用の転換や山林事業の衰退などにより、樹林地の減少や里山の荒廃が目立ちつつあります。

このため、樹林地や里山については、身近に緑とふれあえる空間として活用を図ります。

ア) 身近な樹林地の保全と活用を推進します（市民緑地制度※の活用）

市街地や集落地・神社仏閣の周辺に位置する樹林地や屋敷林、社寺林、学校周辺の樹木、雑木林などは、身近な自然や生態系を維持する中で重要な役割を果たしています。

このような樹林地を残していくため、学校教育との連携や地域の自主的な保全活動などを通じて大切に守り活用していくことが重要です。

雑木林や社寺林などのまとまった樹林地については、「市民緑地制度」を活用し、土地所有者と協力しながら、良好な樹林地や自然景観を残すとともに、自然とのふれあいの場や環境学習の場として、市民との協働による活用を検討します。

また、防災や景観形成、生物多様性の視点による市民緑地の指定も検討します。

※市民緑地制度：都市内において緑とオープンスペースを確保していくには、民有地の緑化や都市内に残された緑地の保全を図り、これらを市民の利用に供する緑地として確保していくことが重要です。

市民緑地制度は、土地等の所有者が自らの土地を市民の利用に供する緑地または緑化施設として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的に、所有者と市が契約を結んで、市民の利用に供する緑地または緑化施設（市民緑地）を設置・管理するという制度です。

イ) 周辺の森林や里山を守ります（保全配慮地区制度※の活用）

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象などにより緑の重要性が高まっています。緑は温度を下げたり水を蓄えたり、環境負荷の軽減や調節に寄与しています。周りを山で囲まれ市域の6割以上を森林で占められている本市では、特に顕著な環境問題は感じられませんが、豊かな環境を守っていくためにも、まとまった緑を保全していくことが重要です。

そのため、甲府市森林整備計画や21世紀水源保全計画などの計画と連携を図り、森林や里山の保全を図るため、特に優れた風致環境や生態系の保全、自然とのふれあいの場、美しい郷土景観をつくり出している緑地については、「保全配慮地区制度」を活用して保全に努め、将来的には、市民緑地制度の締結や緑地保全地域等の指定を検討します。

※保全配慮地区：市民緑地や条例による保全措置等により、緑地の保全を図るべき必要が認められたものについて定めることとなっており、緑地の現状や市民ニーズ、土地所有者の意向等を考慮しながら柔軟な保全措置が可能です。

基本方針	(3) 歴史・文化を伝える緑を守り伝えます
施策6	自然に親しみながら緑を学ぶ環境づくり

ア) 自然と親しむ場の維持・保全と活用を図ります

本市には、市街地背後に広がる豊かな森林や里山・水辺など、自然に親しむことができる空間が多くあります。

溪谷美日本一の御岳昇仙峡や、能泉湖（荒川ダム）、千代田湖、山梨百名山に指定されている金峰山や滝戸山、羅漢寺山などの自然レクリエーションについては、自然環境の維持保全と併せて、休憩場所、眺望スポット、アクセス性の向上等の整備を進めるとともに、ハイキングイベントや、トレイルランニング等、豊かな自然とふれあうイベントを推進します。

また、市街地近くに位置する武田の杜については、キャンプ場、登山道・ハイキングなどの体験施設の維持管理について、関係機関に要請します。

さらに、山梨県内で広まっているニューリズム※の動きと連携しながら、森林セラピーやグリーンツーリズム、ワインツーリズムの取り組みを検討します。



武田の杜 癒しの小道



武田の杜

トレイルランニングコース



マウントピア黒平

※ニューリズム：山梨市西沢溪谷の森林セラピー基地や、北杜市清里の森を利用した癒しのプログラム「森林療時間」等、健康や癒しをキーワードにしたヘルスツーリズムの取り組みが始まっています。また、農業体験ツアーや都市農村交流といったグリーンツーリズム、ワイナリーをめぐるワインツーリズム等の取り組みがみられます。

イ) 緑の環境教育を充実します

本市では、小学校でのビオトープの取り組みや、学校林を活用した野外学習活動、緑の少年隊活動、相川でのホテルの生息環境づくり、やなまし森づくりコミッションによる森林体験、保育園や幼稚園における環境教育学習、太陽エネルギー体験教室、キッズISO、キッズキッチンなど、様々な環境学習や食育に関する取り組みを進めています。

本計画では、将来像の一つとして、「甲府の原風景を形成する緑が受け継がれるまち」を掲げています。郷土が誇る緑や環境を、自然の重要性を理解しながら、未来を生きる子どもたちとともに育んでいく環境教育はとても重要です。

そこで、各種機関と連携しながら、教育の場における緑の環境教育の充実を図ります。



キッズキッチン
(甲州地どり市場)



学校林活動（北東中学校）

2. 「緑でもてなす」における推進施策の方針

基本方針	施策(大項目)	重点 施策	施策(小項目)	具体的な施策	現状の取り組み
(4)ふれあいを感じる花と緑をつくります	施策7	もてなしの花と緑づくり	● ア)もてなしを演出する花の道づくりを推進します	* 花壇、フラワーポット等の設置	* 荒川フラワーロード事業 * フラワーポット設置 * 花いっぱい、緑いっぱい運動
			● イ)市民のもてなしと交流の取り組みを後押しします	* オープンガーデニングの推進 * 花づくりのアドバイス、講師派遣	
			● ウ)ガーデニング講習会を開催します	* ガーデニング講習会の開催	* 緑化教室の開催
			● エ)花のまちかどづくりを推進します	* まちの杜、ポケットパークの花・緑づくり * 花壇、フラワーポット等の設置	* 花いっぱい、緑いっぱい運動
(5)もてなしの水と花と緑のネットワークをつくります	施策8	もてなしの水と花と緑の遊歩づくり	● ア)道路の緑化と花づくりを推進します	* 緑化基準の見直し	
				* 植樹スペースの確保 * 植樹マスでの花づくり	* 街路樹の整備
				* フラワーポットの設置	* フラワーポット設置 * 花いっぱい、緑いっぱい運動
				* 市民との協働による街路樹の維持管理の推進	
				* 維持管理に関する指針の見直し	
			● イ)河川や水辺の緑化や花づくりを推進します	* 河川沿いの花づくり	* 荒川、貢川、濁川等の桜並木の維持管理(山梨県等)
				* 親水空間の整備、拡充	* 親水空間の整備(山梨県)
			ウ)地域の緑や歴史・文化資源を結ぶ散策路(フットパス)のネットワークづくりを推進します	* 散策ルートでの沿道緑化	* 街路樹の整備 * フラワーポット設置
				* 新規散策ルートの検討	* フットパスコースの検討(観光協会) * 観光モデルルート(甲府遊歩)の検討
				* 景観に配慮した案内サインの整備	
● エ)歩きながら甲府市を体感するイベントを充実します	* ウォークラリー、自然観察会等のプログラムの充実 * コンシェルジュ育成による関係機関との連携強化	* 観光ボランティアの育成(山梨県、甲府市観光協会) * フットパスの案校によるフットパスのコースコンシェルジュの発見、育成(観光協会)			

網掛けは重点施策

基本目標

緑でもてなす

基本方針

(4) ふれあいを感じる花と緑をつくります

施策7

もてなしの花と緑づくり

本市の市街地は緑が少なく、まちづくりの課題となっています。

日照時間は長いため、花や緑を育てやすい環境であると考えられます。今後は、道路などの基盤整備にあわせた花と緑の創出や施設の緑化推進等、様々な手法によって花と緑によるもてなしのまちづくりを進めます。

ア) もてなしを演出する花の道づくりを推進します

武田神社や舞鶴城公園などの、本市の観光拠点につながる道を散策する観光客が見受けられます。花の季節や、夏の果物収穫時期、秋の紅葉など、季節を通じて多くの観光客が訪れます。

甲府駅周辺では、「甲府遊歩」として歴史を感じる散策路が設定されており、歩きやすい道づくりや景観整備を行っています。また、観光ボランティアによる歴史探索の活動や、道沿いの花づくりなどが行われています。

今後も、主要な観光地や各拠点では花によるおもてなしの風景づくりを推進します。

地域のメインストリートとなる平和通り・武田通りなどの主要道路や荒川等の河川沿い、本市の交通結節部となるインターチェンジ等において、花の植栽や花壇・フラワーポット等を設置します。また、市街地周辺部の道路では、沿道での花の植栽を促進し、歩く楽しみのある道づくりを進めます。



武田通りを彩る桜と菜の花

イ) 市民のおもてなしと交流の取り組みを後押しします

本市では、フラワータウンづくり事業の一環として、新入学、新築などの記念に記念樹や花の種を配布しています。

今後も花や木に親しむ意識啓発として、配布の継続・普及を図ります。

また、身近な花や緑づくりとして、個人の庭や玄関先などで花や緑づくりが行われています。身近なおもてなしの取り組みとして、個人の庭や玄関先を一般公開するオープンガーデニングへの取り組みを検討します。

さらに、住宅地では、庭木の植栽やしげ垣の設置、フラワーポット・鉢植えの設置のアドバイスなど、通りから目に映る花と緑づくりを支援し、おもてなしや交流を育む自主的な取り組みを後押しします。



個人宅の庭の豊かな緑

ウ) ガーデニング講習会を開催します

公共空間や民有地における、花壇の設置や維持管理の方法、美しい庭づくり、ベランダや玄関先での花づくりなど、誰もが気軽にガーデニングを楽しむことができる知識や技術を普及するため、専門家による講習会や生涯学習の講座等を開催します。

エ) 花のまちかどづくりを推進します

本市では、開発事業に伴い設置された緑地や公園を「まちの杜」に指定し公共空間として活用しており、植栽やベンチなどを設置し、まちかどにうるおいと安らぎの場を提供しています。

今後も、これらのオープンスペースを活用して、沿道に彩りをそえるまちなかの花と緑づくりを進めます。

また、多くの人が利用する新庁舎や甲府駅・駅前広場及び市街地にある公園・緑地などの公

公共施設において、関係機関と協議のうえ協働の取り組みを図り、花壇やフラワーポットの設置やポケットパーク・緑地の整備等により歩行者の休息の場や憩いの空間を確保し、うるおいのあるまちづくり景観を創出します。

さらに、山梨県立図書館、山梨県防災新館などの県施設については、緑のうるおいを感じつつ人が集うにぎわいの場としてイベント等における協働の取り組みを進めます。



甲府市新庁舎の植栽と屋上緑化



山梨県立図書館の壁面緑化



新庁舎中庭の緑地



山梨県防災新館（紅梅デッキ・県民ひろば）

基本方針	(5) もてなしの水と花と緑のネットワークをつくります
施策8	もてなしの水と花と緑の遊歩づくり

ゆとりある歩行空間を確保するため、街路樹の整備と併せて、沿道民有地の緑化を進め、市民との協働による緑のネットワークを形成します。

ア) 道路の緑化と花づくりを推進します

道路の緑は、連続性のある緑の軸となって、市街地でのうるおいある景観をつくる身近な緑です。市内では、路線ごとに特徴あるケヤキやハナミズキなどの街路樹がみられます。

街路樹は、災害時の延焼防止や避難路の確保といった、市街地における防災上の観点からも重要な緑となります。

本市では甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例による道路の緑化基準に則り、緑化を進めてきました。

しかし、街路樹の成育環境は必ずしも十分に配慮されているとは言えず、幅員の狭い道路などでは管理しにく



市内のハナミズキと花壇

く課題となっています。

うるおいある街並み景観の形成や、防災能力の向上（延焼遮断、建物倒壊から道路の機能を守るなど）を図るためにも、新たな都市計画道路の整備に際しては、緑化スペースの確保に努めます。

また、国道や県道については、緑豊かな道路空間の整備を関係機関に要請します。

さらに、既設の街路樹については、適切な維持管理を行うため、市民との維持管理協定の締結や、植樹マスでの花壇づくりなど協働による維持管理に努めます。

イ) 河川や水辺の緑化や花づくりを推進します

荒川や貢川、濁川などでは、桜並木が続いており、四季の風景を楽しみながら水辺を散策することができます。

多くの河川が流れる本市では、川沿いの花や緑づくりをつなげることで、もてなしの風景が効果的に演出されます。

そこで、市街地や集落地を流れる河川沿いでの緑化や花づくりを進めるとともに、河川改修に併せて親水空間や多自然型工法による整備について関係機関へ要請します。



濁川の桜並木

ウ) 地域の緑や歴史・文化資源を結ぶ散策路（フットパス※）のネットワークづくりを推進します

山梨県下では、NPO団体が主体となりフットパスガイドブックを作成しています。

これらの取り組みと連携しながら、史跡や公園、観光農園や果樹園など、本市の観光資源を沿道の緑化や誘導サイン等で結び、本市を回遊するフットパスづくりを推進します。



湯村温泉郷れきし散歩
（塩澤寺の舞鶴のマツ）

※フットパス：イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古い街並み等地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径（こみち）【Path】”のこと。日本では、各地域で特徴を活かした魅力的なフットパスが整備されています。本市では、つなぐNPOが各種団体と協働で作成したまちミュールガイドブックに約50コースが紹介されています。

エ) 歩きながら甲府市を体感するイベントを充実します

歴史散策路や緑道、ハイキングルートなどにおいて、甲府の歴史や自然の素晴らしさを伝えるイベントが開催されています。また、魅力ある甲府の歴史・文化・特産品の観光資源を紹介するボランティアガイドの取り組みも行われています。

今後も、「甲府市の素晴らしさ」を伝えるコンシェルジュ（案内人）を増やすため、人材の育成に努めます。



コンシェルジュチーム
（チームゆづか・県立大学生）

3. 「緑をつくる」における推進施策の方針

基本方針	施策(大項目)	重点 施策	施策(小項目)	具体的な施策	現状の取り組み		
(6)愛される公園緑地をつくり ます	施策9 都市公園 等の機能 の拡充		ア)市の核となる公園の機能を拡充 します	*拠点となる公園の機能拡充	*公園整備 *公園の維持管理		
				*拠点公園での植栽や花づくりの推進	*公園整備 *公園の維持管理		
			●イ)地域の活動拠点となる公園整備 を推進します	*地域の活動拠点となる公園の機能充実 *公園未整備区域のあり方の検討	*公園整備 *公園の維持管理		
			●ウ)歩いて行ける身近な公園・広場 の拡充を推進します	*身近な公園の整備推進 *公共施設等の複合的な活用の推進	*公園整備 *公園の維持管理 *まちの杜の指定		
	施策10 愛される公園 緑地づく り		●ア)維持管理の充実を図ります	*市民との協働による公園の維持・管理の充実	*公園の維持管理		
			●イ)市民参加による公園・緑地の再 整備を図ります	*市民との協働による公園の再整備			
			ウ)歴史、環境学習の場として活用 します	*緑化活動や歴史・環境学習の場としての取り組み の推進			
			エ)ユニバーサルデザインや防犯に 配慮した公園整備を推進します	*公園のユニバーサルデザイン化の推進 *防犯に配慮した街灯の設置、樹木伐採など	*公園整備 *公園の維持管理		
			●オ)防災機能の強化を図ります	*既存公園での防災機能の充実			
(7)やすらぎの ある身近な緑 をつくります	施策11 緑のまちづ くりの拠点 となる公共 施設の緑 化		●ア)公共施設で緑化モデルとなる取 り組みを推進します	*まちなみのポイントとなる植栽の推進 *公共施設の緑化基準(緑化方針)の作成推進 *緑のカーテンづくり運動の推進	*フラワーポット設置 *花いっぱい、緑いっぱい運動		
			●イ)学校施設での緑化を推進します	*緑のカーテンづくり運動の推進 *学校の体験農園づくり *学校の花壇づくり	*緑のカーテンづくり運動 *物産館等での体験農園の取り組み *緑の少年隊活動		
			施策12 緑豊かな 空間をつ くるまちな かの緑化		●ア)個人の庭等の緑化を支援します	*生け垣設置制度の継続 *民有地における沿道緑化の推進 *花いっぱい運動の推進 *オープンガーデニングの推進 *緑のカーテンづくり運動の推進	*生け垣設置助成事業 *花いっぱい、緑いっぱい運動 *事業所等緑化助成事業 *花いっぱい、緑いっぱい運動
					●イ)商店街での緑化を支援します	*商店街の緑化推進 *事業主への協力要請の促進 *緑のカーテンづくり運動の推進	*事業所等緑化助成事業 *花いっぱい、緑いっぱい運動 *緑のカーテンづくり運動
					●ウ)工業地での緑化を支援します	*事業所内の緑化推進 *工業団地での緑地協定の締結促進 *緑のカーテンづくり運動の推進	*緑のカーテンづくり運動 *生け垣設置助成事業
	施策13 開発事業 における緑 化の推進			●ア)開発事業における緑化を推進し ます	*まちの杜推進事業の取り組み促進 *壁面緑化、屋上緑化への取り組み推進	*まちの杜推進事業	
				イ)地区計画や緑地協定、建築協 定等の制度の活用を検討します	*地区計画の指定 *緑化率条例制度の活用検討 *緑地協定の活用検討 *建築協定の活用検討	*都市計画の決定	

網掛けは重点施策

基本目標	緑をつくる
基本方針	(6) 愛される公園緑地をつくります
施策9	都市公園等の機能の拡充

人口一人当たりの都市公園面積は、平成23年度で12.6㎡であり、これは、国で示す数値を上回っていますが、市民アンケート（甲府市都市計画マスタープランアンケート）では、公園の整備状況における満足度は低い状況です。

人口減少・超高齢社会を背景に、新たな公園整備の考え方により子供や高齢者にとって利用しやすい身近な公園配置や避難場所としての機能拡充など、市民ニーズに応える必要があります。

このため、本市では既存の公園整備の機能拡充や公共施設の有効活用など第4章で示す「都市公園の整備方針」に基づく公園等の整備を進めます。

ア) 市の核となる公園の機能を拡充します

緑の拠点に位置づけられている甲府城跡（舞鶴城公園）、甲府市歴史公園、史跡武田氏館跡、愛宕山広域公園、曾根丘陵公園、芸術の森公園、小瀬スポーツ公園、緑が丘スポーツ公園については、関係機関に要請しつつ機能の拡充と魅力づくりを推進します。



舞鶴城公園（特殊公園）

イ) 地域の活動拠点となる公園整備を推進します

地域の核となる都市公園（近隣公園、地区公園）では、再整備の際に、公園の役割として期待されているレクリエーションや防災、景観などの機能において不足する機能拡充に努め、地域に必要な公園整備を進めます。

一方、長期未整備となっている北西公園（地区公園）及び羽黒公園（近隣公園）については、周辺の都市施設の整備状況、公園や緑地の配置及び既存の公共施設の有効活用などを勘案した上で、地域住民の合意形成を図りながら、廃止を含めた見直しについて総合的に検討します。



池田公園（近隣公園）

ウ) 歩いて行ける身近な公園・広場の拡充を推進します

市内には、街区公園のほか、ちびっこ広場、まちの杜など歩いて行ける身近な公園の整備が進められています。

既存の公園や広場の充実と併せて、必要とされる地域においては、適切な公園配置や整備を検討します。

また、公園以外にも、神社境内や道路や河川などの整備後の残地、公共施設やレクリエーション施設等を活用して、歩いて行ける身近な緑の空間を確保します。

基本方針	(6) 愛される公園緑地をつくります
施策 10	愛される公園緑地づくり

身近な休息の場であり遊び場である公園は、誰にとっても安心できる空間であるとともに、心地よく使いやすい施設であることが重要です。

また、災害時における避難空間としての機能を確保することも求められます。

これからの公園づくりでは、公園の機能や使い勝手を見直しながら、防犯性や防災性を高め、安全で安心な愛される公園の整備を進めます。

ア) 維持管理の充実を図ります

市内の街区公園の多くは、自治会や愛護会などにより維持管理や清掃等の活動が行われています。

引き続き既存制度の活用と拡充を図るとともに、地域による自主的な管理の検討やボランティアの育成、定期的な清掃など、市民や企業との協働による公園緑地の維持管理を促進します。



愛護会で管理されている公園

イ) 市民参加による公園・緑地の再整備を図ります

市内に身近な公園として街区公園が38箇所整備されていますが、施設の老朽化が進むなどあまり活用されていない公園がみられます。

災害時や緊急時において、いざという時の避難空間としての意識付けができるよう、日常的な集いや協働作業の活動などを通じて、安全で安心な空間として認識するため、愛着がもてる公園づくりを進めます。

また、必要に応じて施設の改善を図る際は、地域住民との協働により公園利用のあり方について検討するため、ワークショップなどの市民参加型の手法を導入し、市民の意見を反映した愛される公園づくりを進めます。



自治会で愛されている公園

ウ) 歴史、環境学習の場として活用します

野鳥や昆虫などの小動物が生息できる空間を育成するため、一部、粗放的管理について検討します。

エ) ユニバーサルデザインや防犯に配慮した公園整備を推進します

既存公園の改修や新たな公園整備については、高齢者、幼児など様々な利用者を考慮し、誰もが使いやすい公園となるようユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を進めます。

また、防犯上の視点を重視し、見通しを確保する樹木の配置や選定、照明の配置など、安心して利用できる防犯性に配慮した公園整備を推進します。

オ) 防災機能の強化を図ります

避難場所となる大規模な公園については、災害時の救助、救援活動の拠点としての機能が発揮できるよう、必要な施設や機能の整備を進めるとともに、関係機関への協力を要請します。

地域の核となる公園や、ある程度の広さのある身近な公園では、周辺の公共施設や公園などとの連携を図り、各施設の機能分担を考慮しつつ、耐震性の貯水槽、照明等防災機能の強化に向けた整備を図ります。



千塚公園（避難場所）

基本方針	(7) やすらぎのある身近な緑をつくります
施策 11	緑のまちづくりの拠点となる公共施設の緑化

市民が日常的に利用する公共施設については、甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例によって緑化基準が定められ、緑化を重点的に進めてきました。

今後とも緑化のモデルとなり地域の緑づくりを推進する役割を担う場として、緑化の取り組みを推進します。

ア) 公共施設で緑化モデルとなる取り組みを推進します

多くの市民が利用する市役所・支所をはじめ、文化施設や交流施設などについては、緑づくりの見本となるよう拠点として緑の量と質の向上を図ります。

また、公共施設内の緑づくりにおける樹種の選定など地域住民との合意形成を行いながら、敷地内において適切な緑化を推進します。

さらに、国や県が設置・管理している公共施設については、壁面緑化や屋上緑化などの周辺環境や景観に配慮した緑化の取り組みを要請します。



市庁舎の屋上緑化

イ) 学校施設での緑化を推進します

学校林を持つ小・中学校では、学校林での体験学習を実施しています。また、学校及び地区単位で活動する緑の少年隊活動では、緑の募金活動などに取り組んでいます。小・中学校は地域のコミュニティ活動の核であり、地域の緑の拠点として果たす役割は重要であると考えられます。

そこで、緑のカーテンの設置や学校での花の植栽など、市民の交流や環境教育の場となるような花と緑を市民と共に育てます。

また、学校が環境教育、環境学習の拠点となるよう、子供たちが自然の重要性について体験的に学ぶことができるビオトープや体験農園、花壇づくりなど、自然とのふれあいを通じてふるさとを誇りに思う教育を進めます。



ビオトープの整備（頁川小学校）

基本方針	(7) やすらぎのある身近な緑をつくります
施策 12	緑豊かな空間をつくるまちなかの緑化

公園などのまとまった緑地空間の確保が困難な市街地においては、民有地やまちかどの小スペースを有効に活用した緑化が望まれます。

また、緑豊かなまちなか空間を確保するためには、市街地の大部分を占める民有地での緑化が重要であり、民有地での下支えがあつてこそ、真の意味での本市の緑づくりの歴史が育まれると考えられます。

このため、誰もが緑を楽しめる空間として、地域の庭園としてのまちかどの緑化や、個人の庭の一般公開などの普及啓発に努めます。

ア) 個人の庭等の緑化を支援します

郊外の住宅地や集落地では、生け垣や屋敷林、庭の緑化など比較的緑化されている住宅が多くあります。市街地では、スペース確保が難しく全体的に緑が少なくなっているものの、玄関先でのガーデニングなど彩りをもたらす空間もみられます。

緑の少ない市街地や、今後市街地開発事業などが行われる地域については、ゆとりとうるおいある街並み景観を育てていくため、庭木の植栽や生け垣の設置、フラワーポット・鉢植えの設置等通りから目に映る緑化を推進します。

また、郊外の歴史ある集落地などにおける庭先の緑や沿道の生け垣等は、地域独自の景観をもたらしています。これらの住宅地の良好な緑については、緑化協定などの締結を検討し、周辺の自然環境と調和した緑化の誘導に努めます。

さらに、庭木や生け垣の植栽など個人レベルでの緑化を奨励するため、技術的な助言を行う専門家の派遣や生け垣助成制度の充実や花の苗・種の配布等により、緑化の推進を図ります。



市内 住宅地の緑化

イ) 商店街での緑化を支援します

多くの人が集まる商店街では、フラワーポットの設置や、未利用地でのポケットパーク整備など、工夫しながらうるおいのある空間を増やす取り組みを支援します。

事業者などの理解を求め、緑化スペースの確保を図ります。



朝日通り商店街のハナミズキ
とフラワーポット

ウ) 工業地での緑化を支援します

工業地や事業所などについては、事業者の協力を得ながら、道路境界部や敷地内の緑化について、支援・要請します。

また、工場立地法や甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例に基づき、事業所などの緑化に関する指導を行いつつ、緩衝緑地帯や街路樹等事業者との協働による緑化を推進します。



緑豊かな国母工業団地

基本方針	(7) やすらぎのある身近な緑をつくります
施策 13	開発事業における緑化の推進

開発行為や中高層建築物などの大規模な開発事業については、まちの景観に大きな影響を与えることから、緑化やオープンスペースの設置等を適切に誘導し山並みに囲まれた良好な景観維持に努めています。

今後も、これらの開発事業に伴う緑地の保全やオープンスペースの創出が重要になると考えられることから、各種法制度の活用を広く検討しつつ、緑化の推進と緑地の保全を推進します。

ア) 開発事業における緑化を推進します

既存の緑地や樹林地などについては、開発事業者との協議により保全を指導するとともに、道路前面の緑化やオープンスペースの確保、壁面緑化や屋上緑化等を誘導します。

また、開発事業に伴って新たに設置される緑地や「まちの杜」としての公園・オープンスペースについては、その機能や場所などについて事業者と協議のうえ、市民が使いやすく地域性に応じた特色ある空間となるよう努めます。

イ) 地区計画や緑地協定、建築協定等の制度の活用を検討します

開発事業については、緑化における決まりづくりを進めます。手法としては、都市緑地法による地区計画制度を活用した「緑化率条例制度」や「緑地協定」、建築基準法による「建築協定」などの適用を検討します。

4. 「緑で育てる」における推進施策の方針

基本方針	施策(大項目)	重点 施策	施策(小項目)	具体的な施策	現状の取り組み
(8) 緑の知識を育てます	施策14	●	ア) 水と花と緑のイベントを開催します	* 花や緑に触れ合える各種イベントの開催	* 各種記念樹の配布 * 緑化教室の開催 * やまなしどんぐりクラブ(山梨県) * 緑化ポスターコンクール実施
				* 緑の名所の募集	
				* 自然や歴史に親しむウォークラリーや体験イベントの開催	* フットパスコースの検討(観光協会) * 観光モデルルート(甲府遊歩)の検討
				* 各種コンクールの実施 * 表彰制度の充実	* 緑化ポスターコンクール
			イ) 緑や自然に関する啓発や情報発信を充実します	* 啓発事業の推進(花苗・記念樹の配布、緑の相談室、緑化まつり、植樹祭)	* 各種記念樹の配布 * 緑化教室の開催 * 緑の相談室、緑化まつり、植樹祭
				* 緑のガイドブックの作成	
				* 緑づくりのホームページ開設	
				* 市民投稿による風景ブログの開設	
				* 緑の機関紙、パンフレットの発行	
				* 緑化基金制度の紹介	
ウ) 緑に関する調査を充実します	* 緑や自然に関する調査				
	* 研究機関との連携				
	* 緑や環境のモニタリング調査の充実				
	* 広報こうふや市ホームページでの情報提供				
(9) 市民参加の仕組みを育てます	施策15	●	ア) 緑の保全や緑化推進に関わる人材育成と活用を推進します	* 緑づくり技術講習会の実施	* 緑の相談室
				* 緑の専門家、アドバイザー派遣	* 緑のアドバイザー制度(山梨県)
				* 緑の人材バンクの登録制度	
				* 緑づくりのボランティアやリーダーの育成	
	イ) こうふ緑のサポーター制度を構築します	* 緑を育てる人材登録制度			
		* 登録者への情報提供			
	ウ) 市民参加の仕組みを工夫します	* 手づくり公園の推進			
		* 維持管理ボランティアによる公園や公共施設、山林での取り組み促進			
施策16	●	ア) 基金の積み立てや運用に努めます	* 緑化基金制度の見直し * 新たな緑化基金制度の創出	* 緑化基金の積立	
			イ) 基金による事業を拡大します	* 緑化基金による緑化事業の拡大	
(10) 市民の自主的な活動を支える仕組みを育てます	施策17	●	ア) 市民、団体、事業者の取り組みを支援します	* 記念樹、苗木、花の苗の配布	* 記念樹、苗木、花の苗の配布
				* ボランティアによる苗の育成活動	
				* 屋上緑化、壁面緑化、道具の貸し出し等に対する助成制度の創出	
				* 法律や条例に基づいた税制優遇制度の普及と活用	
		イ) 緑の基本計画を支える条例等を充実します	* 緑の条例の見直し、拡充	* 甲府市緑化の推進及び樹木の保全に関する条例	
			●	ウ) 緑化基準やガイドラインを見直します	* 中心市街地における緑化基準の強化、充実(緑化地域の検討) * 事業所緑化基準の強化、充実

網掛けは重点施策

基本目標

緑で育てる

基本方針	(8) 緑の知識を育てます
施策 14	緑や自然の大切さを実感する取り組みの普及・啓発

緑のまちづくりを推進していくうえで、市民や事業者の方が緑に対する理解を深め、緑への感心を高めていくことが重要です。

このため、緑に関するイベントや情報提供の充実を図り、誰もが気軽に参加できるイベントの開催などを通じて、緑の重要性や自然保護意識の普及・啓発に努め、継続して自らのまちは自らの手でつくるという意識の高揚を図ります。

ア) 水と花と緑のイベントを開催します

市民の緑に対する意識を高める手法として、「楽しむことが継続につながる」「今できる小さな取り組みを大切に」するためには、楽しみながら取り組める効果的な啓発活動を充実することが重要であると考えられます。

そこで、緑や自然について考えるきっかけづくりとして、現在行われている緑に関するイベントを充実するとともに、市民自らが主体となるイベントの支援や講習会の開催を推進します。

また、緑への関心を高めるため、各種の緑に関するコンクールの開催や、緑化の推進に貢献した市民・団体・事業者を表彰する制度を充実します。



緑化まつり

【主な取り組み】

- 花や緑にふれあえる各種イベントの開催（緑化まつり、苗木・花苗の配付、園芸講習会や自然観察会）
- 緑の名所の募集（市民に親しまれている緑や隠れた緑のスポット等優れた緑の名所の公募、地域にうるおいを与える屋敷林・庭園の公募、資源マップの作成）
- 自然や歴史に親しむウォークラリーや体験イベントの開催（フットパスによるまち歩きの実施、農作業の体験イベント、森林での下草刈りや植樹イベント等）
- 各種コンクールの実施（庭先花づくりコンクール、風景写真コンテスト、緑化アイデアコンクール、花づくりコンクール）
- 表彰制度の充実（緑化の推進に貢献した市民・団体・企業の表彰、紹介）



バラ展と花の寄せ植えコンテスト

イ) 緑や自然に関する啓発や情報発信を充実します

「緑に興味を持ってもらう」「緑の重要性を理解する」や「花や緑づくりに興味のある多くの市民の知恵を活用する」ためには、様々な個人や団体が関わっている緑地の保全や植栽による緑化、公園・緑地の清掃など維持管理の取り組みや活動を多くの市民に知ってもらうことが重要です。

緑や自然に対する理解を深め、多くの人に緑化や花づくりに興味を持ってもらうために、緑に関する啓発や情報発信を充実します。

【主な取り組み】

- 既存の啓発事業等の推進や充実（花苗の配布、記念樹の配布、緑の相談室、緑化まつり、植樹祭）
- 緑のガイドブックの作成（緑化の手引き、市民活動や団体の紹介、市の相談窓口の案内、緑の専門家の紹介、緑の資源マップの作成と紹介、ポケットパークや身近な公園等の紹介、甲府市の木、花の由来の紹介 等）
- インターネットによる甲府の緑づくりの専用ホームページの開設
- 市民投稿による水と花と緑の風景ブログの開設
- 緑の機関紙やパンフレットの発行
- 緑化基金制度の紹介（制度内容や運用の仕組み、実績等の情報提供）



イベントでの花苗の配布

ウ) 緑に関する調査を充実します

緑を守り・つくり・育てていくためには、本市の自然環境や緑、または緑に関わる生物などの現状を把握することが重要です。

市内には、多くの水辺や花・緑などの資源がありますが、調査・公表されているもの以外にも多くの資源があると考えられます。

緑や環境に対する関心を高めるため、緑に関する経年的な量や質の調査、動植物の生息環境などの調査、市民からの情報収集活動・調査を充実し、本市に適した葉花や樹種の研究等を進め、これらを公表します。

【主な取り組み】

- 緑や自然に関する調査の充実（量や質の経年変化、植生、動植物の分布状況）
- 大学等の研究機関との連携
- 緑や環境のモニタリング調査の実施（市民モニター制度、市民参加による生物調査の実施、学校教育との連携による調査の充実）
- 環境教育との連携による環境と緑に関わるデータの収集
- 広報や市ホームページ、緑と環境の専用ブログによる調査の公表

基本方針	(9) 市民参加の仕組みを育てます
施策 15	市民団体等の組織や人材の育成

本市では、公園などにおいて市民団体や地域が主体となり公園の清掃や維持管理が行われるとともに、各地区では自治会が中心となり道路や河川等の美化活動が行われています。美しい緑を育てていくためには、これまで以上に事業者などの協力が必要となります。

このことから、市民や市民団体に対する活動を踏まえて、緑化推進を担う組織を育成するとともに、行政による支援を行います。

ア) 緑の保全や緑化推進に関わる人材育成と活用を推進します

「子供たちが興味を持って取り組める」「自治会や学校を中心とした活動により地域を愛する心を育てる」ためには、自然や花・緑に関する知識を深め技術を培うことが重要です。

そこで、花や動植物、農業、園芸、ガーデニングに詳しい人材の育成や活用により、緑のまちづくりを進めるリーダーやボランティアの育成を図ります。



荒川で水辺にふれあう児童たち

【主な取り組み】

- 緑づくり技術講習会の実施（花づくり講習会、剪定技術講習会、ガーデニング教室等）
- 緑の専門家、アドバイザー派遣（森林インストラクター、樹木医等との連携）
- 緑の人材バンクの登録制度（専門的な知識のある市民の登録、技術講習会等の研修を修めた市民が活動できる場や機会づくり）
- 緑づくりのリーダーやボランティアの育成（既存の活動団体からのリーダー登用、緑を育成する人材公募）

イ) こうふ緑のサポーター制度を構築します

「好きな人が進んで花や緑に関わることのできる環境づくりを進める」ためには、気軽に緑づくりに参加できる体制づくりが重要です。

緑に関わる活動を分りやすく整理するとともに、市民が好きな時間や興味ある内容に応じて、緑の保全や緑化、清掃や美化活動に柔軟に参加できる仕組みとして、「こうふ緑のサポーター制度」の構築を検討します。

緑のサポーターとして登録した方に対して、緑の活動に関する情報を随時提供し、参加しやすい環境づくりを行います。



荒川での美化活動

【主な取り組み】

- 緑を育てる人材登録制度
- 登録者への情報提供

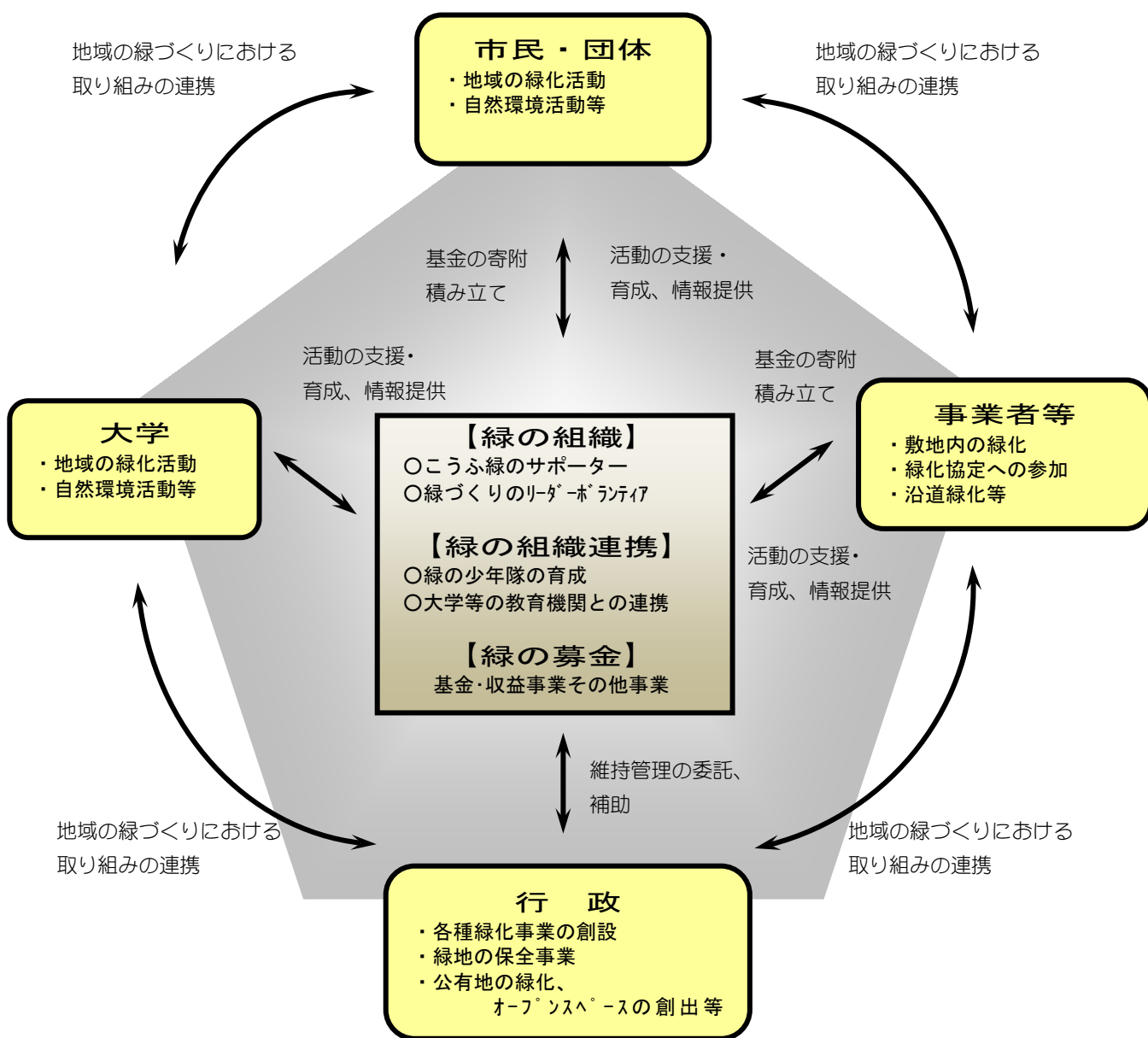
ウ) 市民参加の仕組みを工夫します

公園の整備にあたっては、地域住民の参加によるワークショップを開催し、計画段階からの市民参加を促進することで、地域住民が維持管理や運営に配慮した整備を進めます。

また、愛される公園・緑地を増やしていくため、地域の身近な公園、まちの杜などでの公園・緑地ボランティアを募り、管理や運営を市民と共に行う取り組みを進めていきます。

さらに、市民参加による公共施設や道路などでの緑づくりや維持管理を促進します。

- 【主な取り組み】**
- 手づくり公園の推進
 - 緑の維持管理制度の充実



基本方針	(9) 市民参加の仕組みを育てます
施策 16	緑の保全や緑化の推進を目的とした緑化基金の充実

本市では、緑織りなすゆとりあるまちづくりを推進するため、甲府市みどり豊かなまちづくり基金条例が制定され、基金の管理・運用を行っています。

民有地の樹木・樹林地の保全活動のため、基金の拡大と計画的な運用が望まれます。

そこで、緑の保全や緑化の推進の必要性をアピールし、市民だけでなく本市を応援する個人や企業、事業者の寄附による基金の充実を図ります。

ア) 基金の積み立てや運用に努めます

「行政に頼るだけでなく市民や企業参加の仕組みの中で資金調達を進める」ためには、基金制度を見直すことが重要です。

今後も、基金の充実を図るため積立てを継続的に進めながら、地区の出資金をはじめ、市民や本市に興味のある方、事業者が気軽に寄附できるよう基金制度の見直しを検討します。

【主な取り組み】

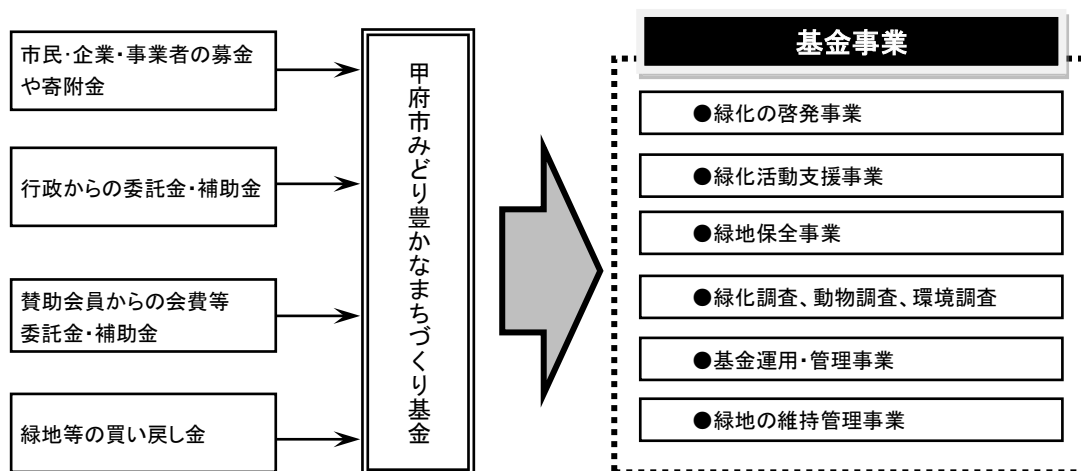
- 緑化基金制度の見直し
- 新たな緑化基金制度の創出

イ) 基金による事業を拡大します

緑化事業や緑づくりの取り組みへの助成を推進するため、緑化基金による緑化事業の拡大を検討します。

【主な取り組み】

- 緑化基金による緑化事業の拡大



【緑づくりに関わる緑化基金と緑化事業の体系図】

基本方針	(10) 市民の自主的な活動を支える仕組みを育てます
施策 17	市民、団体、事業者の取り組みの支援体制づくり

市民や団体、事業者の自主的な取り組みを継続して推進するためには、経済的や技術的な支援を行い、楽しみながら活動できる環境を整えていくことが求められます。

このための、総合的な支援体制づくりを推進します。

ア) 市民、団体、事業者の取り組みを支援します

緑づくりの取り組みを支えるため、現在実施している支援体制の向上や充実に努めます。

【主な取り組み】

- 記念樹、苗木、花苗の配布
- 技術的な支援の充実
- 助成制度等の充実
- 法律や条例に基づいた税制優遇制度の普及と活用

イ) 緑の基本計画を支える条例等を充実します

本計画の基本理念を実現するためには、市民、事業者、行政の協働による取り組みを円滑に進めていくことが重要です。

そのため、市民や事業者の活動への支援体制や緑化に対する助成など、基本となる事項を定めた緑のまちづくり条例を検討するとともに、甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例等の水や花・緑に係る制度の見直しと充実に努めます。

【主な取り組み】

- 緑に関する条例の見直しの検討（甲府市都市公園条例）
- 緑に関する条例の拡充の検討（甲府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例）

ウ) 緑化基準やガイドラインを見直します

民間の開発や民有地、事業所における緑を確保していくための指針となる緑化基準やガイドラインを見直します。

【主な取り組み】

- 中心市街地における緑化基準の強化、充実（緑化地域の検討）
- 事業所緑化基準の強化、充実

第6章

緑の基本計画を効果的に運用するにあたって

第6章 緑の基本計画を効果的に運用するにあたって

緑のまちづくりを効果的に推進するためには、戦略的、計画的な取り組みが重要となってきます。

本章では、計画を推進するための方針や行動計画について整理します。

1. 戦略的・計画的な緑のまちづくりの推進

(1) 緑の重点施策の推進

計画の目標達成のため、緑の推進施策のうち、積極的に実施する先導的な施策として5つの重点施策を定めていきます。

- ① 貴重な樹林地・里山の保全プロジェクト
- ② もてなしの名所づくりプロジェクト
- ③ 市民との協働による公園緑地整備プロジェクト
- ④ 市街地での市民の庭園づくりプロジェクト
- ⑤ こうふ緑のサポーター育成プロジェクト

① 貴重な樹林地・里山の保全プロジェクト

市街地周辺の樹林地については、やまなし森づくりコミッションによる森林整備協定の締結などによる保全活動が進められています。

今後も、水源涵養林などの整備促進を図り、森林の重要性を認識する啓発活動やボランティア活動の促進を図ります。

関連施策	取り組み
施策1：森林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> * 森林施業との連携 * 緑のボランティアの活動促進 * やまなし森づくりコミッションとの連携（企業の森） * グリーンツーリズムの取り組み

② もてなしの名所づくりプロジェクト

多くの人が集まる場所や観光地などについては、人々の心を和ませるようなもてなしの名所づくりを進めます。特にフラワーロード事業やナデシコ群生地取り組みが進む荒川では、もてなしの名所として、地域住民とともに活動を広げていきます。

関連施策	取り組み
施策3：水辺の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> * 親水空間や桜並木、遊歩道の整備促進 * 市民との協働によるナデシコ群生地の拡大、維持管理 * 市民との協働によるフラワーロード設置事業の拡大、維持管理 * 景観条例や風致地区条例等の運用による河川景観に配慮したまちづくりの推進
施策4：歴史・文化を伝える緑の保全・育成	<ul style="list-style-type: none"> * 維持管理の助成制度の推進 * 保存樹木の維持管理の促進 * 景観重要樹木の指定推進 * 市民への公開制度の推進 * 銘木の紹介やPRの推進 * 遺跡等を活用した周辺の修景整備
施策7：もてなしの花と緑づくり	<ul style="list-style-type: none"> * 花壇、フラワーポット等の設置 * オープンガーデニングの推進 * 花づくりのアドバイス、講師派遣 * ガーデニング講習会の開催 * まちの杜、ポケットパークの花・緑づくり
施策8：もてなしの水と花と緑の遊歩づくり	<ul style="list-style-type: none"> * 緑化基準の見直し * 植樹スペースの確保 * 植樹マスでの花づくり * フラワーポットの設置 * 市民との協働による街路樹の維持管理の推進 * 維持管理に関する指針の見直し * 河川沿いの花づくり * 親水空間の整備、拡充 * ウォークラリー、自然観察会等のプログラムの充実 * コンシェルジュ育成による関係機関との連携強化

③ 市民との協働による公園緑地整備プロジェクト

市民にとって使いやすい公園として市民の緑づくりへの意識を高めるため、既存公園の再整備を進めます。

また、モデル的な緑の創出を積極的に図るエリアでは、都市計画公園の見直しも含め総合的に検討し、市民との合意形成を図りながら新たな緑づくりを進めます。

関連施策	取り組み
施策9：都市公園等の機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> * 地域の活動拠点となる公園の機能充実 * 公園未整備区域のあり方の検討 * 身近な公園の整備推進 * 公共施設等の複合的な活用の推進
施策10：愛される公園緑地づくり	<ul style="list-style-type: none"> * 市民との協働による公園の維持・管理の充実 * 市民との協働による公園の再整備 * 既存公園での防災機能の充実

④ 市街地での市民の庭園づくりプロジェクト

市街化区域全域（3,190ha）については、緑化を重点的に推進するエリアとして、新たな緑の創出を推進します。これらの緑は、まちなかの庭園となり、人と人との心を結ぶふれあいの空間としていきます。

関連施策	取り組み
施策11：緑のまちづくりの拠点となる公共施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> * まちなみのポイントとなる植栽の推進 * 公共施設の緑化基準（緑化方針）の作成推進 * 緑のカーテンづくりの推進 * 学校の体験農園づくり * 学校の花壇づくり
施策12：緑豊かな空間をつくるまちなかの緑化	<ul style="list-style-type: none"> * 生け垣設置制度の継続 * 民有地における沿道緑化の推進 * 花いっぱい運動の推進 * オープンガーデニングの推進 * 緑のカーテンづくり運動の推進 * 商店街の緑化推進 * 事業主への協力要請の促進 * 事業所内の緑化推進 * 工業団地での緑地協定の締結促進
施策13：開発事業における緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> * まちの杜推進事業の取り組み促進 * 壁面緑化、屋上緑化への取り組み推進

⑤ こうふ緑のサポーター育成プロジェクト

花や緑への愛着を高める機会や、緑に関わる活動や支援をより一層進めることで、市民や企業の主体的な取り組みを育て、甲府の緑づくりを積極的に進めていく人材を増やしていきます。

関連施策	取り組み
施策 14：緑や自然の大切さを実感する取り組みの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> * 花や緑にふれあえる各種イベントの開催 * 緑の名所の募集 * 自然や歴史に親しむウォークラリーや体験イベントの開催 * 各種コンクールの実施 * 表彰制度の充実 * 啓発事業の推進（花苗・記念樹の配布、緑の相談室、緑化まつり、植樹祭） * 緑のガイドブックの作成 * 緑づくりのホームページ開設 * 市民投稿による風景ブログの開設 * 緑の機関紙、パンフレットの発行 * 緑化基金制度の紹介
施策 15：市民団体等の組織や人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> * 緑を育てる人材登録制度 * 登録者への情報提供 * 手づくり公園の推進 * 維持管理ボランティアによる公園や公共施設、山林での取り組み促進
施策 16：緑の保全や緑化の推進を目的とした緑化基金の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 緑化基金制度の見直し * 新たな緑化基金制度の創出
施策 17：市民、団体、事業者の取り組みの支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> * 記念樹、苗木、花の苗の配布 * ボランティアによる苗の育成活動 * 屋上緑化、壁面緑化、道具の貸し出し等に対する助成制度の創出 * 法律や条例に基づいた税制優遇制度の普及と活用 * 中心市街地における緑化基準の強化、充実（緑化地域の検討） * 事業所緑化基準の強化、充実

(2) 緑のまちづくりに向けた体制の充実

緑の基本計画を推進するうえで、市の取り組み体制の強化が求められます。

そこで、行政組織の横断的な連携を強化し、花や緑づくりに関係する課など組織内での情報の共有や取り組みの連携等、緑のまちづくりに向けた体制の充実を図ります。

(3) 周辺都市や県・国・民間組織との連携による計画の推進

緑づくりの取り組みは、市が主体となっているものだけではなく、山梨県やNPOなど様々な組織の取り組みが進められています。また、緑地や河川は市域を超えて連続していることから、市域を超えた取り組みや計画も存在します。

そのため、国や県の広域的な計画と整合を図るとともに、周辺市町とも連携しながら計画の推進を図ります。また、国や県が管理する公園、レクリエーション施設、道路、河川などの施設については、管理や保全等の連携を図るとともに、本市の要望について伝えていきます。

(4) 計画の進行を管理評価する仕組みづくり

計画管理にあたっては、PDCAサイクルの手法を用いて継続的な施策や事業などの点検・評価を行います。また、社会経済情勢の変化や上位計画の見直しなどに伴い、必要に応じ本計画の見直しを行うこととします。



2. 行動計画

第5章で示した17の施策を進めていくにあたり、現在、行われている取り組みや事業も含め、各事業の実施時期や市民・事業者・行政などの活動主体の検討とともに取り組みを進めていきます。

(1) 緑の基本計画・推進プログラムに基づく計画の推進

甲府市緑の基本計画は、概ね20年間の長期計画であり、計画を実現していくためには、実現の可能性や事業の効果、財源の確保などを踏まえながら、段階的に実施していくことが必要です。そのためには、総合計画や都市計画マスタープラン、各種計画などとの整合性を図りながら、当面の目標年次を目指した推進プログラムの検討を行い、これに基づく計画の推進を図ります。

(2) 計画推進のための財源確保

緑地の保全や公園などの施設を維持管理するためには、多くの費用がかかります。

近年の社会経済情勢などにより、行財政運営は厳しい状況にあります。

そこで、限られた財源を有効活用するため、「緑の基金」など、従来から活用してきた各種制度を継承していくとともに、市民や事業者からの寄附金等を受け付ける仕組み等、緑の保全や創出に関わる新たな制度を検討します。

また、借地による公園整備や、PFI方式による施設整備など、民間資金を導入する仕組みづくりや、国・県の補助制度の活用について検討します。

以下に各施策の活動主体について整理します。

【緑を守る】

基本方針	施策(大項目)	重点施策	施策(小項目)	具体的な施策	活動主体		現状の取り組み
					市民事業者	行政	
(1)ふるさとを感じる緑を守り活かせます	施策1	森林の保全と活用	● ア) 森林環境の保全・再生を図ります	* 森林施策との連携	○	○	* 保安林の指定(山梨県) * 地域森林計画対象民有林(山梨県) * 地域の里山林、学校林
				* 緑のボランティアの活動促進	○	○	* 緑のボランティア
			イ) 県立公園の機能の拡充、整備を県に要請する等、森林文化の創造を進めます	* 山梨県への機能拡充の要請		○	
			● ウ) 森林資源の保全と活用を図ります	* やまなし森づくりコミッションとの連携(企業の森)	○	(○)	* 企業の森(やまなし森づくりコミッション)
				* グリーンツーリズムの取り組み	○	○	* 武田の杜でのイベント(山梨県) * 山岳観光光地美化活動
			施策2	農地の保全と活用	ア) 優良農地を保全します	* 農地の基盤整備の促進	
	* 優良農地の保全					○	* 優良農地の保全、耕作放棄地対策
	* 耕作放棄地再生計画の推進					○	* 優良農地の保全、耕作放棄地対策
	イ) 耕作放棄地の解消と有効活用に努めます	* 農地銀行の活用促進			○	○	* 優良農地の保全、耕作放棄地対策
		* 耕作放棄地対策の推進			○	○	
		* 企業の農園づくり			○	(○)	* 企業の農園づくり(山梨県)
	ウ) 農業に親しむ機会を増やします	* 市民農園の拡充整備	○	○	* 市民農園整備事業		
* 食育教育、環境教育の場としての活用		○	○	* 物産施設でのキッズキッチン等			
(2)水と緑が調和する環境を守り活かせます	施策3	水辺の保全と活用	● ア) 荒川での花と緑の景観づくりを推進します	* 親水空間や桜並木、遊歩道の整備促進	○	○	
				* 市民との協働によるナデシコ群生地の拡大、維持管理	○	○	* ナデシコ群生地
				* 市民との協働によるフラワーロード設置事業の拡大、維持管理	○	○	* フラワーロード事業(ボランティア・直営)
				* 景観条例や風致地区条例等の運用による河川景観に配慮したまちづくりの推進	○	○	
			イ) 水辺環境の維持保全に努めます	* 親水空間の整備、拡充及び維持管理	○	(○)	* 親水空間の整備(山梨県)
				* 湯村温泉での親水空間の整備	○	○	* 湯村温泉 魅力づくりの取り組み
ウ) 湖沼の保全と親水空間の整備を推進します	* 景観に配慮したサイン等の整備		○				
(3)歴史・文化を伝える緑を守り伝えます	施策4	歴史・文化を伝える緑の保全・育成	● ア) 保存樹木の保全と景観重要樹木の指定を推進します	* 維持管理の助成制度の推進		○	* 保存樹木の指定、管理
				* 保存樹木の維持管理の促進	○	○	* 景観重要樹木の公募
	● イ) 歴史を伝える遺跡や史跡等の緑を保全します	* 遺跡等を活用した周辺の修景整備	○	○	* 史跡武田氏館跡の整備 * 歴史公園の整備		
	施策5	風土や動植物の生息環境の保全・活用	ア) 身近な樹林地の保全と活用を推進します(市民緑地制度の活用)	* 市民緑地制度を活用した土地所有者との契約締結、維持管理の支援	○	○	
			イ) 周辺の森林や里山を守ります(保全配慮地区制度の活用)	* 保全配慮地区の指定	○	○	
施策6	自然と親しみながら緑を学ぶ環境づくり	ア) 自然と親しむ場の維持・保全と活用を図ります	* 休憩施設、眺望スポット、散策路の整備 * ニューツーリズムの取り組み検討	○ ○	○ ○	* 武田の杜森林セラピーの認定に向けた取り組み(山梨県) * ニューツーリズム	
		イ) 緑の環境教育を充実します	* 環境学習(太陽エネルギー体験教室、キッズISO) * 学校林 * やまなし森づくりコミッションによる森林体験 * 食育教育(キッズキッチン)	○ ○ ○ ○	○ ○ (○) ○	* 環境学習 * 学校林(緑化推進会議) * 緑の少年隊活動 * 自然観察会の実施(やまなし森の教室)(山梨県) * 森林・林業体験の実施(やまなし森の教室)(山梨県) * 食育の取り組み	

※ (○) は甲府市以外の活動主体を含む

【緑でもてなす】

基本方針	施策(大項目)	重点 施策	施策(小項目)	具体的な施策	活動主体		現状の取り組み
					市民 事業者	行政	
(4)ふれあいを 感じる花と緑を つくります	施策7	もてなしの 花と緑づく り	● ア)もてなしを演出する花の道づくり を推進します	*花壇、フラワーポット等の設置	○	○	*荒川フラワーロード事業 *フラワーポット設置 *花いっぱい、緑いっぱい運動
			● イ)市民のもてなしと交流の取り組み を後押しします	*オープンガーデニングの推進 *花づくりのアドバイス、講師派遣	○ ○	○ ○	
			● ウ)ガーデニング講習会を開催しま す	*ガーデニング講習会の開催	○	○	*緑化教室の開催
			● エ)花のまちかどづくりを推進します	*まちの杜、ポケットパークの花・緑づくり *花壇、フラワーポット等の設置	○ ○	○ ○	*花いっぱい、緑いっぱい運動
(5)もてなしの 水と花と緑の ネットワークを つくります	施策8	もてなしの 水と花と緑 の遊歩づく り	● ア)道路の緑化と花づくりを推進しま す	*緑化基準の見直し		○	
				*植樹スペースの確保 *植樹マスの花づくり	○ ○	○ ○	*街路樹の整備
				*フラワーポットの設置	○	○	*フラワーポット設置 *花いっぱい、緑いっぱい運動
				*市民との協働による街路樹の維持管理の推進	○	○	
				*維持管理に関する指針の見直し		○	
			● イ)河川や水辺の緑化や花づくりを 推進します	*河川沿いの花づくり	○	(○)	*荒川、貫川、濁川等の桜並木の維持管理 (山梨県等)
				*親水空間の整備、拡充	○	(○)	*親水空間の整備(山梨県)
			ウ)地域の緑や歴史・文化資源を結 ぶ散策路(フットバス)のネットワー クづくりを推進します	*散策ルートでの沿道緑化		○	*街路樹の整備 *フラワーポット設置
				*新規散策ルートの検討	○	○	*フットバスコースの検討(観光協会) *観光モデルルート(甲府遊歩)の検討
				*景観に配慮した案内サインの整備		○	
● エ)歩きながら甲府市を体感するイ ベントを充実します	*ウォークラリー、自然観察会等のプログラムの充実 *コンシェルジュ育成による関係機関との連携強化	○ ○	○ ○	*観光ボランティアの育成(山梨県、甲府市 観光協会) *フットバスの乗車によるフットバスのコースコ ンシェルジュの発見、育成(観光協会)			

※ (○) は甲府市以外の活動主体を含む

【緑をつくる】

基本方針	施策(大項目)	重点施策	施策(小項目)	具体的な施策	活動主体		現状の取り組み	
					市民 事業者	行政		
(6)愛される公園緑地をつくり ます	施策9 都市公園 等の機能 の拡充		ア)市の核となる公園の機能を拡充 します	*拠点となる公園の機能拡充		○	*公園整備 *公園の維持管理	
				*拠点公園での植栽や花づくりの推進	○	○	*公園整備 *公園の維持管理	
			イ)地域の活動拠点となる公園整備 を推進します	*地域の活動拠点となる公園の機能充実	○	○	*公園整備 *公園の維持管理	
				*公園未整備区域のあり方の検討	○	○		
			ウ)歩いて行ける身近な公園・広場の 拡充を推進します	*身近な公園の整備推進	○	○	*公園整備 *公園の維持管理 *まちの杜の指定	
				*公共施設等の複合的な活用の推進	○	○		
	施策10 愛される公園 緑地づく り			ア)維持管理の充実を図ります	*市民との協働による公園の維持・管理の充実	○	○	*公園の維持管理
					イ)市民参加による公園・緑地の再 整備を図ります	*市民との協働による公園の再整備	○	○
				ウ)歴史、環境学習の場として活用 します	*緑化活動や歴史・環境学習の場としての取り組み の推進	○	○	
					エ)ユニバーサルデザインや防犯に 配慮した公園整備を推進します	*公園のユニバーサルデザイン化の推進 *防犯に配慮した街灯の設置、樹木伐採など		○
				オ)防災機能の強化を図ります	*既存公園での防災機能の充実		○	
(7)やすらぎの ある身近な緑 をつくり ます	施策11 緑のまちづ くりの拠点 となる公共 施設の緑 化		ア)公共施設で緑化モデルとなる取 り組みを推進します	*まちなみのポイントとなる植栽の推進	○	○	*フラワーボット設置 *花いっぱい、緑いっぱい運動	
				*公共施設の緑化基準(緑化方針)の作成推進		○		
				*緑のカーテンづくり運動の推進	○	○	*緑のカーテンづくり運動	
			イ)学校施設での緑化を推進します	*緑のカーテンづくり運動の推進	○	○	*緑のカーテンづくり運動	
				*学校の体験農園づくり	○	○	*物産館等での体験農園の取り組み	
				*学校の花壇づくり	○	○	*緑の少年隊活動	
	施策12 緑豊かな 空間をつ くるまちな かの緑化		ア)個人の庭等の緑化を支援します	*生け垣設置制度の継続	○	○	*生け垣設置助成事業	
				*民有地における沿道緑化の推進	○	○		
				*花いっぱい運動の推進	○	○	*花いっぱい、緑いっぱい運動	
			イ)商店街での緑化を支援します	*オープンガーデニングの推進	○	○		
				*緑のカーテンづくり運動の推進	○	○	*緑のカーテンづくり運動	
				*商店街の緑化推進	○	○	*事業所等緑化助成事業 *花いっぱい、緑いっぱい運動	
ウ)工業地での緑化を支援します	*事業主への協力要請の促進	○	○	*事業所等緑化助成事業 *花いっぱい、緑いっぱい運動				
	*緑のカーテンづくり運動の推進	○	○	*緑のカーテンづくり運動				
	*事業所内の緑化推進	○	○	*緑のカーテンづくり運動 *生け垣設置助成事業				
施策13 開発事業 における緑 化の推進			ア)開発事業における緑化を推進し ます	*まちの杜推進事業の取り組み促進	○	○	*まちの杜推進事業	
				*壁面緑化、屋上緑化への取り組み推進	○	○		
			イ)地区計画や緑地協定、建築協 定等の制度の活用を検討します	*地区計画の指定	○	○	*都市計画の決定	
				*緑化率条例制度の活用検討	○	○		
				*緑地協定の活用検討	○	○		
				*建築協定の活用検討	○	○		

【緑で育てる】

基本方針	施策(大項目)	重点施策	施策(小項目)	具体的な施策	活動主体		現状の取り組み	
					市民事業者	行政		
(8) 緑の知識を育てます	施策14 緑や自然の大切さを実感する取り組みの普及・啓発	●	ア) 水と花と緑のイベントを開催します	* 花や緑に触れ合える各種イベントの開催	○	○	* 各種記念樹の配布 * 緑化教室の開催 * やまなしどんぐりクラブ(山梨県) * 緑化ポスターコンクール実施	
				* 緑の名所の募集	○	○		
				* 自然や歴史に親しむウォークラリーや体験イベントの開催	○	○	* フットパスコースの検討(観光協会) * 観光モデルルート(甲府遊歩)の検討	
				* 各種コンクールの実施	○	○	* 緑化ポスターコンクール	
				* 表彰制度の充実	○	○		
				* 啓発事業の推進(花苗・記念樹の配布、緑の相談室、緑化まつり、植樹祭)	○	○	* 各種記念樹の配布 * 緑化教室の開催 * 緑の相談室、緑化まつり、植樹祭	
			イ) 緑や自然に関する啓発や情報発信を充実します	* 緑のガイドブックの作成		○		
				* 緑づくりのホームページ開設		○		
				* 市民投稿による風景ブログの開設	○	○		
				* 緑の機関紙、パンフレットの発行		○		
				* 緑化基金制度の紹介		○		
				* 緑や自然に関する調査	○	○		
ウ) 緑に関する調査を充実します	* 研究機関との連携	○	○					
	* 緑や環境のモニタリング調査の充実	○	○					
	* 広報こうふや市ホームページでの情報提供		○					
(9) 市民参加の仕組みを育てます	施策15 市民団体等の組織や人材の育成	●	ア) 緑の保全や緑化推進に関わる人材育成と活用を推進します	* 緑づくり技術講習会の実施	○	○	* 緑の相談室 * 緑のアドバイザー制度(山梨県)	
				* 緑の専門家、アドバイザー派遣				
				* 緑の人材バンクの登録制度				
				* 緑づくりのボランティアやリーダーの育成				
				* 緑を育てる人材登録制度				
			* 登録者への情報提供					
	イ) こうふ緑のサポーター制度を構築します	●	ウ) 市民参加の仕組みを工夫します	* 手づくり公園の推進	○	○		
				* 維持管理ボランティアによる公園や公共施設、山林での取り組み促進	○	○		
施策16 緑の保全や緑化の推進を目的とした緑化基金の充実	●	ア) 基金の積み立てや運用に努めます	* 緑化基金制度の見直し		○	* 緑化基金の積立		
			* 新たな緑化基金制度の創出		○			
		イ) 基金による事業を拡大します	* 緑化基金による緑化事業の拡大			○		
(10) 市民の自主的な活動を支える仕組みを育てます	施策17 市民、団体、事業者の取り組みの支援体制づくり	●	ア) 市民、団体、事業者の取り組みを支援します	* 記念樹、苗木、花の苗の配布		○	* 記念樹、苗木、花の苗の配布	
				* ボランティアによる苗の育成活動	○	○		
				* 屋上緑化、壁面緑化、道具の貸し出し等に対する助成制度の創出		○		
				* 法律や条例に基づいた税制優遇制度の普及と活用		○		
			イ) 緑の基本計画を支える条例等を充実します	* 緑の条例の見直し、拡充			○	* 甲府市緑化の推進及び樹木の保全に関する条例
				* 中心市街地における緑化基準の強化、充実(緑化地域の検討) * 事業所緑化基準の強化、充実			○	

< 参考資料 >

1. 用語の解説

【あ行】

アダプト制度

一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度。

NPO

Non Profit Organization の略。非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

オープンガーデニング

個人の庭などを一般に公開するもので、ガーデニングの本場イギリスが発祥。

オープンスペース

公園、広場、河川、池、山林、農地など建物によって覆われていない土地の総称。

屋上緑化、壁面緑化

屋上緑化とは、建築物の断熱性や景観の向上などを目的に、屋上に植物を植えて緑化すること。同様に、建築物の外壁を緑化することを壁面緑化という。

【か行】

街区公園

住区基幹公園のうち、専ら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積規模は0.05ha以上1ha未満で、0.25haが標準規模とされている。

学校林

学校が、自然体験や環境教育などで使用するための森林。

近隣公園

住区基幹公園のうち、主として近隣住区（通常、小学校区を中心とする人口8,000～10,000人程度の区域を単位に設定される）に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積規模は原則として1ha以上で、標準面積は2haとされている。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。ヨーロッパ諸国では、既に国民の間にグリーンツーリズムが定着しており、緑豊かな農山漁村が育んできた自然、生活・文化ストックを広く都市の人々に開放し、「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな農山漁村での余暇活動を楽しんでいる。

景観重要樹木

地域の景観上の核となる重要な樹木について、景観法の規定に基づいて指定するもの。景観重要樹木に指定されると、管理行為などを除き、現状変更に対して景観行政団体の長の許可が必要となる。

公園愛護会

公園を設置している自治体と協力して、公園の清掃・除草などの日常的な管理を行う地域住民等で結成されたボランティア団体。

【さ行】

里山林

集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、また、落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林の総称。里山林にはナラ類やシイ・カシ類の優占する雑木林、鎮守の森のような照葉樹林も含まれ、地域により独自の景観を形成している。

CSR活動

Corporate Social Responsibilityの頭文字をとった表現で、一般的には「企業の社会的責任」と訳されている。企業は法律を守り、提供する商品やサービスに責任を持ち、従業員が働きやすい環境をつくり、地域社会に貢献し、地球環境に配慮した活動をしなければならない、こうした企業のありかたを表現した言葉。企業が自社の敷地を緑化したり、市民のための環境公開講座を開催したり、水と緑を守る市民の活動を資金面から援助したりといった例がある。

市街化区域

都市計画法に定める、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市民農園

都市住民のレクリエーションや自家用野菜などの栽培を目的として、一定区画に区分し一定期間貸し付ける農地。

樹林地

森林のうち、林木が集団的に生育している土地及び樹木の点在地。

親水

公園や護岸などで水に親しめるようにすることで、水面に直接触れることができるようにしたり、デザインに水のイメージを取り込んだりすること。

水源涵養

山地に水を蓄え、河川の流量を調節して渇水しないようにする目的で設けられる森林などを表す。古くから水田耕作を主とする日本では、農業用水の確保のため、いたるところで水源涵養のための森林がみられた。

生産緑地

生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地の機能を有する市街化区域内の農地を保全するため、都市計画に定める。

生物多様性

生物種の多様さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいう。自然の生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種及びその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する包括的な概念。

【た行】

多自然型工法

河川などが本来有している自然環境に配慮し、自然に近い景観や空間の保全・創出を目指した工法。

地区計画

都市計画法に基づく制度で、住民の合意に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するもの。地区計画では、地区の目標や方針を定めるほか、公園や道路などの施設の配置、建築物の用途や建て方、緑化率等、まちづくりの具体的な内容について地区の特性に応じたルールを定めることが可能である。

地区公園

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準に配置する。都市計画区域外の一定市町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。

都市公園

都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るための閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。

都市計画マスタープラン

都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備などの方針を明らかにする市町村のマスタープラン。作成にあたっては、必ず住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

【な行】

農業振興地域

今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う土地のこと。農業のために利用する土地と位置づけられ、排水路の整備などに国の補助金が優先的に投入される。農業以外の用途への転用は厳しく制限されている。

農用地区域

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

農地銀行

農地流動化の調整、管理を行うことにより、農業の担い手に対して利用権などを集積し経営規模の拡大を図ることを目的として、農業委員会に設置されている。

農業委員会では、農地を「貸したい」「借りたい」「売りたい」「買いたい」といった希望を「農地流動化情報台帳」にまとめて、農業委員会が仲介を行っている。

【は行】

ヒートアイランド現象

都市部は、郊外に比べて気温が高いため、等温線が島状になる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われて、緑が少ないこと、人間の生活や産業活動に伴う人工熱の放出、大気汚染物質などが原因となり都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えられることが特徴。生物を意味するBioと場所を意味するTopeと合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。

PFI方式

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。公共施設などの建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のためのシステムの考え方。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念で、単にPDCAという場合もある。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。

ここでは計画をたて（Plan）それを実行し（Do）評価し（Check）その評価結果を行政運営に反映させる（Action）というプロセスで一つの施策・事業を進めることをいう。

風致地区

都市の自然美を維持することを目的とした都市計画法に基づく制度で、建築物の建築や木竹の伐採などの制限を受ける。

保安林

水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全などを図るための、森林法に基づいて指定された森林。

ほ場・圃場

畑。菜園。

保存樹木

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、市町村長が都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認めて指定した樹木または樹林地。

ポケットパーク

商業地や住宅地の一角を利用してつくられる小さな公園。

【ま行】

緑のカーテン

ゴーヤ、アサガオなどのツル性の植物で建物の窓や壁をおおい、強い夏の日差しを和らげる等、様々な効果の期待できる「地球に優しい自然のカーテン」。

【や行】

遊休農地

農業経営基盤強化法で定義されている法令用語で、農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいう。

遊歩

ぶらぶらと歩くこと。散歩。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則が提唱されている。

【ら行】

緑被率

樹林や樹木で地面が覆われている（樹林地、農地、草地、水辺など）面積の割合。平面的な緑の量を把握するために用いられる。

緑化基金

緑化推進を図る目的で設置された基金。民間企業・団体による緑化事業・緑化活動に助成金を交付したり、都市緑化に関する普及啓発活動などを行っている。

緑化地域

都市計画の地域地区として指定することにより、大規模な建築物（原則として敷地面積が1,000 m²程度以上を想定）の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上を緑化することを義務づけられる。

【わ行】

ワークショップ

住民、専門家、行政がみんなで平等に意見を出したり、作業したりしながら、あるテーマについて考え、合意形成に導く場。まちづくり、公園などの身近な公共施設の整備において、地域住民の考えを計画に反映させながら、合意形成に導く有効な手段の一つ。

2. 樹木の特徴

(甲府市内において植えられている主な樹木)

種別	樹種名	主な植栽場所				特徴
		道路	公園	樹林地	その他※2	
高木	アカマツ ※1			○		常緑針葉高木。高さ 25mほどになる。山地の尾根筋や岩山などに自生する代表的なマツ。樹皮が赤褐色になるためこの名がある。土壌のやせた所や乾燥地でもよく育つが、大気汚染には弱い。
	イチョウ	○				落葉針葉高木。大きいものは高さ 30mほどになる。針葉樹には珍しい扇型の特徴的な葉をつけ、秋には黄葉し美しい。雄株と雌株があり、雌株には秋に銀杏が実る。剪定によく耐えるため、街路樹などに用いられる。耐火力に優れ、強風には強い。
	カエデ ※1	○※3		○※3		落葉広葉高木。カエデ科カエデ属の樹木の総称で、ハウチワカエデやイタヤカエデなどが代表的な種である。秋に赤や黄等に美しく紅葉する種が多く、モミジとも呼ばれる。生長は早く、萌芽力がある。
	カラマツ ※1			○		落葉針葉高木。高さ 20mほどになる。針葉樹には珍しい落葉性で、秋に黄色く黄葉する。また春の芽吹きも美しい。日本固有種。生長は早く、萌芽力あり。
	キンモクセイ		○		○	常緑広葉小高木。秋に橙黄色の強い芳香のある花を咲かせる。雄株と雌株があるが、日本では雄株しか知られていない。生長やや早く、萌芽力があり、剪定に耐える。
	クスノキ				○	常緑広葉高木。非常に大きくなり、高さ 20m以上になる。神社などによく植えられる。樹皮と葉には樟脳の香りがある。生長は暖地ではことに早く、萌芽力大きい。大気汚染に強いが、耐寒性に乏しい。
	クリ ※1			○		落葉広葉高木。樹皮は灰褐色で、老木になると大きな割れ目がある。6月頃に強い香りを放つ白い花をつけ、秋にはいがに包まれた実がなる。生長は早く、剪定に耐える。大気汚染は弱い、風には強い。
	クロマツ				○	常緑針葉高木。高さ 25mに達する。日当たりのよい岩上などに自生する。樹皮は亀甲型に割れ、その色が黒っぽいいためクロマツと呼ばれる。深根性で砂質壤土を好む。乾燥に耐え、湿地には不適。
	ケヤキ	○	○		○	落葉広葉高木。高さ 20m以上になる。こんもりとした円形の樹冠をつくり、樹皮は老木になると鱗片状にはがれる。春の芽吹きと秋の紅葉が美しい。街路樹や公園などによく植栽される。生長は早く、萌芽力大。土質は特に選ばず強風に耐える。大気汚染、乾燥に弱い。
	コノテガシワ		○			常緑針葉小高木。ヒノキに似た葉をつけるが、葉に裏表の区別がないのが特徴。学校や公園に植えられることが多い。乾燥に弱い。

種別	樹種名	主な植栽場所				特 徴
		道路	公園	樹林地	その他※ ²	
高木	サクラ(ソメイヨシノ)	○	○			落葉広葉高木。高さ10～15mになる。オオシマザクラとエドヒガンの雑種と考えられている。各地の公園や堤防などに植えられる代表的な桜。春に葉が展開する前に開花する。煙害、大気汚染に弱い。病虫害が多く、幹の虫害や根の病害など致命的なものもある。
	サザンカ		○		○	常緑広葉小高木。10～12月に直径5～8cmの花をつける。白や赤、八重咲きなど多くの園芸品種がある。萌芽力がある。大気汚染には強く、耐乾性がかなりある。
	サンゴジュ		○			常緑広葉小高木。植栽では低く刈り込んで生け垣などに用いられることが多い。光沢のある大きな厚い葉をつける。6月には白い小さな花を多数つけ、8～10月に赤い実をつける。街路樹や防風林に用いられる。生長は早く、萌芽力あり、剪定に耐える。大気汚染や煙害にかなり耐え、防火力は大きい。
	シラカシ	○	○		○	常緑広葉高木。高さ20mほどになる。樹皮は灰黒色で、縦に並んだ皮目があって割れ目はなくざらつく。葉は上面は緑色で下面は灰白色、秋にはどんぐりが実る。生長は早い。
	シラベ ※1 (シラビソ)			○		常緑針葉高木。亜高山に自生するモミの仲間。自生地では20mほどになるが、低地では大木となることは稀。
	スギ ※1			○		常緑針葉高木。大きいものは高さ50mに達する。建築材として植林される代表的な樹種で日本固有種。寿命の長い木としても知られる。生長は早く、剪定に耐える。大気汚染、風には弱い。
	ハナミズキ (アメリカハナミズキ)	○	○		○	落葉広葉小高木。高さ5mほど。北アメリカ原産の花木で、4～5月に先端がへこんだ白や淡紅色の四枚の苞のなかに小球状の花を多数つける。公園の植栽や街路樹によく用いられる。樹高に比べて枝張りが大きい。
	ヒノキ ※1			○		常緑針葉高木。高さ40mほどになる。樹皮は赤褐色で縦に裂ける。スギとともに建築材として植林される代表的な樹種。スギよりやや乾燥した場所を好む。材には独特の香りがあり腐りにくい。大気汚染にも強い。
	ヒマラヤスギ		○			常緑針葉高木。高さ40mほどになる。生長は早く、きれいな円錐形の樹冠をつくる。公園などによく植えられる。剪定に耐える。耐寒性、耐暑性、耐乾性は強いが風には弱い。
	ミズナラ ※1			○		落葉広葉高木。高さ30mほどになる。高級家具材や薪炭材として利用される。粗い鋸歯のある大きな葉をつける。秋にはどんぐりが実る。海拔1000m以上の地方にみられ、耐乾性は強い。

種別	樹種名	主な植栽場所				特 徴
		道 路	公 園	樹 林 地	そ の 他 ※ 2	
高 木	メタセコイヤ(アケボノスギ)	○				落葉針葉高木。高さ20mほどになる。生きている化石として有名。羽毛のような形のやわらかい葉をつける。湿ったところで旺盛に生育し、生長は早い。公園樹や街路樹としてよく植えられる。病虫害に強い。
	モミ ※1			○		常緑針葉高木。高さ25mに達する。円錐形の樹冠をつくり、クリスマスツリーに使われる木として有名。樹皮は紫色を帯びた灰白色で、老木の樹皮は粗く裂ける。生長は早く、寒さに強い。
	ヤマボウシ	○				落葉広葉高木。高さ5～15m。ハナミズキに近縁な日本の野生種。5～7月に白い四枚の苞が上向きにつき、なかに花をつける。ハナミズキと異なり苞の先端はとがる。秋には赤い実が熟し食べられる。乾燥に弱いが病虫害は少ない。
低 木	アジサイ		○			落葉広葉低木。沿海地の林内に自生するガクアジサイを改良したもので、古くから栽培される。花の色が開花から日を経るに従って変化する。湿気を好む。生長は早く、浅根性で乾燥には弱い。煙害には割合強いが、大気汚染には弱い。
	アベリア	○	○			常緑(落葉)広葉低木。6～10月に白い花を多数つけ、花には香りがある。公園や学校、道路などに植栽される。生長は早く、萌芽力も強く、剪定に耐える。大気汚染に強く、土壌はさほど選ばない。
	オオムラサキツツジ	○	○		○	常緑広葉低木。古くから栽培される園芸種。5月に鮮やかな紫紅色の大型の花を多数つける。生け垣や公園の植栽によく用いられる。萌芽力が強く、剪定に耐える。大気汚染に強い。
	カンツバキ	○	○		○	常緑広葉低木。サザンカとツバキの交雑種とされる。12～2月に開花し、赤や白、ピンクなどの花を咲かせる。生長は遅く、剪定に耐える。耐煙性あり。
	キリシマツツジ		○			常緑広葉低木。ヤマツツジが母体となって出来た交配種と考えられる園芸種。4～5月に紅紫、白、朱色などの花を多数咲かせる。生育は遅いが、萌芽力あり、剪定に耐える。ツツジ類のなかでは樹高が高い。
	クチナシ		○			常緑広葉低木。6～7月に強い芳香のある白い花を咲かせる。果実は黄色の染料として使われる。萌芽力あり、剪定に耐える。大気汚染には強い。
	コデマリ		○			落葉広葉低木。4～5月に白い小さな花が球形にまとまってつく。公園の植栽に使われる。生長は早く、萌芽力あり、剪定に耐えるが、自然形に伸長させると美しい。
	サツキ	○	○		○	常緑広葉低木。6～7月頃に朱色や紫紅色、白などの花を多数つける。公園や道路などの植栽に用いられる。萌芽力があり、剪定に耐える。

種別	樹種名	主な植栽場所				特 徴
		道路	公園	樹林地	その他※ ²	
低木	ジンチョウゲ	○	○			常緑広葉低木。2～4月に枝先に強い芳香のある花を多数つける。日本ではほとんど結実しない。庭木などに用いられる。生長はやや遅い。萌芽力はあるが、強い剪定は不可。大気汚染には強い。
	イヌツゲ	○				常緑広葉低木。よく枝分かかれし枝葉が密生する。6～7月に目立たない黄白色の花をつけ、秋に黒い実がなる。庭木などに用いられる。陰陽いずれにも耐え、大気汚染に強く、耐煙性がある。剪定によく耐える。
	ドウダンツツジ		○			落葉広葉低木。4～5月に壺型の白い花を多数つける。また秋の紅葉が大変美しい。生育はやや遅い。萌芽力あり、剪定に耐える。大気汚染や乾燥にはあまり強くない。
	ニシキギ		○			落葉広葉低木。若い枝に薄いコルク質の板状の翼がつく。秋には赤い実をつける。紅葉が大変美しい。庭木などとして植栽される。生長は早く、剪定に耐える。
	ヒイラギナンテン		○			常緑広葉低木。姿はナンテンに似るが、葉にはヒイラギのようなとげがある。3～4月に黄色い花を多数つける。庭木などとして植栽される。大気汚染に強く、やや陰湿の肥沃地を好むが、陽光にも耐える。
	ヒラドツツジ	○	○			常緑広葉低木。4～5月にツツジ類としては大型の花を多数つける。赤や白、桃色など多数の園芸品種がある。道路や公園の植栽に用いられる。萌芽力は大きい。乾燥に強いが、大気汚染にはやや弱い。
	ヒュウガミズキ		○			落葉広葉低木。3～4月に葉の展開前に黄色い花を多数下向きにつける。庭木や公園の植栽に用いられる。生長は早い。大気汚染に弱い。
	ビョウヤナギ		○			半落葉広葉低木。5～7月頃に長いおしべをもつ黄色い花をつける。生長は早く、剪定に耐える。
	ユキヤナギ		○			落葉広葉低木。4月頃に約8mmの白い小さな花を多数つけ、枝先は垂れ下がる。庭木や公園の植栽に用いられる。生長は早い。大気汚染、耐寒性には強く、乾燥多湿に耐える。
レンギョウ		○			落葉広葉低木。3～4月に葉の展開前に黄色い4弁の花を多数つける。庭木や公園の植栽に用いられる。諸環境条件に対してかなり適応性、抵抗性がある。生長は早く、萌芽力あり、剪定に耐える。	

※1 甲府市森林整備計画による人工造林対象樹種の高木

注) スギを植栽する場合は、花粉症対策苗木の利用に努めるものとする。

※2 その他: 甲府市新築記念樹・保存樹木・公共施設緑化樹木等として様々な場所で植樹されている。

※3 道路植樹としての樹種については、主にトウカエデやイロハモミジが多く、甲府市森林整備計画による人工造林の対象樹種については、カエデ類全般を対象として植樹している。

3. 策定の経過

年 度	年 月 日	名 称
平成 22 年度	平成 22 年 10 月	第 1 回庁内検討会議
	平成 22 年 12 月	第 2 回庁内検討会議
	平成 23 年 2 月	第 3 回庁内検討会議
平成 23 年度	平成 23 年 12 月	第 1 回策定委員会
	平成 24 年 3 月	第 4 回庁内検討会議
	平成 24 年 3 月	第 5 回庁内検討会議
	平成 24 年 3 月	第 2 回策定委員会
平成 24 年度	平成 24 年 6 月	甲府市都市計画審議会への説明
	平成 24 年 6 月	第 6 回庁内検討会議
	平成 24 年 7 月	第 3 回策定委員会
	平成 24 年 9 月	第 7 回庁内検討会議
	平成 24 年 9 月	第 4 回策定委員会
	平成 24 年 12 月	第 8 回庁内検討会議
	平成 25 年 2 月	第 5 回策定委員会
平成 25 年度	平成 25 年 7 月 ~ 8 月	パブリックコメントの実施
	平成 25 年 9 月	第 9 回庁内検討会議
	平成 25 年 10 月	第 6 回策定委員会
	平成 25 年 11 月	策定委員会から市長へ原案報告
	平成 25 年 11 月	甲府市議会（経済建設委員会）への説明
	平成 25 年 12 月	住民説明会の実施（5 会場）
	平成 26 年 3 月	甲府市緑の基本計画の策定

4. 甲府市緑の基本計画の策定メンバー

◇ 甲府市緑の基本計画策定委員会名簿

区 分		団体・役職名等	氏 名	備 考
学識経験者	学 識 経 験 者	山梨大学大学院 医学工学総合研究部 准教授	石井 信行	会 長
	学 識 経 験 者	山梨大学大学院 教育学研究科 教授 山梨県植物研究会事務局長	蘆原 桂	
甲府市都市計画審議会	会 長	山梨県緑化センター	久保田公雄	副会長
	委 員	甲府市議会議員	野中 一二	
	委 員	甲府市議会議員 (甲府市議会議員)	清水 保 (荻原 隆宏)	
関係団体の代表者	市 民	甲府市自治会連合会 会長	齋藤 伸右	
	市 民	甲府市自治会連合会 副会長 建設・経済委員会委員長	佐野 哲夫	
	福 祉	甲府市社会福祉協議会 会長	佐藤 健	
	産 業	甲府商工会議所 常議員 地域活性化委員会 委員長	丹沢 良治	
	女 性 団 体	甲府市女性団体連絡協議会 評議員	福田 勝子	
	建 築	社団法人山梨県建築士会 女性部 相談役	市原 文子	
その他市長が必要と認められた者	関係行政機関	山梨県県土整備部都市計画課長	市川 成人	
	甲 府 市	建設部長 (前 都市建設部長)	長田 孝文 (葉袋 哲男)	

() は前任者

◇ 甲府市緑の基本計画庁内検討会議の構成

部 名	室 名	課 名	備 考
建設部	まち開発室	都市計画課長	議長
企画部	企画総室	政策課	担当係長 各1名 (職務代理)
	企画財政室	財政課	
	危機管理室	防災課	
	地域政策室	まちづくり課	
環境部	環境総室	環境保全課	
産業部	産業振興室	観光課	
	農林振興室	農政課	
		林政課	
教育部	生涯学習室	文化課	
農業委員会		農業委員会事務局	
建設部	まち保全室	道路河川課	
		公園緑地課	
	まち開発室	都市計画課	

※ 平成 25 年度組織名



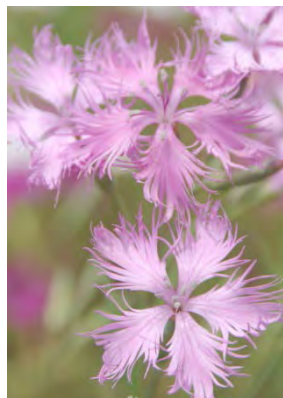
甲府市緑の基本計画策定委員会

甲府市の木 カシ



カシは、ブナ科の常緑高木で甲府に数多く自生しています。材質はとても堅く、樹形は天に向かい雄大に伸びます。空に向かって伸びる樹形は市の将来を象徴するのにふさわしいと選ばれました。(昭和46年8月指定)

甲府市の花 ナデシコ



ナデシコは世界に広く分布し、とても育てやすい花です。甲府の暑さや寒さにも耐えて咲くたくましさ、美しさは甲府を象徴するのにふさわしいと選ばれました。(昭和37年1月指定)

甲府市の鳥 カワセミ



川の土手や水辺にすむ留鳥(死ぬまでうまれた土地を離れない野鳥)で、背羽根の美しさから「飛ぶ宝石」とも言われます。「宝石の街・甲府」に1番ふさわしいと選ばれました。(昭和59年8月指定)

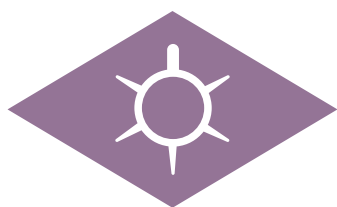
甲府市緑の基本計画

人と自然と歴史がきらめく、

緑あふれる ふるさと甲府

発行：甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL 055-237-1161 (代)
HP <http://www.city.kofu.yamanashi.jp/>

平成26年3月



甲 府 市

甲 府 市 緑 の 基 本 計 画